

[K2025-0031] 液処理設備計器類他配線解線工事

【一般競争入札】

(配布資料)

- | | | |
|-------------------------------|-------------|-------|
| 1. 「発注説明書（別紙含む）」 | …………… | 6 頁 |
| 2. 「入札（見積）者に対する指示書」 | （別添 1）…………… | 2 2 頁 |
| 3. 「工事請負契約書（案）」 | （別添 2）…………… | 2 6 頁 |
| 4. 「仕様書（特記仕様 53 頁、共通仕様 40 頁）」 | （別添 3）…………… | 9 3 頁 |
| 5. 「競争参加資格確認申請書」 | （別添 4）…………… | 1 頁 |
| 6. 「入札（現場）説明会参加申込書」 | （別添 5）…………… | 1 頁 |

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪 PCB 処理事業所

発注説明書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社が発注する「[K2025-0031] 液処理設備計器類他配線解線工事」に係る入札公告に基づく一般競争入札手続等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程等関係規定等に定めるもののほか、この発注説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年5月8日

2 契約職 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所 所長 安井 仁司

3 調達概要

- (1) 工事名 [K2025-0031] 液処理設備計器類他配線解線工事
- (2) 仕様書 特記仕様書による
- (3) 工期 契約締結日翌日～令和7年9月30日
- (4) 入札方法 入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) その他 本件は、競争参加資格を確認の上、入札の参加者を選定し実施するものである。

4 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限(令和7年5月23日)において次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(直近3期分の決算報告書の写し(表紙、内訳書含む)を提出すること)
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は競争参加資格確認申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続の開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中で

ないこと。

- (8) 環境省が行う令和7・8年度 一般競争(指名競争)参加資格の審査において、入札参加資格(工事種別「電気設備工事」、競争参加地域「近畿」を含む)がB等級以上であると認められた者。なお、令和7・8年度に有効な一般競争(指名競争)参加資格審査決定通知書(写し)を当該一般競争入札の競争参加資格確認申請時に併せて提出すること。
- (9) 建設業法第3条第1項の規定による建設業許可のうち、第2項に掲げる別表第一の「建築一式工事」の許可、又は「電気工事」の許可を受けていること。
- (10) 入札説明会(現場説明)に参加した者であること。

5 担当部課

〒554-0041 大阪府大阪市此花区北港白津二丁目4番13号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪PCB処理事業所 (総務課：網本)

TEL 06-6468-0575 FAX 06-6468-0576

MAIL amimoto@jesconet.co.jp

6 入札(現場)説明会の日時及び場所

- (1) 日 時：令和7年5月20日(火) 開催時刻は後日連絡
- (2) 場 所：大阪府大阪市此花区北港白津二丁目4番13号
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪PCB処理事業所
- (3) 入札(現場)説明会参加申込書の提出期限：令和7年5月16日(金)16時※
※当申込書はFAXによる提出に限る。(FAX 06-6468-0576)
- (4) 現場説明会の参加は必須です。(説明会参加申込書を提出すること)

7 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書を提出し、契約職から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。
- (2) 競争参加資格確認申請書の提出
 - ① 提出期間：令和7年5月20日(火)から令和7年5月23日(金)
 - ② 提出場所：上記5に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は郵送による。(提出期限厳守)
持参する場合は、提出期間の土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日10時から12時および13時から16時まで。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
 - ④ 提出部数：1部
- (3) 競争参加資格確認申請書
競争参加資格確認申請書により作成すること。
- (4) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法
 - ① 通知予定日：令和7年5月28日(水)
 - ② 通知方法：通知書をFAX又は郵送する。

(5) その他

- ① 競争参加資格確認申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された競争参加資格確認申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。
- ④ 提出期限以降における競争参加資格確認申請書の再提出（部分的な再提出を含む。以下同じ。）は認めない。
- ⑤ 競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先は上記5に同じ。

8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和7年5月30日(金)16時まで
- ② 提出場所：上記5に同じ。
- ③ 提出方法：書面はFAX又は電子メールにより提出するものとする。

※正は郵送すること。

(2) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和7年6月3日(火)までに書面により回答する。

9 質問及び回答

(1) 本業務の受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容について質問がある場合は、次に従い書面（入札者に対する指示書にある質問・回答書）により提出すること。

- ①提出期間：令和7年5月28日(水)から令和7年5月30日(金)

ただし、上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日10時から12時及び13時から16時まで。

質問は発注内容等に関するものとするが、質問が無い場合でも「質問なし」と記入した質問・回答書を提出すること。

- ②提出場所：上記5に同じ。

- ③提出方法：書面はFAXにより提出するものとする。※正は郵送すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。

回答日 令和7年6月3日(火)

回答方法 FAX又は電子メールにより回答する。

※競争参加資格を認められた者に対して回答。

10 入札書の提出

(1) 提出期限：令和7年6月11日(水)

(2) 提出場所：上記5に同じ。

(3) 提出方法：持参又は郵送（提出期限必着）

持参する場合は、提出期間の土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日10時から12時および13時から16時まで。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

11 開札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和7年6月12日（木）10時
- (2) 場 所：上記5に同じ。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送すること。
- (2) 入札金額については、工事1式あたりの金額（税抜）を記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度入札を行う。

13 入札保証金 免除

14 契約保証金 工事請負契約書 第4条（契約の保証）による

15 開札

今般入札の開札立ち会いを取止めしますが、入札事務に関係のない当社社員立ち合いのもとで開札執行した後、競争参加者には入札結果をお知らせいたします。

16 内訳書の提示

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提示を求める。
- (2) 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は規格、数量、単価、金額等を明らかにすること。

17 入札の無効

本発注説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札は無効とする。

18 落札者の決定方法

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者を契約者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (2) 「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて(低入札の基準)」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

(3) 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

※低入札の基準については下記 URL から確認できます。

http://www.jesconet.co.jp/bid_contract/pdf/tei_nyusatsu_kijun.pdf

19 契約書作成の要否等 工事請負契約書（案）により契約書を作成する。

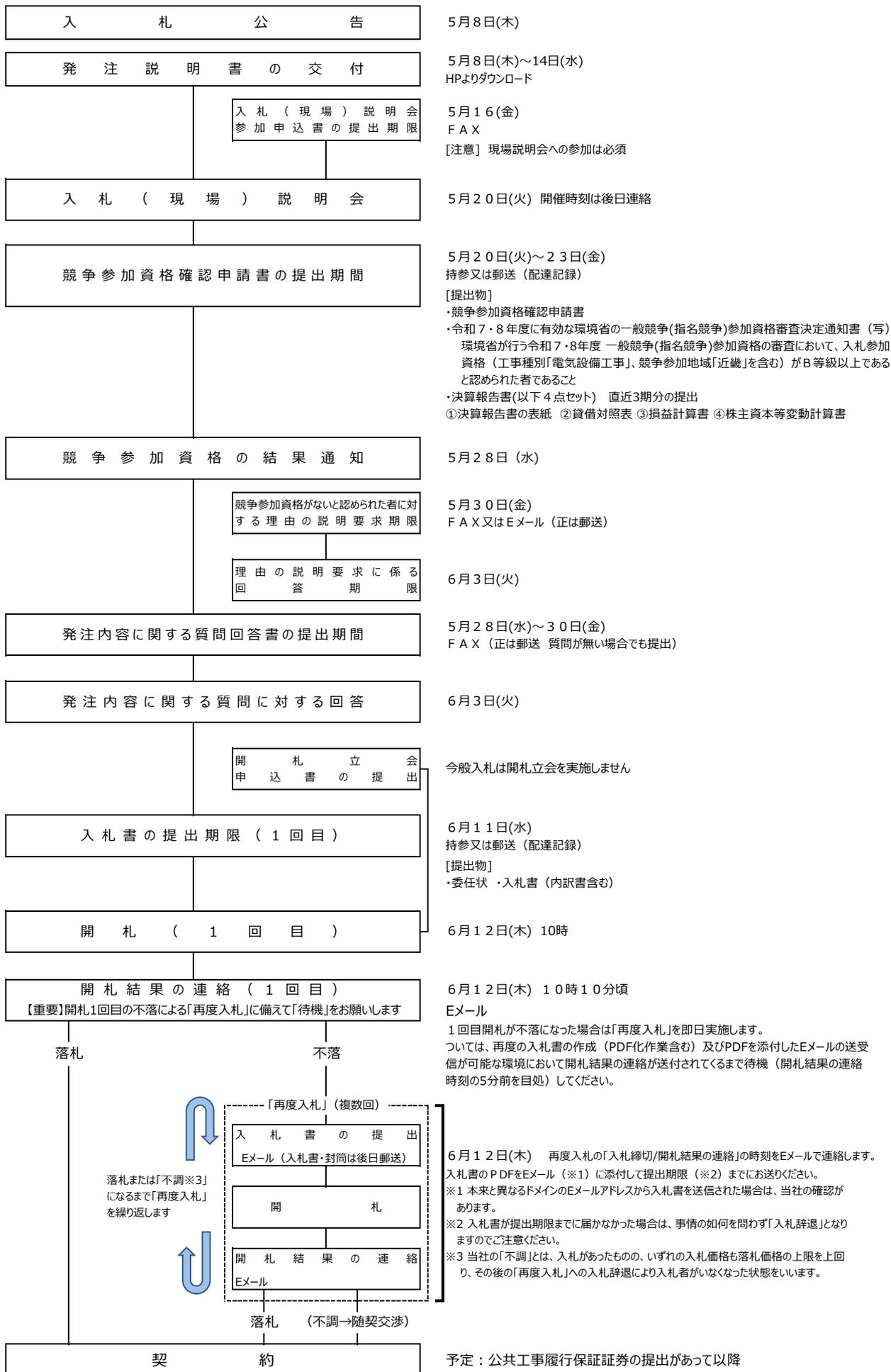
20 支払条件 完成払い

21 別添

- | | |
|-------------------|--------|
| 1. 入札者に対する指示書 | (別添 1) |
| 2. 工事請負契約書（案） | (別添 2) |
| 3. 仕様書（共通・特記） | (別添 3) |
| 4. 競争参加資格確認申請書 | (別添 4) |
| 5. 入札(現場)説明会参加申込書 | (別添 5) |

「発注手続日程（予定）」

件名： [K2025-0031] 液処理設備計器類他配線解線工事



※上記の期間又は期限は、土曜日、日曜日及び休日を除く毎日10～12時及び13時～16時

入札(見積)者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が締結する工事請負契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一 入札執行上の注意事項

第1 入札者の注意事項

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 1 入札者は、現場説明書、設計図書、工事請負契約書（案）及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札者は、所定の時刻の少なくとも 10 分前に集合し、必要な書類を提出し、審査を受けること。（今般入札の開札立会は実施致しません）
- 3 入札書は別添様式第 3 号によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。
- 4 入札金額は、現場説明書、設計図書及び工事請負契約書（案）等（以下「契約仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに契約仕様書等について修正があった場合は、修正後の契約仕様書等により積算すること。
- 5 入札書は、代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。
 - ① 単体企業又は共同企業体の代表者が代理人により入札する場合は、委任状（様式第 1 号－1）を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
 - ② 代理人（様式第 1 号－2）が復代理人を選任する場合は、復代理人に対する委任状（様式第 2 号）を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
- 6 入札書には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- 7 送付により入札書を提出する場合（送付による提出が認められている場合に限る）は、次の方法によること。
 - ① 入札書の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。
 - ② 送付用の封筒に、担当者の名刺、委任状（代理人又は復代理人により入札する場合に限る）、入札書が封入された封筒及び入札金額内訳書が封入された封筒を封入すること。なお、それぞれの封筒には、会社名、件名及び在中書類の名称を明記すること。
 - ③ 送付は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99

号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うこと。

- 8 入札者は、入札書を提出した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 9 入札者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

入札者は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- ① 入札又は見積り執行前にあっては、別添様式第13号による入札(見積)辞退書を発注者に直接持参し、又は送付(入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。)して行う。
- ② 入札又は見積り執行中にあっては、入札(見積)辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。
入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第2 公正な入札の確保

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、他の入札者と入札意思、入札価格又は入札書、工事費内訳書その他提出する書類(以下「入札書等」という)の作成についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して、入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

第3 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

- 1 入札書の金額が訂正してある場合
- 2 入札者の記名又は押印が欠けている場合
- 3 誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
- 4 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合
- 5 送付による入札が認められていない場合において、送付により入札書が提出された場合
- 6 送付による入札が認められている場合において、入札書の提出期限を過ぎて入札書等が提出された場合
- 7 一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合
- 8 競争に参加する資格のない者が入札を行った場合
- 9 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
- 10 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
- 11 前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は発注者の指示に従わなかった場合

第4 入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第5 開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

1 開札は、会社が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終わった後に、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。（今般入札の開札立会は実施致しません）

2 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札予定者とし、その者から工事コスト縮減に係る技術提案を求める場合にあつては、その内容等について協議を行うとともに、技術提案のない部分に係る施工方法等についても、工事コスト縮減に係る検討・協議を行い、落札予定者と合意した内容をもって当該落札予定者を落札者とする。

3 前号前段において、落札予定者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は落札予定者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるとき、若しくは正当な理由なく協議に応じない等落札予定者の対応が不誠実と認められる場合は、新たな入札手続を行う。

4 落札予定となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札予定者を決定する。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない社員にくじを引かせる。

5 開札の結果は、開札に立ち会っている入札者等には口頭により通知し、その他の入札者には電子メールにより通知する。

6 開札の結果、落札予定者がいないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。

ただし、開札会場に入札者全員が立ち会っていない場合は、別途日を改めて再度の入札を行う。（今般入札は開札立会を実施しないので、開札日当日に再度入札を実施する。ただし、開札当日の再度入札で落札または不調にならなければ日を改めて再度入札を継続する。）

7 再度の入札を行っても落札予定者がいない場合は、最低価格の入札をした者から順次見積合せを行う。

8 「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

9 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の

履行期間の延長は行わない。

第6 見積合わせの場合の準用

- 1 第1 から第5 に規定する事項（第5 第3 号を除く。）は、見積の場合に準用する。
- 2 見積の場合は、予定価格の範囲内で見積をした場合のみ、その者を落札予定者とする。

二 契約上の注意事項

第1 契約書等

- 1 落札者は、発注者所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から7 日以内に提出しなければならない。ただし、発注者の承諾をえて、この期間を延長することができる。
- 2 契約書を作成する場合において、発注者が落札者とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。
- 3 契約締結後 14 日以内に請負代金内訳書及び工程表を提出すること。
- 4 着工届は様式第4 号により、現場代理人等届は様式第5 号により、それぞれ提出すること。

第2 契約の保証

- 1 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下①から④のいずれかの書類を提出しなければならない。（契約金額が300万円を超える場合に限り）

① 契約保証金に係る保証金領収証書及び保証金提出書

[注] イ 保証金領収証書は、「（保証金取扱店名を記載すること。）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

ロ 保証金領収証書の宛名の欄には、「（出納命令職 役職 氏名を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。

ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ホ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保証金の払渡を求め旨の保証金払渡請求書を提出すること。

② 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

[注] イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律184号）第2条第4項

に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- ロ 保証書の宛名の欄には、「（代表取締役社長 氏名 を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。
- ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- ヘ 保証期間は、工期を含むものとすること。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6 カ月以上確保されるものとする。
- チ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- リ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、発注者に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

③ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- [注] イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「（代表取締役社長 氏名を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。
 - ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - ニ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1（低入札の場合は 10 分の 3）の金額以上とする。
 - ホ 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - ヘ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
 - ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、発注者に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

④ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- [注] イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - ハ 保険証券の宛名の欄には、「（代表取締役社長 氏名を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。
 - ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事

- 名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1（低入札の場合は 10 分の 3）の金額以上とする。
 - ヘ 保険期間は、工期を含むものとする。
 - ト 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
 - チ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、発注者に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

第3 契約代金の支払

- 1 目的物が完成したときは、（一部）完成届・完成届（様式第 6 号）を提出するものとする。
- 2 目的物が完成し、当社の検査に合格したときは、引渡書（様式第 7 号）を提出すること。
- 3 完成代金は、完成代金支払請求書（様式第 10 号）に基づき支払う。
- 4 契約代金の支払は、支払代金振込依頼書（様式第 11 号）に明示した場所で行う。

三 その他の事項

- 1 入札者及び見積者（以下「入札者等」という。）は、入札及び見積（以下「入札等」という。）の際又は速やかに、工事費内訳書（内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること）を必ず提出すること。
- 2 入札者等は、入札等の執行後においては、本指示書、契約仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることにはできない。

(様式第1号-1)

(その1)

委 任 状

私は、(会社名 _____、所属部課名 _____、
氏名 _____) を代理人と定め、次の権限を委任します。

工 事 名

委任事項 入札(見積)に関すること。

代 理 人

印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所
名 称
会 社 名
代 表 者

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第1号-2)

(その2)

委 任 状

私は、(支社名 _____、所属部課名 _____、
氏名 _____) を代理人と定め、次の権限を委任します。

工 事 名

- 委 任 事 項
- 一 入札及び見積りに関すること。
 - 二 復代理人を選任すること。
 - 三 工事請負契約の締結及び代金の請求並びに受領に関すること。
 - 四 諸願届等に関すること。

代 理 人

印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所
名 称
会 社 名
代表者氏名

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第2号)

(その3)

委 任 状

私は、（支社名 _____、所属部課名 _____、
氏名 _____）を復代理人と定め、次の権限を委任します。

工 事 名

委 任 事 項 入札及び見積りに関すること。

復 代 理 人 印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所
名 称
会 社 名
代表者氏名

代理人 住 所
会 社 名
所 属
氏 名

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第3号)

入札（見積）書

金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

工事名

入札（見積）者に対する指示書を承諾のうえ、上記の金額により入札いたします。

令和 年 月 日

住 所
名 称
会 社 名
代表者氏名

印

代理人
又は復代理人

住 所
会 社 名
所 属
氏 名

印

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

(注) 送付による入札の場合は、入札書提出期限までの日付を記入すること。

入札書は封かんし、工事名を表記すること。

※代理人又は復代理人の場合、代表者の印はいらない。

入札（見積）書封かん例

(表面)

工事名	令和 年 月 日	入札（見積）書
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪PCB処理事業所 所長殿		
入札者の名称		
社名等		

(裏面)

印
印
印

※工事費内訳書は別の封筒に入れ、会社名、業務名及び工事費内訳書在中の旨表記すること。

(様式第4号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

受注者 住 所
名 称
会 社 名
代表者氏名

印

着 工 届

下記工事は、令和 年 月 日に着工しますのでお届けいたします。

1. 工 事 名

2. 工事期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(様式第5号-2)

経 歴 書

氏 名

生 年 月 日

現 住 所

最 終 学 歴

資格及び取得年月日

職 歴

工 事 歴

令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

氏 名

印

(様式第6号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

受注者	住 所	
	名 称	
	会 社 名	
	代表者氏名	印

(一部) 完 成 完 成 届

工事名

上記工事については、令和 年 月 日に 一部完成 いたしましたので
完 成
お届けいたします。

(様式第7号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

受注者	住 所	
	名 称	
	会 社 名	
	代表者氏名	印

引 渡 書

工事名

標記工事については、令和 年 月 日に 一部完成 検査に合格いたしましたので、
完 成

これをお引渡しいたします。

(様式第10号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

受注者 住 所
名 称
会 社 名
代表者氏名 印
適格請求書発行事業者登録番号 ※ [有] [無]
(T)

※適格請求書発行事業者は[無]に取消線を入れて登録番号を記入して下さい。

適格請求書発行事業者でない場合は[有]に取消線を入れて下さい。

完成代金支払請求書

工事名

上記工事については、令和 年 月 日に完成いたしましたので下記のとおり請求いたします。

記

金 _____ 円
(うち消費税額10% : _____ 円)

請求金額内訳

契約金額	金	円
既受領額	金	円
今回請求額	金	円

(様式第11号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

受注者 住 所
名 称
会 社 名
代表者氏名 印
適格請求書発行事業者登録番号 ※ [有] [無]
(T)

※適格請求書発行事業者は[無]に取消線を入れて登録番号を記入し
て下さい。

適格請求書発行事業者でない場合は[有]に取消線を入れて下さい。

支 払 代 金 振 込 依 頼 書

工 事 名

支 払 区 分

金 額

上記工事について、下記のとおり振込戴きたくお願いいたします。

振込指定金融機関

預 金 種 別

口 座 番 号

口 座 名 義

(様式第12号)

開札立会申込書

工事名	
開札日時	令和 年 月 日 時 分
開札場所	大阪市此花区北港白津二丁目4番13号 中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪PCB処理事業所
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名 連絡先	TEL 印

※注 入札を郵便等で実施する場合に「開札立会」の希望を提出する申込書です。

- ① 入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。
本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
- ② 開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の
通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも10分前に集合して下さい。
- ③ 本書面の提出
提出期限 令和 年 月 日 () 時
提出場所 大阪市此花区北港白津二丁目4番13号
中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪PCB処理事業所 総務課
FAX 06-6468-0576 電話 06-6468-0575
提出方法 持参、郵送又はFAX

(様式第13号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

入札（見積）辞退書

工 事 名 _____

標記について入札を辞退いたします。

辞退となった理由（可能な範囲で記載願います）

平成26年12月24日

「環境適合品の使用及びグリーン配送の御願い」

中間貯蔵・環境安全事業(株)
大阪PCB処理事業所 総務課

中間貯蔵・環境安全事業(株)では、物品やサービスを購入する際は価格や品質、デザインだけではなく、環境面について以下の配慮をお取引先さまに御願ひしています。

1) 環境適合品の使用

弊社に提供される物品及びサービスは、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満足する物品を使用すること。

2) グリーン配送または低公害車の使用

弊社への納品及び来社の際は、低公害車の使用やエコドライブの実施など環境に配慮した配送及び運転方法を実施すること。

工事請負契約書 (案)

工事名 [K2025-0031] 液処理設備計器類他配線解線工事

1 工事場所 大阪市此花区北港白津二丁目3番35号

2 工期 自 契約締結日翌日
至 令和7年9月30日3 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯 仕様書に別途定める4 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

5 契約保証金 第4条(契約の保証)による

6 支払条件 完成払い

7 建設発生土の搬出先等 (削除)

8 解体工事に要する費用等 (削除)

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 大阪市此花区北港白津二丁目4番13号
氏名 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司

受注者 住所
氏名

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 違約金に関する特約事項(別紙)を定める。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が
 確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の
 保証

三 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

四 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第5条の2 発注者及び受注者は、この契約の履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責めを免れない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結

した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更にしたときも同様とする。

一 現場代理人

二 (A) [] 主任技術者

(B) [] 監理技術者

(C) (削除)

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

[注] (B) は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A) は、それ以外の場合に使用する。

[] の部分には、同法第26条第3項の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（建築工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書で定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発

見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本

国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた社員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡

しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた月の翌月末日までに請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第35条 (削除)

(保証契約の変更)

第36条 (削除)

(前払金の使用等)

第37条 (削除)

(部分払)

第38条 (削除)

(部分引渡し)

第39条 (削除)

(第三者による代理受領)

第40条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(前条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)

第41条 (削除)

(契約不適合責任)

第42条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第43条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第44条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却し
た上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 十 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第46条 第44条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第47条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除

されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第47条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第50条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金[又は中間前払金]があったときは、当該前払金の額[及び中間前払金の額]（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金[及び中間前払金]の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額[及び中間前払金額]になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金[又は中間前払金]の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場

合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は次条第三項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第47条又は第48条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第44条又は第45条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第一項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パー

セントの割合で計算した額とする。

- 6 第2項の場合（第45条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第33条第2項（第35条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第53条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第1条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第七項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第54条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を、第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第55条 受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第56条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲 裁)

第57条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補 則)

第58条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[表面]

仲 裁 合 意 書

工 事 名 [K2025-0031] 液処理設備計器類他配線解線工事

工 事 場 所 大阪市此花区北港白津二丁目3番35号

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 中央 建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。

令和 年 月 日

発注者	住 所	大阪市此花区北港白津二丁目4番13号	
	氏 名	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
		大阪PCB処理事業所	
		所長 安井 仁司	印

受注者	住 所		
	氏 名		

印

[裏面]

仲 裁 合 意 書 に つ い て

1) 仲裁合意書について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

別紙

違約金に関する特約条項

第1条 本契約に関し、受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 本契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第2条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

[K2025-0031]液処理設備計器類他配線解線工事

特記仕様書

令和7年4月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

はじめに

本仕様書は、『[K2025-0031] 液処理設備計器類他配線解線工事』について規定するものとする。

1. 工 事 名 [K2025-0031] 液処理設備計器類他配線解線工事

2. 適 用 範 囲

(1) 仕様書は、「[K2025-0031] 液処理設備計器類他配線解線工事」の契約書および設計図書に
工事範囲を定める。

(2) 本仕様書と他の設計図書間に相違がある場合の優先順位は以下の順序とする。
とする。

- ① 質問回答書
- ② 現場説明書
- ③ 特記仕様書
- ④ 共通仕様書

3. 工 事 場 所 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪PCB処理事業所
大阪市此花区北港白津二丁目3番35号(東棟)

4. 工 事 目 的

使用停止した中間処理設備の装置及び機器の解体・撤去をR7年7月から計画しており、今回はその
準備作業として撤去対象の計器・自動弁の配線を解線する。

5. 工 期 契約締結日翌日～ 令和7年9月30日

6. 工 事 内 容 以下に示す工事内容を実施すること。(添付資料1, 2参照)

A. 工事概要

<解線対象機器>

① 計器および自動弁 477箇所

	系統名	数量
1	VTR回収PCB受入セクション	15
2	コンデンサー油受入セクション	15
3	洗浄回収油受入セクション	15
4	廃PCB受入セクション	13
5	静置分離セクション	67
6	抽出セクション	52
7	一段蒸留セクション	33
8	二段蒸留セクション	68
9	活性炭処理セクション	38
10	調整セクション	36
11	廃アルカリ処理セクション	35
12	スロップセクション	7
13	液仕込セクション	24
14	反応セクション	12
15	排気処理セクション	8
16	東西移送	39
	合 計	477

B. 工事内容

- (1) 工事準備 1式
- ① 工事場所の床面について、シート養生を行うこと。
 - ② 高所作業用の脚立等を使用する場合は、安全作業を考慮して使用すること。
 - ③ 工事前に中間処理設備の液抜き処理が終了していることを確認すること。
 - ④ 施工計画書に下記の事項を記載すること。
 - ・緊急停止信号による機器動作方向を調査し、その結果に基づく弁等の隔離処置方法
 - ・各制御盤等の一次側の遮断箇所を調査した図面他(チェックリストも兼ねる)
- (2) 計装電気配線解線 1式
- ① 発注者とともに解線対象の配線を現地で確認するとともに、マーキングを行うこと
 - ② 各制御盤の1次側については、発注者にて電源遮断を実施するので、立ち会うこと。
ただし、端子台等にて解線が必要な場合は、発注者に協力すること。
 - ③ 各制御盤で1次・2次側を含めて無電圧を確認し、現場にて対象機器の配線を解線すること。また外した配線は、芯線部分が露出しないように絶縁テープにて絶縁処理を行うこと。
 - ④ フレキシブル電線管から切り離すこと。
 - ⑤ 他の作業や通行の妨げとならないよう、電線管等に外した配線を固縛すること。
- (3) 復旧、片付け 1式
- (4) その他必要な作業 1式

7. 工事範囲

前項記載(項目6)の工事内容を基に現地調査を行い、施工計画書作成、材料調達、現地工事の一式を行うものとする。

8. 保証期間

保証期間は契約書に記載の通りとする。なお、保証期間中に生じた計画、施工上の不備に起因した不具合については、受注者の責任において修理または交換をおこなうこと。

9. 共通事項

A. 一般事項

- (1) 工期
令和7年9月30日までに完成させること。
但し、工程の詳細については、監督員と協議して決定すること。
- (2) 工事を施工しない日又は時間帯
運転状況や搬入等の他律的要因により、施工日や時間帯が決まるため予め受注者間で施工しない日又は時間帯を定めない。
- (3) 発注者が負担する用役・支給品等
工所用電力、上水、プラント用空気、計装用空気、窒素、都市ガスなど。
- (4) 仮設建屋については監督員と事前に協議して使用を決定すること。

B. 工事関係図書類

- (1) 設計図面の作成等について
受注者は、仕様書に基づき作成した施工計画書を監督員に提出して承諾を受けるものとする。

なお、本工事で提出する図書類は、別項（項目10）に記載するとおりとする。

(2) 変更

受注者は、要領書に従って施工することにより、技術上、契約上、重大な問題が生じると予測される時は、その内容と理由を契約後ただちに発注者または監督員に申し出ること。

(3) 申請手続き等について

受注者は、関連する関係諸法令を順守しなければならない。

廃棄物処理法、建築基準法、消防法、労働安全衛生法その他の関係諸法令の認可、通知等が必要な場合には、必要な資料・提出書類について監督員および受注者と協議の上作成しなければならない。なお、各種申請手続きに係る費用は受注者が負担すること。

(4) 協力・支援等について

受注者は、保証期間内の施設状況および工事瑕疵・設計瑕疵等に関する調査等については工事完成後も協力すること。

C. 特記事項

(1) 現場代理人

受注者は、本工事全体について管理・統括責任を負う現場代理人を定め、遅滞なく発注者に通知するものとし、発注者からの指示または請求の内容並びに協議または打合せの結果を確実に実行させること。

(2) 別契約業務等との関係について

本工事期間中に別契約の改修工事等がある場合は、受注者は発注者と密に連絡を行い協力しながら工程調整を行うこと。

(3) 工事現場管理等について

本工事においては、下記に示した項目等について工事現場管理等を実施すること。

1) 管理区域での作業環境確認

工事に着工するにあたっては、下記の項目について関係者（監督員、運転会社、受注者等）立会により確認を行う。

- ① 当該作業には、原則として管理区分レベルにおける作業と同等の保護具を着用することとし、管理区域レベルに準じた作業管理を行うこと。

2) 健康管理

① 健康診断

- ア. 万一、工事従事者がPCBに暴露した場合には、除染措置後、速やかに緊急診断を行うこと。
イ. 緊急診断は特化則に基づく緊急診断の規定を準用すること。

3) 安全衛生管理

- ① 発注者が行う入構者教育において、受注者側にやむを得ない事情により欠席者が生じた場合は、監督員が現場代理人または工事担当者の中から入構者教育者を指名する。指名された入構者教育者は、次の業務を行うものとする。

PCBを取り扱う場所での作業であることを認識させるため新規入構者教育にPCBの知識や管理区域の考え方、安全で安心なPCBの処理に関する教育を事前に実施し報告すること。

- ② 作業を安全に能率良く実施するための足場等仮設の最適方法、最適工法、最適期間を検討して準備すること。

- ③ 工事内容に応じた「安全訓練」等により、安全意識の高揚を図ると共に、安全な工事が実施できる体制および環境を整え、工事着工後、原則として作業員全員の参加により実施すること。

4) 工事作業許可の提出

「様式1 工事安全指示書〔安全作業予定表・安全指示書 兼 作業許可証〕」を作業前日までに作成して許可を得ること。

5) 火気の取り扱い

工事等に際し、直接火気は使用しないことを原則とする。但し、どうしても直接火気を使用しなければ作業ができない場合は、火気取扱要領（R7.4.1 見直し版）を基に「火気使用許可願い」を提出して防火管理者の許可を得ること。

なお、火気使用作業終了後、その場を離れる場合は安全を確認した後、監督員の承認を得ること。

6) 設備操作の禁止

① 作業要領書の提示により、監督員の許可を受けている場合を除き、施設内のバルブ、スイッチなどの設備操作は禁止する。なお、作業要領書には、バルブの開閉、電源の入切等の作業について事前に図面に明示して監督員と受注者等に配布し、作業前および作業後に受注者等が確認して結果のチェック図面を監督員に提示すること。

② バルブ、スイッチに開・閉の表示をすること。

7) 現状確認

作業の対象となる場所および設備を監督員の立会のうえで事前に現地現物で確認すること。

8) 入構手続きなど

車両の構内入構に当たっては、入出門管理要領（R06.06.03 版）に基づいて「車両乗入れ許可証」を提出して当社の入構許可を受けること。なお、駐車できる台数は限られるので不足する駐車場は受注者が適宜確保すること。

9) 廃棄物

本工事において発生する運転廃棄物を削減するための方策を検討し、監督員の確認後、工事に着工すること。処分せざるを得ない廃棄物については責任をもって処分を行い産業廃棄物マニフェストの写しを監督員に提出すること。なお、PCBに汚染又はその恐れのある廃棄物については発注者の責任において処分する。

10) その他

必要により保険（建設・火災）適用、建設業退職金共済制度適用のこと。

D. 工事の検収等

1) 工事の検収は、工事の完成状況を監督員が確認後に工事報告書を提出し、この受領をもって検収とする。また、工事物件の引き渡しについては完成検査の合格をもって行う。

10. 提出図書

受注者は工事にあたり、次の書類を作成して監督員の承諾を受けること。ただし、軽微なものは監督員と協議の上、その一部を省略することができる。

また、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は兼ねることができる。

(1) 契約時

■現場代理人届（同経歴書）	1部
□主任技術者届（監理技術者）	0部
□専門技術者	0部
■契約代金内訳書（細目を記載したもの）	3部

(2) 着 工 前

■ 施 工 計 画 書 2 部
(請負者組織表、緊急連絡表、設計書、施工要領書、仮設計画等)

■ 施工体制台帳 1 部

(3) 完 成 時

■ 工 事 報 告 書 (工事写真含む) 2 部

■ 完 成 届 1 部

- * ■ : 今回工事に該当する提出書類
- * 報告書の書式は監督員の承諾を得ること。
- * その他監督員の指示する書類。

以上

添付資料-1 計器・自動弁解線リスト

※東西移送関係

TAG記号	TAG名	P&ID記号	計器名称	PCB濃度	タンク	階	設置場所	図面番号	図面番号	タイトル	
1	XV	XV-4500	XV	VTR回収液中間槽VTR回収液入口弁	高濃度	V-4611	2FL	中間処理室(2)下	003	K12AD44101	VTR回収PCB受入セクション(1/1)
2	H	H-4500U	FQ	VTR回収液/廃PCB受入流量伝送器	高濃度	-	2FL	中間処理室(2)下	003	K12AD44101	VTR回収PCB受入セクション(1/1)
3	LT	LT-4500A	LI	VTR回収液中間槽レベル伝送器	高濃度	V-4611	1FL	中間処理室(2)下	003	K12AD44101	VTR回収PCB受入セクション(1/1)
4	LS	LS-4600A	LA	VTR回収液中間槽レベルSW(高)	高濃度	V-4611	1FL	中間処理室(2)上	003	K12AD44101	VTR回収PCB受入セクション(1/1)
5	LS	LS-4000B	LA	VTR回収液中間槽レベルSW(低)	高濃度	V-4611	1FL	中間処理室(2)下	003	K12AD44101	VTR回収PCB受入セクション(1/1)
6	ZV	ZV-4500	ZV	VTR回収液中間槽逆流遮断弁	高濃度	V-4611	1FL	中間処理室(2)下	003	K12AD44101	VTR回収PCB受入セクション(1/1)
7	FT	FT-4071	FQ	流入水流量伝送器	低濃度	-	1FL	中間処理室(1)下	025	K12AD44232	一段蒸留セクション(2/4)
8	LV	LV-4071	LIV	流入水受槽レベル制御弁	高濃度	-	1FL	中間処理室(1)下	024	K12AD44232	一段蒸留セクション(2/3)
9	XV	XV-4071	XV	VTR回収液中間槽混合水入口弁	高濃度	-	1FL	中間処理室(1)下	024	K12AD44232	一段蒸留セクション(2/3)
10	FT	FT-4169	FQG	VTR回収液中間槽戻り油層スロップ液流量伝送器	高濃度	-	2FL	中間処理室(2)下	003	K12AD44101	VTR回収PCB受入セクション(1/1)
11	XV	XV-4169	XV	VTR回収液中間槽油層スロップ入口弁	高濃度	-	2FL	中間処理室(2)下	003	K12AD44101	VTR回収PCB受入セクション(1/1)
12	FT	FT-4164	FQG	VTR回収液中間槽戻り油層スロップ流量計	高濃度	-	2FL	中間処理室(2)下	003	K12AD44101	VTR回収PCB受入セクション(1/1)
13	XV	XV-4164	XV	VTR回収液中間槽戻り油層スロップ入口弁	高濃度	-	2FL	中間処理室(2)下	003	K12AD44101	VTR回収PCB受入セクション(1/1)
14	XV	XV-4090B	XV	VTR回収液中間槽底層油入口弁	高濃度	-	2FL	中間処理室(2)下	003	K12AD44101	VTR回収PCB受入セクション(1/1)
15	FT	FT-4519	FQ	VTR回収液中間槽戻り廃PCB流量伝送器	高濃度	-	2FL	中間処理室(2)下	003	K12AD44101	VTR回収PCB受入セクション(1/1)
16	XV	XV-4519	XV	VTR回収液中間槽戻り廃PCB入口弁	高濃度	-	2FL	中間処理室(2)下	003	K12AD44101	VTR回収PCB受入セクション(1/1)
17	XV	XV-4001A	XV	VTR回収液中間槽A移送P口弁(V4111A行)	高濃度	-	2FL	中間処理室(2)下	003	K12AD44101	VTR回収PCB受入セクション(1/1)
18	XV	XV-4001B	XV	VTR回収液中間槽B移送P口弁(V4111B行)	高濃度	-	2FL	中間処理室(2)下	003	K12AD44101	VTR回収PCB受入セクション(1/1)
19	FT	FT-4504	FQ	コンデンサ抜油中間槽受入流量伝送器	高濃度	-	1FL	中間処理室(2)上	004	K12AD44102	コンデンサー油受入セクション(1/1)
20	XV	XV-4504A	XV	コンデンサ抜油中間槽A受入弁	高濃度	-	1FL	中間処理室(2)上	004	K12AD44102	コンデンサー油受入セクション(1/1)
21	XV	XV-4504B	XV	コンデンサ抜油中間槽B受入弁	高濃度	-	1FL	中間処理室(2)上	004	K12AD44102	コンデンサー油受入セクション(1/1)
22	LT	LT-4504A	LI	コンデンサ抜油中間槽Aレベル伝送器	高濃度	V-4521A	1FL	中間処理室(2)下	004	K12AD44102	コンデンサー油受入セクション(1/1)
23	LT	LT-4504B	LI	コンデンサ抜油中間槽Bレベル伝送器	高濃度	V-4521B	1FL	中間処理室(2)下	004	K12AD44102	コンデンサー油受入セクション(1/1)
24	LS	LS-4504A	LA	コンデンサ抜油中間槽AレベルSW(高)	高濃度	V-4521A	1FL	中間処理室(2)下	004	K12AD44102	コンデンサー油受入セクション(1/1)
25	LS	LS-4504B	LA	コンデンサ抜油中間槽BレベルSW(高)	高濃度	V-4521B	1FL	中間処理室(2)下	004	K12AD44102	コンデンサー油受入セクション(1/1)
26	TE	TE-4504A	TIC/TAC	コンデンサ抜油中間槽A温度監視抵抗	高濃度	V-4521A	1FL	中間処理室(2)下	004	K12AD44102	コンデンサー油受入セクション(1/1)
27	TE	TE-4504D	TIC/TAC	コンデンサ抜油中間槽B温度監視抵抗	高濃度	V-4521B	1FL	中間処理室(2)下	004	K12AD44102	コンデンサー油受入セクション(1/1)
28	ZV	ZV-4504A	ZV	コンデンサ抜油中間槽A中温熱媒入口遮断弁	なし	-	1FL	中間処理室(2)上	004	K12AD44102	コンデンサー油受入セクション(1/1)
29	ZV	ZV-4504B	ZV	コンデンサ抜油中間槽B中温熱媒入口遮断弁	なし	-	1FL	中間処理室(2)上	004	K12AD44102	コンデンサー油受入セクション(1/1)
30	XV	XV-4505A	XV(ESD)	コンデンサ抜油中間槽A排出弁	高濃度	V-4521A	1FL	中間処理室(2)下	004	K12AD44102	コンデンサー油受入セクション(1/1)
31	XV	XV-4505B	XV(ESD)	コンデンサ抜油中間槽B排出弁	高濃度	V-4521B	1FL	中間処理室(2)下	004	K12AD44102	コンデンサー油受入セクション(1/1)
32	XV	XV-4506A	XV	コンデンサ抜油中間槽A循環弁	高濃度	P-4522	1FL	中間処理室(2)下	004	K12AD44102	コンデンサー油受入セクション(1/1)
33	XV	XV-4506B	XV	コンデンサ抜油中間槽B循環弁	高濃度	P-4522	1FL	中間処理室(2)下	004	K12AD44102	コンデンサー油受入セクション(1/1)
34	FT	FT-4509	FQ	洗浄回収液中間槽受入流量伝送器	高濃度	-	1FL	中間処理室(2)上	005	K12AD44103	洗浄回収油受入セクション(1/1)
35	XV	XV-4509A	XV	洗浄回収液中間槽A受入弁	高濃度	-	1FL	中間処理室(2)上	005	K12AD44103	洗浄回収油受入セクション(1/1)
36	XV	XV-4509B	XV	洗浄回収液中間槽B受入弁	高濃度	-	1FL	中間処理室(2)上	005	K12AD44103	洗浄回収油受入セクション(1/1)
37	LT	LT-4509A	LI	洗浄回収液中間槽Aレベル伝送器	高濃度	V-4531A	1FL	中間処理室(2)下	005	K12AD44103	洗浄回収油受入セクション(1/1)
38	LI	LI-4509B	LI	洗浄回収液中間槽Bレベル伝送器	高濃度	V-4531B	1FL	中間処理室(2)下	005	K12AD44103	洗浄回収油受入セクション(1/1)
39	LS	LS-4509A	LA	洗浄回収液中間槽AレベルSW(高)	高濃度	V-4531A	1FL	中間処理室(2)下	005	K12AD44103	洗浄回収油受入セクション(1/1)
40	LS	LS-4509B	LA	洗浄回収液中間槽BレベルSW(高)	高濃度	V-4531B	1FL	中間処理室(2)下	005	K12AD44103	洗浄回収油受入セクション(1/1)
41	TE	TE-4509A	TIC	洗浄回収液中間槽A温度監視抵抗	高濃度	V-4531A	1FL	中間処理室(2)下	005	K12AD44103	洗浄回収油受入セクション(1/1)
42	TE	TE-4509B	TIC	洗浄回収液中間槽B温度監視抵抗	高濃度	V-4531B	1FL	中間処理室(2)下	005	K12AD44103	洗浄回収油受入セクション(1/1)
43	ZV	ZV-4512A	ZV	洗浄回収液中間槽A中温熱媒入口遮断弁	なし	-	1FL	中間処理室(2)上	005	K12AD44103	洗浄回収油受入セクション(1/1)
44	ZV	ZV-4512B	ZV	洗浄回収液中間槽B中温熱媒入口遮断弁	なし	-	1FL	中間処理室(2)上	005	K12AD44103	洗浄回収油受入セクション(1/1)
45	XV	XV-4510A	XV(ESD)	洗浄回収液中間槽A排出弁	高濃度	V-4531A	1FL	中間処理室(2)下	005	K12AD44103	洗浄回収油受入セクション(1/1)
46	XV	XV-4510B	XV(ESD)	洗浄回収液中間槽B排出弁	高濃度	V-4531B	1FL	中間処理室(2)下	005	K12AD44103	洗浄回収油受入セクション(1/1)
47	XV	XV-4511A	XV	洗浄回収液中間槽A循環弁	高濃度	P-4532	1FL	中間処理室(2)下	005	K12AD44103	洗浄回収油受入セクション(1/1)
48	XV	XV-4511B	XV	洗浄回収液中間槽B循環弁	高濃度	P-4532	1FL	中間処理室(2)下	005	K12AD44103	洗浄回収油受入セクション(1/1)
49	FT	FT-4516	FQ	廃PCB中間槽受入流量伝送器	低濃度	-	1FL	中間処理室(2)上	006	K12AD44104	廃PCB受入セクション(1/1)
50	XV	XV-4516A	XV	廃PCB中間槽A受入弁	高濃度	-	1FL	中間処理室(2)上	006	K12AD44104	廃PCB受入セクション(1/1)
51	XV	XV-4516B	XV	廃PCB中間槽B受入弁	高濃度	-	1FL	中間処理室(2)上	006	K12AD44104	廃PCB受入セクション(1/1)
52	LT	LT-4516A	LI	廃PCB中間槽Aレベル伝送器	高濃度	V-4541A	1FL	中間処理室(2)下	006	K12AD44104	廃PCB受入セクション(1/1)
53	LT	LT-4516B	LI	廃PCB中間槽Bレベル伝送器	高濃度	V-4541B	1FL	中間処理室(2)下	006	K12AD44104	廃PCB受入セクション(1/1)
54	LS	LS-4516A	LA	廃PCB中間槽AレベルSW(高)	高濃度	V-4541A	1FL	中間処理室(2)下	006	K12AD44104	廃PCB受入セクション(1/1)
55	LS	LS-4516B	LA	廃PCB中間槽BレベルSW(高)	高濃度	V-4541B	1FL	中間処理室(2)下	006	K12AD44104	廃PCB受入セクション(1/1)
56	TE	TE-4516A	TI	廃PCB中間槽A温度監視抵抗	高濃度	V-4541A	1FL	中間処理室(2)下	006	K12AD44104	廃PCB受入セクション(1/1)
57	TE	TE-4516B	TI	廃PCB中間槽B温度監視抵抗	高濃度	V-4541B	1FL	中間処理室(2)下	006	K12AD44104	廃PCB受入セクション(1/1)
58	XV	XV-4517A	XV(ESD)	廃PCB中間槽A排出弁	高濃度	V-4541A	1FL	中間処理室(2)下	006	K12AD44104	廃PCB受入セクション(1/1)
59	XV	XV-4517B	XV(ESD)	廃PCB中間槽B排出弁	高濃度	V-4541B	1FL	中間処理室(2)下	006	K12AD44104	廃PCB受入セクション(1/1)
60	XV	XV-4518A	XV	廃PCB中間槽A循環弁	高濃度	P-4542	1FL	中間処理室(2)下	006	K12AD44104	廃PCB受入セクション(1/1)
61	XV	XV-4518B	XV	廃PCB中間槽B循環弁	高濃度	P-4542	1FL	中間処理室(2)下	006	K12AD44104	廃PCB受入セクション(1/1)
62	TE	TE-4000A	TIC	静置分離槽A出口温度監視抵抗	高濃度	E-4112A	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
63	FT	FT-4001A	FIC	静置分離槽A VTR回収液入口流量伝送器	高濃度	-	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
64	XV	XV-4000A	XV	静置分離槽A VTR回収液入口弁(起動用)	高濃度	-	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
65	TV	TV-4000A	TIC	静置分離槽A出口温度制御弁	なし	-	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
66	LT	LT-4001A	LI	静置分離槽A PCBレベル伝送器	高濃度	V-4111A	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
67	LT	LT-4003A	LI	静置分離槽A PCB抽出槽レベル伝送器	高濃度	V-4111A	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
68	LT	LT-4002A	LI	静置分離槽A PCB-未許混合槽レベル伝送器	高濃度	V-4111A	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
69	TE	TE-4001A	TI	静置分離槽A温度監視抵抗(上槽)	高濃度	V-4111A	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
70	LD	LD-4002A	LDI	静置分離槽A PCB-未許界面伝送器	高濃度	V-4111A	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
71	LS	LS-4002A	LA	静置分離槽A PCBレベルSW	高濃度	V-4111A	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
72	TE	TE-4004A	TI	静置分離槽A温度監視抵抗(下槽)	高濃度	V-4111A	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
73	LS	LS-4004A	LA	静置分離槽A未許-ターム界面SW	高濃度	V-4111A	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
74	TE	TE-4005A	TIC	静置分離槽A温度監視抵抗(下槽表面)	高濃度	V-4111A	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
75	TS	TS-4005A	TA	静置分離槽A温度監視抵抗(下槽表面)	高濃度	V-4111A	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
76	XV	XV-4002A	XV	静置分離槽A未許抽出弁	高濃度	-	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
77	LV	LV-4003A	LIV	静置分離槽A PCBレベル制御弁	高濃度	-	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
78	XV	XV-4003A	XV	静置分離槽A PCB抽出弁	高濃度	-	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)
79	XV	XV-4004A	XV	静置分離槽Aターム抽出弁	高濃度	V-4111A	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD44211-A	静置分離セクションA(1/1)

添付資料-1 計器・自動弁解線リスト

*東西送風関係用

TAG記号	TAG名	P&ID記号	計器名称	PCB種別	タンク	廠	設置場所	組立台数	図面番号	タイトル	
80	TK	TK-4036A	TIC	静置分離槽Aタール抜出配管電気トレーサ	高濃度	V-4111A	2FL	中間処理室(2)下	014	K12AD4421-A	静置分離セクションA(1/1)
81	IS	IS-8171	LA	タール・廃アルカリ処理釜レベルSW(高)	高濃度	G-4111	0	0	014	K12AD4421-A	静置分離セクションA(1/1)
82	WT	WT-8121	WC	タール・廃アルカリ処理液重量計	高濃度	G-4111	1FL	中間処理室(2)	014	K12AD4421-A	静置分離セクションA(1/1)
83	XV	XV-8121A	XV	タール・廃アルカリ処理	高濃度		1FL	中間処理室(2)	014	K12AD4421-A	静置分離セクションA(1/1)
84	XV	XV-8121B	XV	タール・廃アルカリ処理	高濃度		1FL	中間処理室(2)	014	K12AD4421-A	静置分離セクションA(1/1)
85	XV	XV-4007A	XV	静置分離槽A抜出循環弁	高濃度	V-4111A	2FL	中間処理室(2)下	014	K12AD4421-A	静置分離セクションA(1/1)
86	XV	XV-4008A	XV	静置分離槽A昇降保持用木酢入口弁	高濃度		2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD4421-A	静置分離セクションA(1/1)
87	XV	XV-4008A	XV	静置分離槽A N2入口弁	なし		2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD4421-A	静置分離セクションA(1/1)
88	PT	PT-4010A	PI	静置分離槽A圧力伝送器	低濃度	V-4111A	2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD4421-A	静置分離セクションA(1/1)
89	XV	XV-4010A	XV	静置分離槽Aベント弁	低濃度		2FL	中間処理室(2)上	014	K12AD4421-A	静置分離セクションA(1/1)
90	TE	TE-4030B	TIC	静置分離槽A加熱器出口側温度抵抗体	高濃度	E-4112B	2FL	中間処理室(2)上	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
91	FT	FT-4031B	FIC	静置分離槽B VTR回収液入口流量伝送器	高濃度		2FL	中間処理室(2)上	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
92	XV	XV-4000B	XV	静置分離槽B VTR回収液入口弁(軽負用)	高濃度		2FL	中間処理室(2)上	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
93	TV	TV-4000B	TIC	静置分離槽B出口温度制御弁	なし		2FL	中間処理室(2)下	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
94	LT	LT-4031B	LI	静置分離槽B PCB抽出レベル伝送器	高濃度	V-4111B	2FL	中間処理室(2)上	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
95	LT	LT-4032D	LIC	静置分離槽B PCB抽出レベル伝送器	高濃度	V-4111B	2FL	中間処理室(2)上	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
96	LT	LT-4032B	LDC	静置分離槽B PCB-木酢混合レベル伝送器	高濃度	V-4111B	2FL	中間処理室(2)上	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
97	TE	TE-4001B	T	静置分離槽B温度抵抗体(上槽)	高濃度	V-4111B	2FL	中間処理室(2)上	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
98	LD	LD-4002B	LMI	静置分離槽B PCB-木酢界面伝送器	高濃度	V-4111B	2FL	中間処理室(2)上	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
99	LS	LS-4002B	LA	静置分離槽B PCBレベルSW	高濃度	V-4111B	2FL	中間処理室(2)上	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
100	TE	TE-4004D	T	静置分離槽B温度抵抗体(下槽)	高濃度	V-4111B	2FL	中間処理室(2)下	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
101	IS	IS-4004B	LA	静置分離槽B木酢・タール界面SW	高濃度	V-4111B	2FL	中間処理室(2)下	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
102	IE	IE-4005B	IIU	静置分離槽B温度抵抗体(下槽表面)	なし	V-4111B	2FL	中間処理室(2)下	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
103	TS	TS-4005B	TA	静置分離槽B温度SW(下槽表面)	なし	V-4111B	2FL	中間処理室(2)下	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
104	LV	LV-4002B	LDDV	静置分離槽B PCB-木酢界面レベル制御弁	高濃度		2FL	中間処理室(2)下	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
105	XV	XV-4002D	XV	静置分離槽B木酢抽出弁	高濃度		2FL	中間処理室(2)下	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
106	LV	LV-4003B	LIGV	静置分離槽B PCBレベル制御弁	高濃度		2FL	中間処理室(2)下	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
107	XV	XV-4003B	XV	静置分離槽B PCB抽出弁	高濃度		2FL	中間処理室(2)下	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
108	XV	XV-4004B	XV	静置分離槽B タール抽出弁	高濃度	V-4111A	2FL	中間処理室(2)下	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
109	TX	TX-4006B	TD	静置分離槽Bタール抜出配管電気トレーサ	高濃度	V-4111B	2FL	中間処理室(2)下	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
110	TS	TS-4006B	TA	静置分離槽Bタール抜出配管温度SW	高濃度	V-4111B	2FL	中間処理室(2)下	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
111	XV	XV-4007B	XV	静置分離槽B抜出循環弁	高濃度		2FL	中間処理室(2)下	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
112	XV	XV-4008B	XV	静置分離槽B昇降保持用木酢入口弁	高濃度		2FL	中間処理室(2)上	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
113	XV	XV-4008B	XV	静置分離槽B N2入口弁	なし		2FL	中間処理室(2)上	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
114	PI	PI-4110D	PI	静置分離槽B圧力伝送器	低濃度	V-4111D	2FL	中間処理室(2)上	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
115	XV	XV-4101B	XV	静置分離槽Bベント弁	低濃度		2FL	中間処理室(2)上	015	K12AD4421-B	静置分離セクションB(1/1)
116	XV	XV-4097A	XV	上槽中間槽オスベック低濃度入口弁	低濃度		1FL	中間処理室(2)上	018	K12AD4421-B	静置分離セクション(共通)(1/2)
117	FT	FT-4170	FQC	上槽中間槽油層スロップ流量伝送器	高濃度		1FL	中間処理室(2)下	018	K12AD4421-B	静置分離セクション(共通)(1/2)
118	XV	XV-4170	XV	上槽中間槽油層スロップ入口弁	高濃度		1FL	中間処理室(2)下	018	K12AD4421-B	静置分離セクション(共通)(1/2)
119	LT	LT-4172A	LIL	上槽中間槽レベル伝送器	高濃度	V-4112	1FL	中間処理室(2)上	018	K12AD4421-B	静置分離セクション(共通)(1/2)
120	LT	LT-4172B	LI	上槽中間槽レベル伝送器	高濃度	V-4112	1FL	中間処理室(2)下	018	K12AD4421-B	静置分離セクション(共通)(1/2)
121	LS	LS-412	LA	上槽中間槽レベルSW	高濃度	V-4112	1FL	中間処理室(2)上	018	K12AD4421-B	静置分離セクション(共通)(1/2)
122	TE	TE-412	TI	上槽中間槽温度抵抗体	高濃度	V-4112	1FL	中間処理室(2)上	018	K12AD4421-B	静置分離セクション(共通)(1/2)
123	LT	LT-4161A	LI	下槽中間槽レベル伝送器	高濃度	V-4113A	1FL	中間処理室(2)下	017	K12AD4421-B	静置分離セクション(共通)(2/2)
124	LT	LT-4161B	LI	下槽中間槽レベル伝送器	高濃度	V-4113B	1FL	中間処理室(2)下	017	K12AD4421-B	静置分離セクション(共通)(2/2)
125	LS	LS-416A	LA	下槽中間槽レベルSW	高濃度	V-4113A	1FL	中間処理室(2)下	017	K12AD4421-B	静置分離セクション(共通)(2/2)
126	LS	LS-416B	LA	下槽中間槽レベルSW	高濃度	V-4113B	1FL	中間処理室(2)下	017	K12AD4421-B	静置分離セクション(共通)(2/2)
127	TE	TE-4161A	TI	下槽中間槽温度抵抗体	高濃度	V-4113A	1FL	中間処理室(2)下	017	K12AD4421-B	静置分離セクション(共通)(2/2)
128	TE	TE-4161B	TI	下槽中間槽温度抵抗体	高濃度	V-4113B	1FL	中間処理室(2)下	017	K12AD4421-B	静置分離セクション(共通)(2/2)
129	XV	XV-4018A	XV	A系下槽中間槽排出口弁	高濃度		4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
130	XV	XV-4018B	XV	B系下槽中間槽排出口弁	高濃度		4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
131	XV	XV-4165	XV	第1抽出槽木酢流量伝送器	高濃度		4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
132	FT	FT-4018	FQC	第1抽出槽木酢流量伝送器	高濃度		4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
133	FV	FV-4018	FQCV	第1抽出槽木酢流入稼算用入口弁	高濃度		4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
134	FT	FT-4050	FQC	第3抽出槽木酢流量伝送器	高濃度		2FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
135	FV	FV-4050	FQCV	オスベック木酢液輸送ポンプ出口弁	高濃度		4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
136	XV	XV-4057A	XV	第1抽出槽オスベック木酢入口弁	高濃度		4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
137	XV	XV-4057B	XV	第2抽出槽オスベック木酢入口弁	高濃度		2FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
138	XV	XV-4021A	XV	第1抽出槽木酢入口弁	高濃度		4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
139	XV	XV-4021B	XV	第2抽出槽木酢入口弁	高濃度		4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
140	LT	LT-4021	LI	第1抽出槽レベル伝送器	高濃度	V-4121	4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
141	LS	LS-4021	LA	第1抽出槽レベルSW	高濃度	V-4121	4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
142	TE	TE-4021	TI	第1抽出槽温度抵抗体	高濃度	V-4121	4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
143	XV	XV-4122	XV	第1抽出槽排出口弁	高濃度	V-4121	4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
144	LD	LD-4022	LDDIC	第1抽出槽排出口木酢液流量伝送器	高濃度		4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
145	LV	LV-4022	LDDV	第1抽出槽木酢抽出界面制御弁	高濃度		4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
146	XV	XV-4023A	XV	第1抽出槽排出口弁(第2抽出槽側)	高濃度		4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
147	XV	XV-4023B	XV	第1抽出槽排出口弁(抽出槽液槽側)	高濃度		4FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
148	XV	XV-4024	XV	第2・第3抽出槽切替弁	高濃度		3FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
149	LT	LT-4024	LI	第2抽出槽レベル伝送器	高濃度	V-4122	3FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
150	LS	LS-4024	LA	第2抽出槽レベルSW	高濃度	V-4122	3FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
151	TE	TE-4024	TI	第2抽出槽温度抵抗体	高濃度	V-4122	3FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
152	XV	XV-4025	XV	第2抽出槽排出口弁	高濃度	V-4122	3FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
153	LD	LD-4025	LDDIC	第2抽出槽排出口木酢液流量伝送器	高濃度	V-4122	3FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
154	XV	XV-4025A	XV	第2抽出槽排出口弁(第3抽出槽側)	高濃度		3FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
155	XV	XV-4025B	XV	第2抽出槽排出口弁(抽出槽液槽側)	高濃度		3FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
156	XV	XV-4027	XV	第3・第4抽出槽切替弁	低濃度		3FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
157	FT	FT-4031	FQC	抽出槽入口回収液流量伝送器	低濃度		3FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
158	FV	FV-4031	FQCV	抽出槽入口回収液排出口弁	低濃度		3FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
159	XV	XV-4032A	XV	第1抽出槽回収液排出口弁	低濃度		3FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
160	XV	XV-4032B	XV	第1抽出槽液排出口弁	低濃度		3FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
161	FT	FT-4033	FQIC	抽出槽入口回収液流量伝送器	なし	E-4121	3FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
162	TE	TE-4033	TIC	抽出槽液加熱器出口側温度抵抗体	なし	E-4121	3FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)
163	XV	XV-4033A	XV	第2抽出槽フラッシュ液排出口弁	高濃度	V-4122	3FL	中間処理室(1)下	018	K12AD4421-B	抽出セクション(1/5)

添付資料-1 計器・自動弁解線リスト

* 東西移送関係

TAG番号	TAGNo	P&ID記号	計器名称	PCB濃度	タンク	階	設置場所	器具番号	図面番号	タイトル	
164	XV	XV-4033B	XV	第2抽出槽洗浄用溶媒入口弁	高濃度	V-4122	2FL	中間処理室(1)下	018	K12AD44221	抽出セクション(1/5)
165	XV	XV-4034A	XV	第3抽出槽フレッシュ溶媒入口弁	低濃度	-	2FL	中間処理室(1)下	019	K12AD44222	抽出セクション(2/5)
166	XV	XV-4034B	XV	第3抽出槽洗浄用溶媒入口弁	低濃度	-	2FL	中間処理室(1)下	019	K12AD44222	抽出セクション(2/5)
167	LT	LT-4027	LJ	第3抽出槽レベル伝送器	低濃度	V-4123	2FL	中間処理室(1)下	019	K12AD44222	抽出セクション(2/5)
168	LS	LS-4027	LA	第3抽出槽界面SW	低濃度	V-4123	2FL	中間処理室(1)下	019	K12AD44222	抽出セクション(2/5)
169	LE	LE-4027	L	第3抽出槽測温抵抗体	低濃度	V-4123	2FL	中間処理室(1)下	019	K12AD44222	抽出セクション(2/5)
170	XV	XV-4028	XV	第3抽出槽排出弁	低濃度	V-4123	2FL	中間処理室(1)下	019	K12AD44222	抽出セクション(2/5)
171	LD	LD-4028	LDIC	第3抽出槽排出液界面伝送器	高濃度	V-4123	2FL	中間処理室(1)下	019	K12AD44222	抽出セクション(2/5)
172	LV	LV-4028	LCV	第3抽出槽排出液流量制御弁	低濃度	-	2FL	中間処理室(1)下	019	K12AD44222	抽出セクション(2/5)
173	XV	XV-4028A	XV	第3抽出槽排出弁(廃水許容受動)	低濃度	-	2FL	中間処理室(1)下	019	K12AD44222	抽出セクション(2/5)
174	XV	XV-4029B	XV	第3抽出槽排出弁(抽出槽燃焼側)	高濃度	-	2FL	中間処理室(1)下	019	K12AD44222	抽出セクション(2/5)
176	LT	LT-4036	L	抽出槽煤槽レベル伝送器	高濃度	V-4124	1FL	中間処理室(1)上	019	K12AD44222	抽出セクション(2/5)
176	LS	LS-4036	LA	抽出槽煤槽レベルSW	高濃度	V-4124	1FL	中間処理室(1)上	019	K12AD44222	抽出セクション(2/5)
177	TE	TE-4039	TI	抽出槽煤槽測温抵抗体	高濃度	V-4124	1FL	中間処理室(1)上	019	K12AD44222	抽出セクション(2/5)
178	XV	XV-4036	XV	抽出槽煤槽排出弁	高濃度	V-4124	1FL	中間処理室(1)上	019	K12AD44222	抽出セクション(2/5)
179	FT	FT-4037	FGC	抽出槽煤槽移送ポンプ出口流量伝送器	高濃度	-	1FL	中間処理室(1)下	019	K12AD44222	抽出セクション(2/5)
180	XV	XV-4038	XV	第3抽出槽N2入口弁	低濃度	-	2FL	中間処理室(1)下	019	K12AD44222	抽出セクション(2/5)
181	FT	FT-4013	FIC	第1低濃度蒸留塔入口溶媒-PCB-低濃度流量伝送器	高濃度	-	3FL	中間処理室(1)下	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
182	LT	LT-4060	LIC	第1低濃度蒸留塔レベル伝送器	高濃度	T-4131	2FL	中間処理室(1)下	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
183	TE	TE-4060A	TI	第1低濃度蒸留塔中段測温抵抗体	高濃度	T-4131	2FL	中間処理室(1)下	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
184	TE	TE-4060B	TI	第1低濃度蒸留塔上段測温抵抗体	高濃度	T-4131	3FL	中間処理室(1)下	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
185	TE	TE-4060C	TI	第1低濃度蒸留塔発生蒸気測温抵抗体	高濃度	T-4131	4FL	中間処理室(1)下	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
186	TE	TE-4061	TI	第1低濃度蒸留塔下段測温抵抗体	高濃度	T-4131	2FL	中間処理室(1)下	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
187	FT	FT-4060A	PI	第1低濃度蒸留塔圧力伝送器	高濃度	T-4131	2FL	中間処理室(1)上	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
188	FT	FT-4060B	PI	第1低濃度蒸留塔発生蒸気圧力伝送器	高濃度	T-4131	4FL	中間処理室(1)上	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
189	XV	XV-4082	XV	第1低濃度蒸留塔塔底N2出口弁	高濃度	-	1FL	中間処理室(1)下	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
190	FT	FT-4063	FIC	第1低濃度蒸留塔塔底H2O流量伝送器	なし	E-4133	2FL	中間処理室(1)上	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
191	ZV	ZV-4063	ZV	第1低濃度蒸留塔塔底熱回H2O流量制御弁	なし	E-4133	2FL	中間処理室(1)上	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
192	FV	FV-4063	FICV	第1低濃度蒸留塔塔底熱回H2O流量制御弁	なし	E-4133	2FL	中間処理室(1)上	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
193	TE	TE-4063	TI	第1低濃度蒸留塔塔底熱回HOR測温抵抗体	なし	E-4133	2FL	中間処理室(1)上	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
194	XV	XV-4004	XV(ESP)	第1低濃度蒸留塔N2還流弁	高濃度	T-4131	2FL	中間処理室(1)下	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
195	LS	LS-4065	LA	第1低濃度蒸留塔回流界面SW	高濃度	V-4131	3FL	中間処理室(1)下	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
196	LT	LT-4065	LIC	第1低濃度蒸留塔回流界面伝送器	高濃度	V-4131	3FL	中間処理室(1)下	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
197	TE	TE-4085	TI	第1低濃度蒸留塔回流測温抵抗体	高濃度	V-4131	3FL	中間処理室(1)下	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
198	LS	LS-4086	LA	第1低濃度蒸留塔回流レベルSW	高濃度	V-4131	3FL	中間処理室(1)下	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
199	LT	LT-4086	LIC	第1低濃度蒸留塔回流レベル伝送器	高濃度	V-4131	3FL	中間処理室(1)下	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
200	FT	FT-4086	FGC	第1低濃度蒸留塔回流流量伝送器	高濃度	-	3FL	中間処理室(1)下	023	K12AD44231	一段蒸留セクション(1/3)
201	XV	XV-4086	XV	第2低濃度蒸留塔塔底熱回低濃度入口弁	低濃度	-	2FL	中間処理室(1)下	024	K12AD44232	一段蒸留セクション(2/3)
202	FT	FT-4075	FIC	第2低濃度蒸留塔塔底熱回低濃度流量伝送器	低濃度	-	2FL	中間処理室(1)下	024	K12AD44232	一段蒸留セクション(2/3)
203	XV	XV	XV	第2低濃度蒸留塔塔底熱回オフスベック低濃度入口弁	低濃度	-	2FL	中間処理室(1)下	024	K12AD44232	一段蒸留セクション(2/3)
204	LS	LS-4070	LA	第2低濃度蒸留塔塔底熱回レベルSW	高濃度	V-4132	2FL	中間処理室(1)上	024	K12AD44232	一段蒸留セクション(2/3)
205	LT	LT-4070	LIC	第2低濃度蒸留塔塔底熱回レベル伝送器	高濃度	V-4132	2FL	中間処理室(1)上	024	K12AD44232	一段蒸留セクション(2/3)
206	TE	TE-4070	TI	第2低濃度蒸留塔塔底熱回測温抵抗体	高濃度	V-4132	2FL	中間処理室(1)上	024	K12AD44232	一段蒸留セクション(2/3)
207	LV	LV-4065	LVICV	第1低濃度蒸留塔回流流量制御弁	高濃度	-	1FL	中間処理室(1)上	024	K12AD44232	一段蒸留セクション(2/3)
208	LT	LT-4071	LIC	投入水受槽レベル伝送器	低濃度	V-4133	1FL	中間処理室(1)下	024	K12AD44232	一段蒸留セクション(2/3)
209	LS	LS-4071	LA	投入水受槽レベルSW	低濃度	V-4133	1FL	中間処理室(1)下	024	K12AD44232	一段蒸留セクション(2/3)
210	LV	LV-4067	LVICV	第2低濃度蒸留塔回流流量制御弁	高濃度	-	1FL	中間処理室(1)上	024	K12AD44232	一段蒸留セクション(2/3)
211	FT	FT-4070	FIC	第2低濃度蒸留塔入口低濃度流量伝送器	高濃度	-	3FL	中間処理室(1)下	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
212	LT	LT-4070	LIC	第2低濃度蒸留塔レベル伝送器	高濃度	T-4141	2FL	中間処理室(1)下	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
213	TE	TE-4078A	TI	第2低濃度蒸留塔塔底下部測温抵抗体	高濃度	T-4141	2FL	中間処理室(1)下	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
214	TE	TE-4078E	TI	第2低濃度蒸留塔塔底上部測温抵抗体	高濃度	T-4141	2FL	中間処理室(1)下	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
215	TE	TE-4078C	TI	第2低濃度蒸留塔中段測温抵抗体	高濃度	T-4141	3FL	中間処理室(1)下	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
216	PT	PT-4378	PI	第2低濃度蒸留塔塔底圧力伝送器	高濃度	T-4141	2FL	中間処理室(1)下	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
217	XV	XV-4378	XV	第2低濃度蒸留塔塔底熱回N2出口弁	高濃度	-	1FL	中間処理室(1)下	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
218	FT	FT-4380	FIC	第2低濃度蒸留塔塔底熱回H2O流量伝送器	なし	-	2FL	中間処理室(1)上	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
219	ZV	ZV-4380	ZV	第2低濃度蒸留塔塔底熱回H2O流量制御弁	なし	-	3FL	中間処理室(1)上	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
220	FV	FV-4380	FICV	第2低濃度蒸留塔塔底熱回H2O流量制御弁	なし	-	3FL	中間処理室(1)上	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
221	TE	TE-4380	TI	第2低濃度蒸留塔塔底熱回HOR測温抵抗体	なし	E-4143	2FL	中間処理室(1)下	028	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
222	XV	XV-4081	XV(ESP)	第2低濃度蒸留塔N2還流弁	高濃度	T-4143	2FL	中間処理室(1)下	028	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
223	TE	TE-4382	TI	第2低濃度蒸留塔塔底発生蒸気測温抵抗体	低濃度	I-4141	4FL	中間処理室(1)下	028	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
224	PT	PT-4082	PI	第2低濃度蒸留塔塔底発生蒸気圧力伝送器	低濃度	T-4141	4FL	中間処理室(1)下	028	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
225	S	LS-4384A	IA	第2低濃度蒸留塔回流レベルSW	高濃度	V-4141	3FL	中間処理室(1)下	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
226	TE	TE-4084	TI	第2低濃度蒸留塔回流測温抵抗体	高濃度	V-4141	3FL	中間処理室(1)下	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
227	LT	LT-4084	LIC	第2低濃度蒸留塔回流レベル伝送器	高濃度	V-4141	3FL	中間処理室(1)下	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
228	LS	LS-4084B	LA	第2低濃度蒸留塔回流界面SW	高濃度	V-4141	3FL	中間処理室(1)下	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
229	LV	LV-4084	LVICV	第2低濃度蒸留塔回流流量制御弁	低濃度	-	2FL	中間処理室(1)下	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
230	XV	XV-4084	XV	第2低濃度蒸留塔回流レベル制御弁	低濃度	-	2FL	中間処理室(1)下	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
231	FT	FT-4084	FIC	第2低濃度蒸留塔回流流量伝送器	低濃度	-	3FL	中間処理室(1)下	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
232	FV	FV-4084	FICV	第2低濃度蒸留塔回流流量制御弁	低濃度	-	3FL	中間処理室(1)下	026	K12AD44241	二段蒸留セクション(1/5)
233	FT	FT-4062	FIC	PCB処理油冷却器入口第1蒸留塔油流量伝送器	高濃度	-	1FL	中間処理室(1)下	027	K12AD44242	二段蒸留セクション(2/5)
234	FV	FV-4062	FICV	PCB処理油冷却器入口第1蒸留塔油流量制御弁	高濃度	-	1FL	中間処理室(1)下	027	K12AD44242	二段蒸留セクション(2/5)
235	FT	FT-4078	FIC	PCB処理油冷却器入口第2蒸留塔油流量伝送器	高濃度	-	1FL	中間処理室(1)下	027	K12AD44242	二段蒸留セクション(2/5)
236	FV	FV-4078	FICV	PCB処理油冷却器入口第2蒸留塔油流量制御弁	高濃度	-	1FL	中間処理室(1)下	027	K12AD44242	二段蒸留セクション(2/5)
237	LT	LT-4069	L	塔底油受槽レベル伝送器	高濃度	V-4143	1FL	中間処理室(1)下	027	K12AD44242	二段蒸留セクション(2/5)
238	LS	LS-4069	LA	塔底油受槽レベルSW	高濃度	V-4143	1FL	中間処理室(1)下	027	K12AD44242	二段蒸留セクション(2/5)
239	TE	TE-4069	TI	塔底油受槽測温抵抗体	高濃度	V-4143	1FL	中間処理室(1)下	027	K12AD44242	二段蒸留セクション(2/5)
240	ZV	ZV-4089	ZV	塔底油受槽流量制御弁	高濃度	V-4143A	1FL	中間処理室(1)下	027	K12AD44242	二段蒸留セクション(2/5)
241	FT	FT-4099	FO	塔底油受槽移送ポンプ出口流量伝送器	高濃度	-	1FL	中間処理室(1)下	027	K12AD44242	二段蒸留セクション(2/5)
242	FV	FV-4089	FQCV	塔底油受槽移送ポンプ出口流量制御弁	高濃度	-	1FL	中間処理室(1)下	027	K12AD44242	二段蒸留セクション(2/5)
243	XV	XV-4093A	XV	低濃度分中間槽N2入口弁	低濃度	-	地下	中間処理室(2)北地下タンク室(2)	028	K12AD44243	二段蒸留セクション(3/5)
244	XV	XV-4093D	XV	低濃度分中間槽N2入口弁	低濃度	-	地下	中間処理室(2)北地下タンク室(2)	028	K12AD44243	二段蒸留セクション(3/5)
245	XV	XV-4093C	XV	低濃度分中間槽N2入口弁	低濃度	-	地下	中間処理室(2)北地下タンク室(2)	028	K12AD44243	二段蒸留セクション(3/5)
246	LT	LT-4093A	L	低濃度分中間槽レベル伝送器	低濃度	V-4142A	地下	中間処理室(2)北地下タンク室(2)	028	K12AD44243	二段蒸留セクション(3/5)
247	LT	LT-4093B	L	低濃度分中間槽レベル伝送器	低濃度	V-4142B	地下	中間処理室(2)北地下タンク室(2)	028	K12AD44243	二段蒸留セクション(3/5)

添付資料-1 計器・自動弁解線リスト

*東西移送関係

Table with columns: TAG記号, TAG名, P&ID記号, 計器名称, PCB種別, タンク, 階, 設置場所, 図面番号, タイトル. Contains detailed equipment specifications and locations.

添付資料-1 計器・自動弁解線リスト

* 未西送送関係

TAG記号	TAGNo.	P&ID記号	計器名称	PCB種別	タンク	層	設置場所	自動弁番号	図面番号	タイトル	
332	LT	LT-4138A	LI	調整棒ALレベル伝送器B	高濃度	V-4152A	2FL	中間処理室(1)下	034	K12AD44254-A	調整セクションA(1/1)
333	LS	LS-4138A	LA	調整棒ALレベルSW(低)	高濃度	V-4153A	2FL	中間処理室(1)下	034	K12AD44254-A	調整セクションA(1/1)
334	ZV	ZV-4138A	ZV	調整棒A抜弁	高濃度	V-4153A	2FL	中間処理室(1)下	034	K12AD44254-A	調整セクションA(1/1)
335	FT	FT-4121B	FGC	調整棒B PCB/溶媒流量伝送器	高濃度		2FL	中間処理室(1)上	035	K12AD44254-B	調整セクションB(1/1)
336	FV	FV-4121B	FGCV	調整棒B PCB/溶媒流量制御弁	高濃度		2FL	中間処理室(1)上	035	K12AD44254-B	調整セクションB(1/1)
337	XV	XV-4121B	XV	調整棒B PCB/溶媒入口弁	高濃度		2FL	中間処理室(1)上	035	K12AD44254-B	調整セクションB(1/1)
338	FT	FT-4507B	FGC	調整棒Bコンデンサ抜油流量伝送器	高濃度		2FL	中間処理室(1)下	035	K12AD44254-B	調整セクションB(1/1)
339	FV	FV-4507B	FGCV	調整棒Bコンデンサ抜油流量制御弁	高濃度		2FL	中間処理室(1)下	035	K12AD44254-B	調整セクションB(1/1)
340	XV	XV-4507B	XV	調整棒Bコンデンサ抜油入口弁	高濃度		2FL	中間処理室(1)下	035	K12AD44254-B	調整セクションB(1/1)
341	FT	FT-4512B	FGC	調整棒B洗浄回収油流量伝送器	高濃度		2FL	中間処理室(1)下	035	K12AD44254-B	調整セクションB(1/1)
342	FV	FV-4512B	FGCV	調整棒B洗浄回収油流量制御弁	高濃度		2FL	中間処理室(1)下	035	K12AD44254-B	調整セクションB(1/1)
343	XV	XV-4512B	XV	調整棒B洗浄回収油入口弁	高濃度		2FL	中間処理室(1)下	035	K12AD44254-B	調整セクションB(1/1)
344	FT	FT-4137B	FGC	調整棒B回収油流量伝送器	低濃度		2FL	中間処理室(1)下	035	K12AD44244-B	調整セクションB(1/1)
345	FV	FV-4137B	FGCV	調整棒B回収油流量制御弁	高濃度		2FL	中間処理室(1)下	035	K12AD44244-B	調整セクションB(1/1)
346	XV	XV-4137B	XV	調整棒B回収油入口弁	高濃度		2FL	中間処理室(1)下	035	K12AD44244-B	調整セクションB(1/1)
347	LT	LT-4137B	LI	調整棒Bレベル伝送器A	高濃度	V-4159B	2FL	中間処理室(1)下	035	K12AD44244-B	調整セクションB(1/1)
348	LS	LS-4137B	LA	調整棒BレベルSW(高)	高濃度	V-4159B	2FL	中間処理室(1)下	035	K12AD44244-B	調整セクションB(1/1)
349	TE	TE-4137B	TI	調整棒B測定抵抗体	高濃度	V-4159B	2FL	中間処理室(1)下	035	K12AD44244-B	調整セクションB(1/1)
350	LT	LT-4138B	LI	調整棒ALレベル伝送器	高濃度	V-4159B	2FL	中間処理室(1)下	035	K12AD44254-B	調整セクションB(1/1)
351	LS	LS-4138B	LA	調整棒ALレベルSW(低)	高濃度	V-4159B	2FL	中間処理室(1)下	035	K12AD44254-B	調整セクションB(1/1)
352	ZV	ZV-4138B	ZV	調整棒B抜弁	高濃度	V-4159B	2FL	中間処理室(1)下	035	K12AD44254-B	調整セクションB(1/1)
353	XV	XV-4039	XV	廃アルカリ中間槽排出調整入口弁	高濃度		3F	中間処理室(2)下	036	K12AD44271	廃アルカリ処理セクション(1/3)
354	FT	FT-4143	FG	廃アルカリ中間槽廃アルカリ洗浄水流量伝送器	高濃度		3F	中間処理室(2)上	036	K12AD44271	廃アルカリ処理セクション(1/3)
355	XV	XV-4143	XV	廃アルカリ中間槽廃アルカリ洗浄水入口弁	高濃度		3F	中間処理室(2)下	036	K12AD44271	廃アルカリ処理セクション(1/3)
356	LT	LT-4143	LI	廃アルカリ中間槽レベル伝送器	高濃度	V-4171	2FL	中間処理室(2)下	036	K12AD44271	廃アルカリ処理セクション(1/3)
357	LS	LS-4143	LA	廃アルカリ中間槽レベルSW	高濃度	V-4171	2FL	中間処理室(2)上	036	K12AD44271	廃アルカリ処理セクション(1/3)
358	IS	IS-4144	IA	廃アルカリ中間槽昇降スイッチ	高濃度	V-4171	2FL	中間処理室(2)上	036	K12AD44271	廃アルカリ処理セクション(1/3)
359	FT	FT-4144	FI	廃アルカリ中間槽廃アルカリ入口流量伝送器	高濃度		2FL	中間処理室(2)上	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
360	XV	XV-4144	XV	廃アルカリ中間槽廃アルカリ入口弁	高濃度		2FL	中間処理室(2)上	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
361	LT	LT-4147	LI	廃アルカリ中間槽レベル伝送器	高濃度	V-4172	2FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
362	LS	LS-4147A	LA	廃アルカリ中間槽レベルSW(高)	高濃度	V-4172	2FL	中間処理室(2)上	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
363	IS	IS-4147R	IA	廃アルカリ中間槽昇降スイッチ(低)	高濃度	V-4172	2FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
364	TE	TE-4147	TI	廃アルカリ中間槽測定抵抗体	高濃度	V-4172	2FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
365	PT	PT-4147	PI	廃アルカリ中間槽圧力伝送器	低濃度	V-4172	3FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
366	XV	XV-4147	XV	廃アルカリ中間槽圧力制御弁	高濃度	V-4172	2FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
367	TE	TE-4149	TI	廃アルカリ中間槽測定抵抗体	高濃度	V-4172	2FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
368	TS	TS-4148	TA	廃アルカリ中間槽温度伝送器	高濃度		2FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
369	TE	TE-4150A	TI	廃アルカリ中間槽測定抵抗体	低濃度	V-4171	4FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
370	TE	TE-4150B	TI	廃アルカリ中間槽測定抵抗体	低濃度	V-4171	4FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
371	FT	FT-4151	FGC	廃アルカリ中間槽H2O2流量伝送器	なし	V-4172	2FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
372	FV	FV-4151	FGCV	廃アルカリ中間槽H2O2流量制御弁	なし	V-4172	2FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
373	TE	TE-4151	TI	廃アルカリ中間槽測定抵抗体	なし	V-4172	2FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
374	LT	LT-4152	LI	廃アルカリ中間槽レベル伝送器	低濃度	V-4173	2FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
375	LS	LS-4152	LA	廃アルカリ中間槽レベルSW	低濃度	V-4173	3FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
376	TE	TE-4152	TI	廃アルカリ中間槽測定抵抗体	低濃度	V-4173	3FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
377	FT	FT-4152	FGC	廃アルカリ中間槽H2O2流量伝送器	低濃度	V-4173	4FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
378	FV	FV-4152	FGCV	廃アルカリ中間槽H2O2流量制御弁	低濃度	V-4173	4FL	中間処理室(2)下	037	K12AD44272	廃アルカリ処理セクション(2/3)
379	LV	LV-4152	LGV	廃アルカリ中間槽流量伝送器	低濃度		2FL	中間処理室(2)下	038	K12AD44273	廃アルカリ処理セクション(3/3)
380	XV	XV-4152	XV	廃アルカリ中間槽流量制御弁	低濃度		2FL	中間処理室(2)下	038	K12AD44273	廃アルカリ処理セクション(3/3)
381	LT	LT-4157	LI	廃アルカリ中間槽レベル伝送器	低濃度	V-4174	1FL	中間処理室(2)下	038	K12AD44273	廃アルカリ処理セクション(3/3)
382	LS	LS-4157	LA	廃アルカリ中間槽レベルSW	低濃度	V-4174	1FL	中間処理室(2)下	038	K12AD44273	廃アルカリ処理セクション(3/3)
383	TE	TE-4157	TI	廃アルカリ中間槽測定抵抗体	低濃度	V-4174	1FL	中間処理室(2)下	038	K12AD44273	廃アルカリ処理セクション(3/3)
384	XV	XV-4157	XV	廃アルカリ中間槽流量制御弁	低濃度		1FL	中間処理室(2)下	038	K12AD44273	廃アルカリ処理セクション(3/3)
385	FT	FT-4157	FGC	廃アルカリ中間槽H2O2流量伝送器	低濃度		1FL	中間処理室(2)下	038	K12AD44273	廃アルカリ処理セクション(3/3)
386	FV	FV-4157	FGCV	廃アルカリ中間槽H2O2流量制御弁	低濃度		1FL	中間処理室(2)下	038	K12AD44273	廃アルカリ処理セクション(3/3)
387	XV	XV-4150	XV	廃アルカリ中間槽流量制御弁	(3/4)		1FL	中間処理室(2)下	038	K12AD44273	廃アルカリ処理セクション(3/3)
388	LT	LT-4163	LI	木酢液スロップタンクレベル伝送器	高濃度	V-4181	1FL	中間処理室(2)下	039	K12AD44281	スロップセクション(1/2)
389	LS	LS-4163	LA	木酢液スロップタンクレベルSW	高濃度	V-4181	1FL	中間処理室(2)下	039	K12AD44281	スロップセクション(1/2)
390	TE	TE-4163	TI	木酢液スロップタンク測定抵抗体	高濃度	V-4181	1FL	中間処理室(2)下	039	K12AD44281	スロップセクション(1/2)
391	XV	XV-4385	XV	油槽スロップタンクレベル伝送器	高濃度		1FL	中間処理室(2)下	040	K12AD44282	スロップセクション(2/2)
392	LT	LT-4168	LI	油槽スロップタンクレベル伝送器	高濃度	V-4182	1FL	中間処理室(2)下	040	K12AD44282	スロップセクション(2/2)
393	LS	LS-4168	LA	油槽スロップタンクレベルSW	高濃度	V-4182	1FL	中間処理室(2)下	040	K12AD44282	スロップセクション(2/2)
394	TE	TE-4168	TI	油槽スロップタンク測定抵抗体	高濃度	V-4182	1FL	中間処理室(2)下	040	K12AD44282	スロップセクション(2/2)
395	FT	FT-4178	FGC	高濃度ベントガススクラバー循環流量伝送器	高濃度		4FL	中間処理室(2)下	041	K12AD44283	排気処理セクション(1/4)
396	TE	TE-4178	TI	高濃度ベントガススクラバー冷却器出口測定抵抗体	高濃度	E-4191	4FL	中間処理室(2)下	041	K12AD44283	排気処理セクション(1/4)
397	FT	FT-4211	FGC	低濃度ベントガススクラバー循環流量伝送器	低濃度		4FL	中間処理室(2)下	043	K12AD44283	排気処理セクション(3/4)
398	TE	TE-4211	TI	低濃度ベントガススクラバー冷却器出口測定抵抗体	低濃度	E-4192	4FL	中間処理室(2)下	043	K12AD44283	排気処理セクション(3/4)
399	FT	FT-4139A	FGC	PCB脱気器A PCB/溶媒入口流量伝送器	高濃度		2FL	中間処理室(1)上	045	K12AD44311-A	液仕込セクションA(1/2)
400	XV	XV-4139A	XV	PCB脱気器A PCB/溶媒入口弁	高濃度		2FL	中間処理室(1)上	045	K12AD44311-A	液仕込セクションA(1/2)
401	FT	FT-4316A	FGC	PCB脱気器A回収溶媒入口流量伝送器	高濃度		2FL	中間処理室(2)上	045	K12AD44311-A	液仕込セクションA(1/2)
402	LT	LT-4300A	LI	PCB脱気器Aレベル伝送器	高濃度	V-4211A	2FL	中間処理室(1)下	045	K12AD44311-A	液仕込セクションA(1/2)
403	LS	LS-4300A	LA	PCB脱気器AレベルSW	高濃度	V-4211A	2FL	中間処理室(1)下	045	K12AD44311-A	液仕込セクションA(1/2)
404	TE	TE-4300A	TI	PCB脱気器A測定抵抗体	高濃度	V-4211A	2FL	中間処理室(1)下	045	K12AD44311-A	液仕込セクションA(1/2)
405	PS	PS-4300A	PGA	PCB脱気器A圧力計	高濃度	V-4211A	3FL	中間処理室(1)下	045	K12AD44311-A	液仕込セクションA(1/2)
406	XV	XV-4300A	XV	PCB脱気器Aベント出口弁	低濃度		2FL	中間処理室(1)下	045	K12AD44311-A	液仕込セクションA(1/2)
407	XV	XV-4301A	XV(ESD)	PCB脱気器A抽出調整弁	高濃度	V-4211A	2FL	中間処理室(1)下	045	K12AD44311-A	液仕込セクションA(1/2)
408	FT	FT-4304A	FGC	PCB脱気器A N2流量伝送器	なし		2FL	中間処理室(1)下	045	K12AD44311-A	液仕込セクションA(1/2)
409	XV	XV-4304A	XV	PCB脱気器A N2入口弁	なし		2FL	中間処理室(1)下	045	K12AD44311-A	液仕込セクションA(1/2)
410	FT	FT-4139B	FGC	PCB脱気器B PCB/溶媒入口流量伝送器	高濃度		2FL	中間処理室(1)上	047	K12AD44311-B	液仕込セクションB(1/2)
411	XV	XV-4139B	XV	PCB脱気器B PCB/溶媒入口弁	高濃度		2FL	中間処理室(1)上	047	K12AD44311-B	液仕込セクションB(1/2)
412	FT	FT-4616B	FGC	PCB脱気器B回収溶媒入口流量伝送器	高濃度		2FL	中間処理室(1)下	047	K12AD44311-B	液仕込セクションB(1/2)
413	LT	LT-4300B	LI	PCB脱気器Bレベル伝送器	高濃度	V-4211E	2FL	中間処理室(1)下	047	K12AD44311-B	液仕込セクションB(1/2)
414	LS	LS-4300B	LA	PCB脱気器BレベルSW	高濃度	V-4211E	2FL	中間処理室(1)下	047	K12AD44311-B	液仕込セクションB(1/2)
415	TE	TE-4300B	TI	PCB脱気器B測定抵抗体	高濃度	V-4211E	2FL	中間処理室(1)下	047	K12AD44311-B	液仕込セクションB(1/2)

添付資料-1 計器・自動弁解線リスト

*東西移送関係除く

TAG記号	TAGNo.	P&ID記号	計器名称	PCB濃度	タンク	階	設置場所	参照番号	図面番号	タイトル	
416	LS	LS-4300B	LA	PCB脱気槽BレベルSW	高濃度	V-4211B	2FL	中間処理室(1)上	047	K12AD44311-B	浸仕込セクションB(1/2)
417	TE	E-4300B	TI	PCB脱気槽B温度抵抗体	高濃度	V-4211B	2FL	中間処理室(1)下	047	K12AD44311-B	浸仕込セクションB(1/2)
418	FS	FS-4300B	PGA	PCB脱気槽B圧力SW	高濃度	V-4211B	3FL	中間処理室(1)下	047	K12AD44311-B	浸仕込セクションB(1/2)
419	XV	XV-4300B	XV	PCB脱気槽Bベント出口弁	低濃度		3FL	中間処理室(1)下	047	K12AD44311-B	浸仕込セクションB(1/2)
420	XV	XV-4301B	XV(ESD)	PCB脱気槽B抽出遮断弁	高濃度	V-4211A	2FL	中間処理室(1)下	047	K12AD44311-B	浸仕込セクションB(1/2)
421	FT	FT-4304B	FI	PCB脱気槽B N2高濃度送機	なし		2FL	中間処理室(1)下	047	K12AD44311-B	浸仕込セクションB(1/2)
422	XV	XV-4304B	XV	PCB脱気槽B N2入口弁	なし		2FL	中間処理室(1)上	047	K12AD44311-B	浸仕込セクションB(1/2)
423	XV	XV-4303A	XV	反応器A PCB溶媒/洗浄用溶媒切替弁	高濃度		2FL	反応槽(1)室(2)下	050	K12AD44321-A	反応セクションA(1/3)
424	FT	FT-4302A	FIQC	反応器A PCB溶媒流量1伝送機	高濃度		2FL	反応槽(1)室(2)下	050	K12AD44321-A	反応セクションA(1/3)
425	FT	FT-4303A	FI	反応器A PCB溶媒流量2伝送機	高濃度		2FL	反応槽(1)室(2)下	050	K12AD44321-A	反応セクションA(1/3)
426	FV	FV-4302A	FIQCV	反応器A PCB溶媒流量制御弁	高濃度		2FL	反応槽(1)室(2)下	050	K12AD44321-A	反応セクションA(1/3)
427	ZV	ZV-4303A	ZV	反応器A PCB溶媒遮断弁	高濃度		2FL	反応槽(1)室(2)下	050	K12AD44321-A	反応セクションA(1/3)
428	XV	XV-4324A	XV	反応器A PCB溶媒入口弁	高濃度	R-4221A	1FL	反応槽(1)室(2)上	050	K12AD44321-A	反応セクションA(1/3)
429	XV	XV-4303B	XV	反応器B PCB溶媒/洗浄用溶媒切替弁	高濃度		2FL	反応槽(1)室(1)下	053	K12AD44321-B	反応セクションB(1/3)
430	FT	FT-4302B	FIQC	反応器B PCB溶媒流量1伝送機	高濃度		2FL	反応槽(1)室(1)下	053	K12AD44321-B	反応セクションB(1/3)
431	FT	FT-4303B	FI	反応器B PCB溶媒流量2伝送機	高濃度		2FL	反応槽(1)室(1)下	053	K12AD44321-B	反応セクションB(1/3)
432	FV	FV-4302B	FIQCV	反応器B PCB溶媒流量制御弁	高濃度		2FL	反応槽(1)室(1)下	053	K12AD44321-B	反応セクションB(1/3)
433	ZV	ZV-4303B	ZV	反応器B PCB溶媒遮断弁	高濃度		2FL	反応槽(1)室(1)下	053	K12AD44321-B	反応セクションB(1/3)
434	XV	XV-4324B	XV	反応器B PCB溶媒入口弁	高濃度	R-4221B	1FL	反応槽(1)室(1)上	053	K12AD44321-B	反応セクションB(1/3)
435	FT	FT-4703A	FI	PCB脱気ガススクラバー冷却器A入口流量伝送機	高濃度		4FL	中間処理室(2)下	098	K12AD44351-A	排気処理セクションA(1/8)
436	TE	TE-4703A	TI	PCB脱気ガススクラバー冷却器A出口温度抵抗体	高濃度	E-4281A	4FL	中間処理室(2)上	098	K12AD44351-A	排気処理セクションA(1/8)
437	FT	FT-4703B	FI	PCB脱気ガススクラバー冷却器B入口流量伝送機	高濃度		4FL	中間処理室(2)下	106	K12AD44351-B	排気処理セクションB(1/8)
438	TE	TE-4703B	TI	PCB脱気ガススクラバー冷却器B出口温度抵抗体	高濃度	E-4281B	4FL	中間処理室(2)上	106	K12AD44351-B	排気処理セクションB(1/8)

高所
 (○) : 高所 (撤去箇所)
 (○) : 高所 (洗浄箇所)
 (○) : 高所 (閉止箇所)
 (○) : 高所 (弁付閉止箇所)
 (○) : 高所 (切断箇所)



機器名	仕様
高所	...
...	...

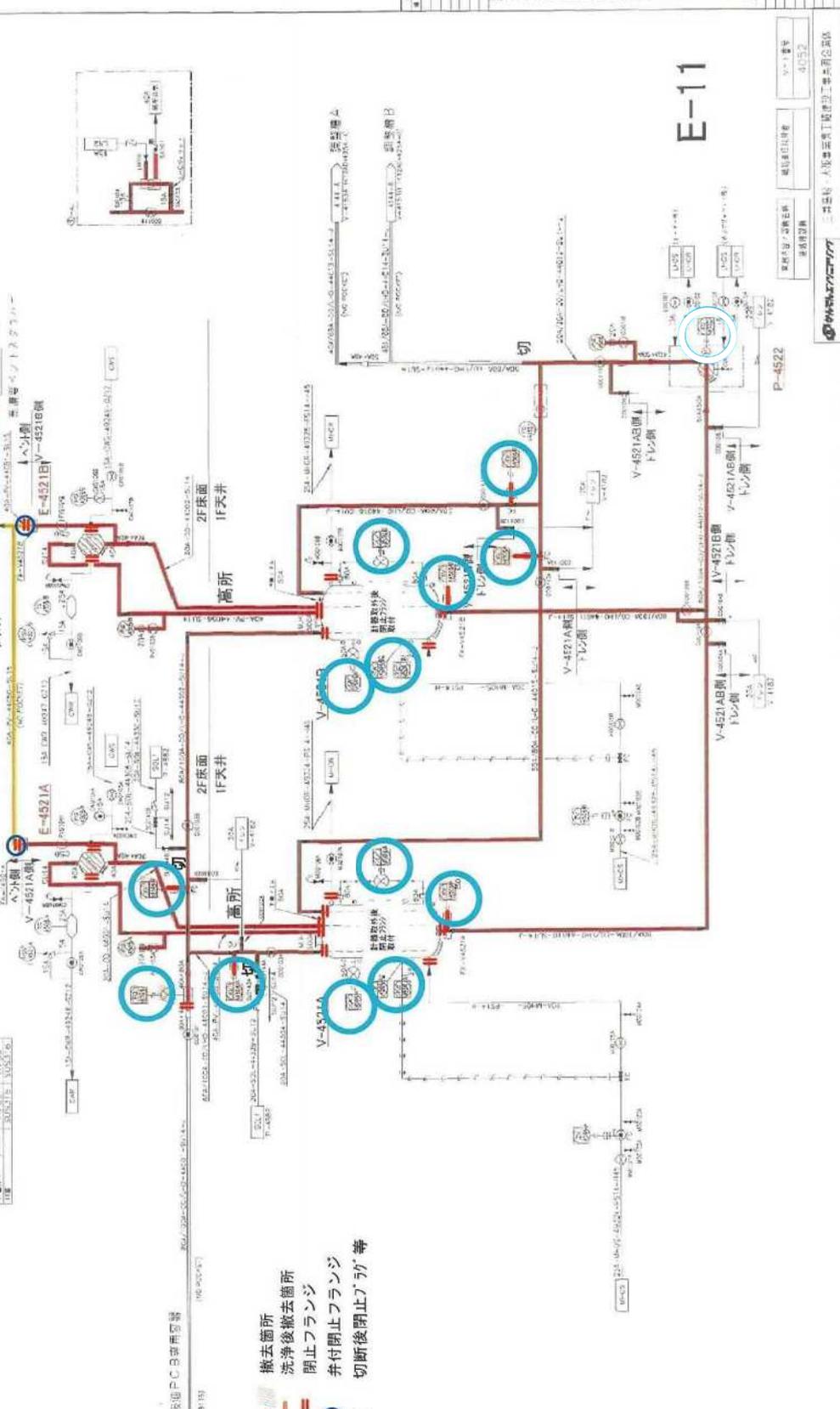
機器名	仕様
高所	...
...	...

機器名	仕様
高所	...
...	...

機器名	仕様
高所	...
...	...

機器名	仕様
高所	...
...	...

機器名	仕様
高所	...
...	...



撤去箇所
 洗浄後撤去箇所
 閉止フランジ
 弁付閉止フランジ
 切断後閉止アラガ等

高所
 高所
 高所
 高所

高所
高所
高所

高所
高所
高所

高所
高所
高所

高所
高所
高所

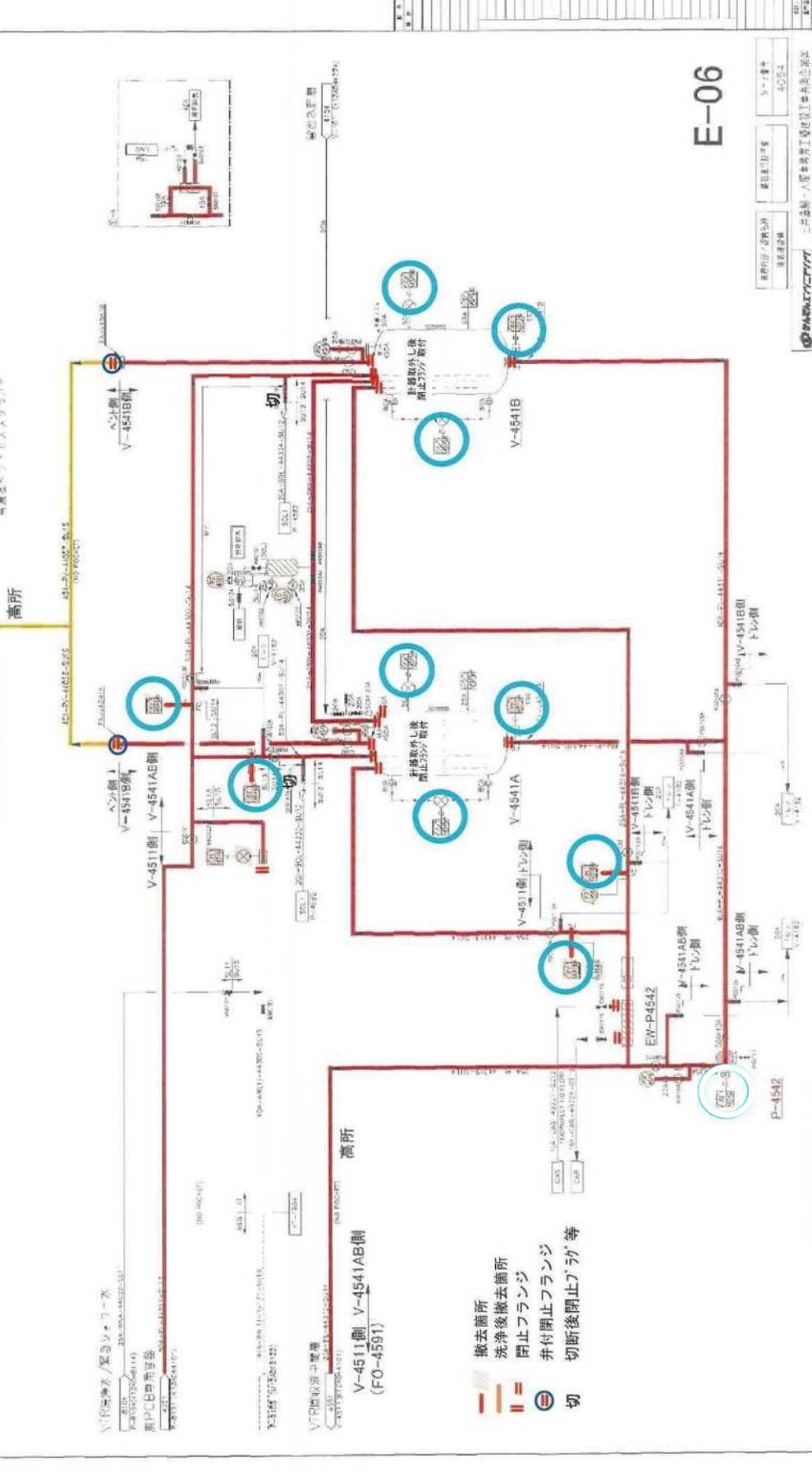
高所
高所
高所

高所
高所
高所

高所
高所
高所

高所
高所
高所

高所
高所
高所



機器名	V-4511
機種名	高所
型式	3000-3000
材質	ステンレス
容量	60
寸法	φ1000
重量	3000kg

機器名	V-4511
機種名	高所
型式	3000-3000
材質	ステンレス
容量	60
寸法	φ1000
重量	3000kg

機器名	V-4511
機種名	高所
型式	3000-3000
材質	ステンレス
容量	60
寸法	φ1000
重量	3000kg

機器名	V-4511
機種名	高所
型式	3000-3000
材質	ステンレス
容量	60
寸法	φ1000
重量	3000kg

機器名	V-4511
機種名	高所
型式	3000-3000
材質	ステンレス
容量	60
寸法	φ1000
重量	3000kg

機器名	V-4511
機種名	高所
型式	3000-3000
材質	ステンレス
容量	60
寸法	φ1000
重量	3000kg

機器名	V-4511
機種名	高所
型式	3000-3000
材質	ステンレス
容量	60
寸法	φ1000
重量	3000kg

機器名	V-4511
機種名	高所
型式	3000-3000
材質	ステンレス
容量	60
寸法	φ1000
重量	3000kg

機器名	V-4511
機種名	高所
型式	3000-3000
材質	ステンレス
容量	60
寸法	φ1000
重量	3000kg

撤去箇所
洗浄後撤去箇所
閉止フランジ
弁付閉止フランジ
切断後閉止フタ等

切

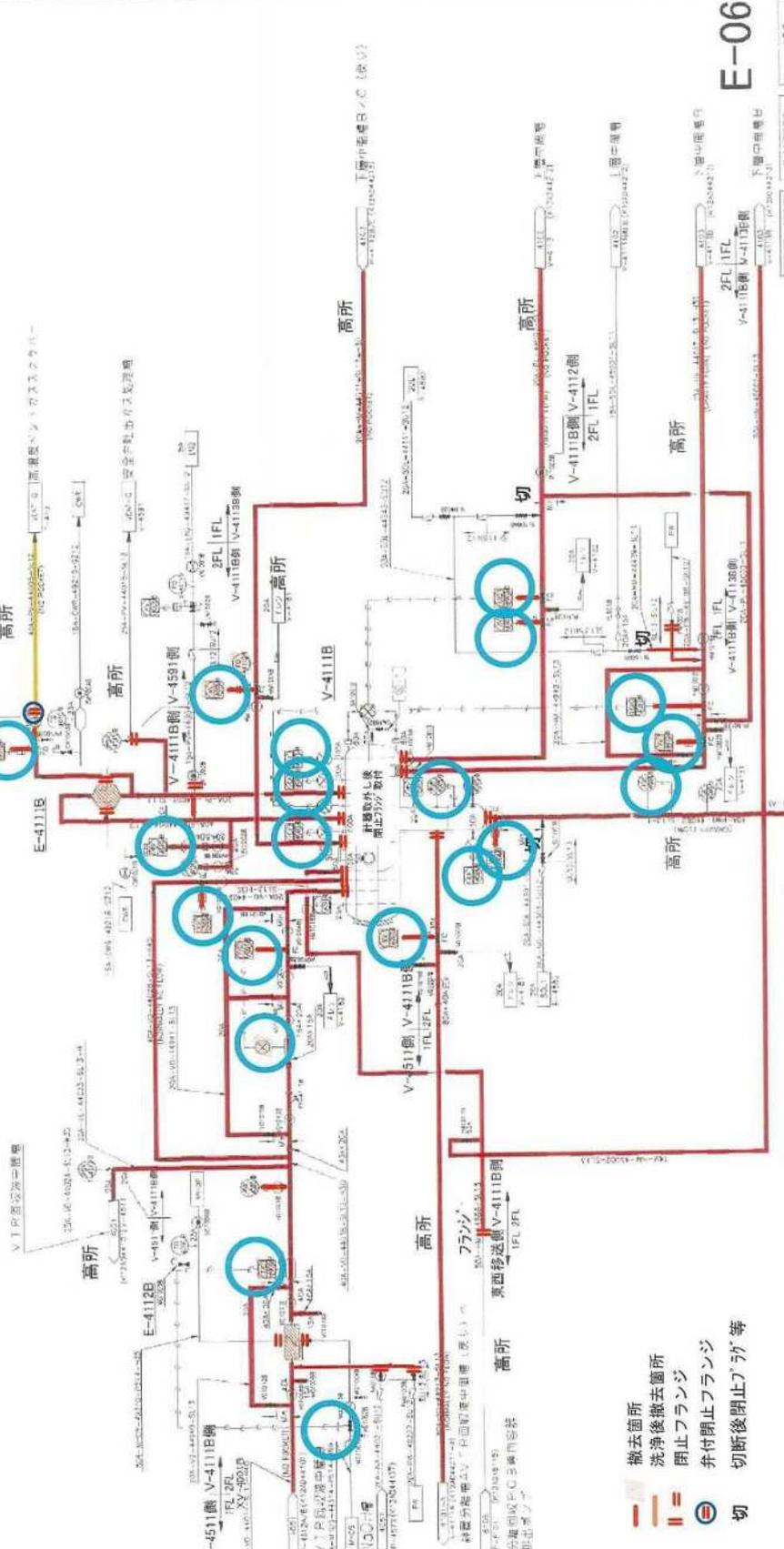
高所

図例表示
 ○：閉鎖状態（由表側）
 ●：閉鎖状態（由裏側）
 ○：開放状態（由表側）
 ●：開放状態（由裏側）

V-4111B	
項目	内容
機種名	高所
型式	5000
製造年	2000
製造番号	5000
寸法	φ100
重量	10kg
材質	ステンレス

V-4111B	
項目	内容
機種名	高所
型式	5000
製造年	2000
製造番号	5000
寸法	φ100
重量	10kg
材質	ステンレス

E-4111B	
項目	内容
機種名	高所
型式	5000
製造年	2000
製造番号	5000
寸法	φ100
重量	10kg
材質	ステンレス



- 撤去箇所
- 洗浄後撤去箇所
- 閉止フランジ
- 弁付閉止フランジ
- 切断後閉止フランジ等
- 切

E-06

名称	高所
型式	5000
製造年	2000
製造番号	5000
寸法	φ100
重量	10kg
材質	ステンレス

名称	高所
型式	5000
製造年	2000
製造番号	5000
寸法	φ100
重量	10kg
材質	ステンレス

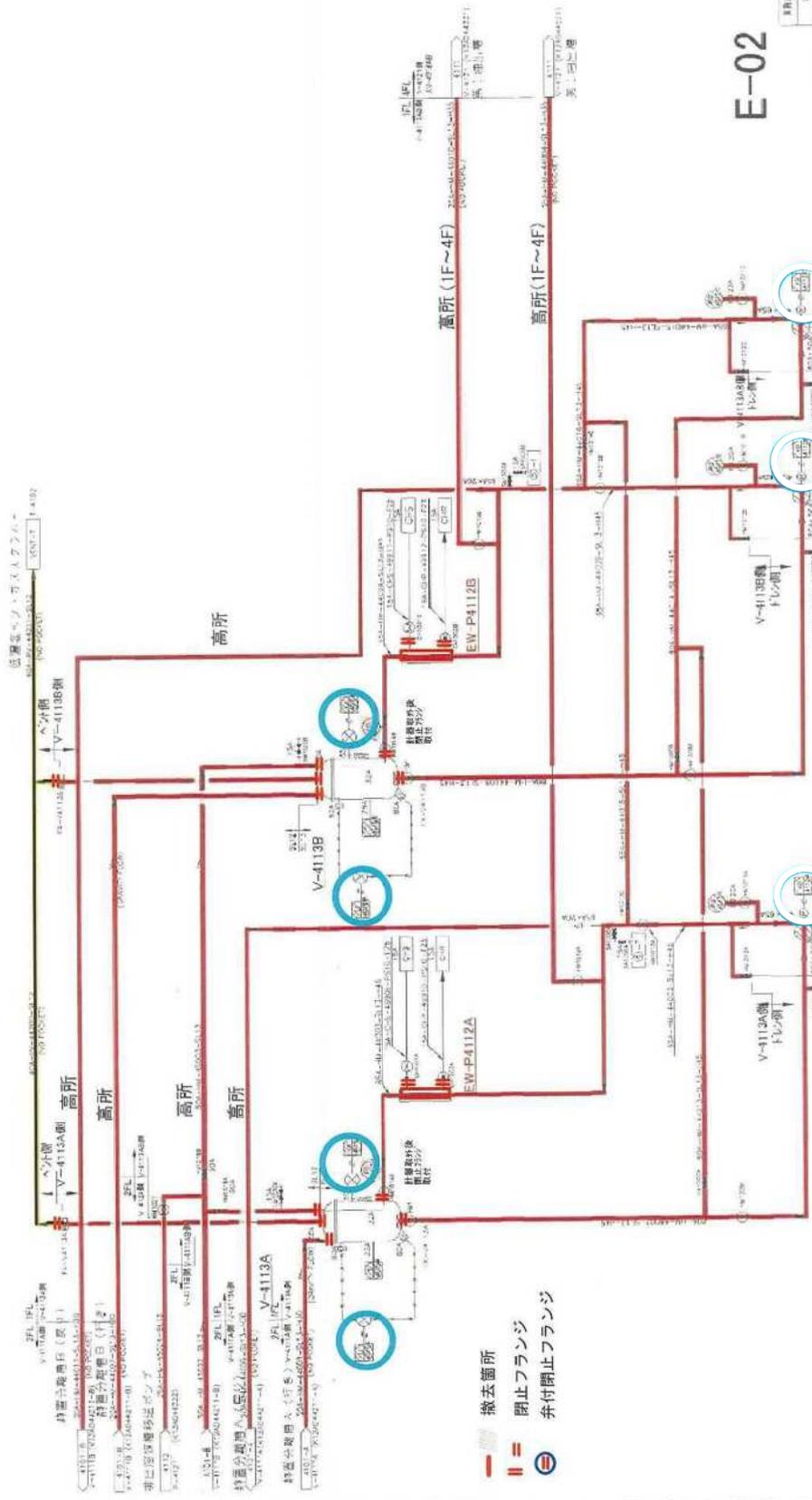
名称	高所
型式	5000
製造年	2000
製造番号	5000
寸法	φ100
重量	10kg
材質	ステンレス

名称	高所
型式	5000
製造年	2000
製造番号	5000
寸法	φ100
重量	10kg
材質	ステンレス

名称	高所
型式	5000
製造年	2000
製造番号	5000
寸法	φ100
重量	10kg
材質	ステンレス

三井物産株式会社 建設部 工事管理課
 現場事務所：西宮市西宮区西宮 西宮中央ビル
 現場：西宮市西宮区西宮 西宮中央ビル
 図面番号：E-06
 図面名称：高所設置工事
 作成：2000年11月17日
 承認：2000年11月17日
 製図：2000年11月17日
 検査：2000年11月17日
 発行：2000年11月17日

簡略表示
 ○：開
 △：閉
 □：閉
 ⊕：閉
 ⊖：閉



撤去箇所
 閉止フランジ
 弁付閉止フランジ

E-02

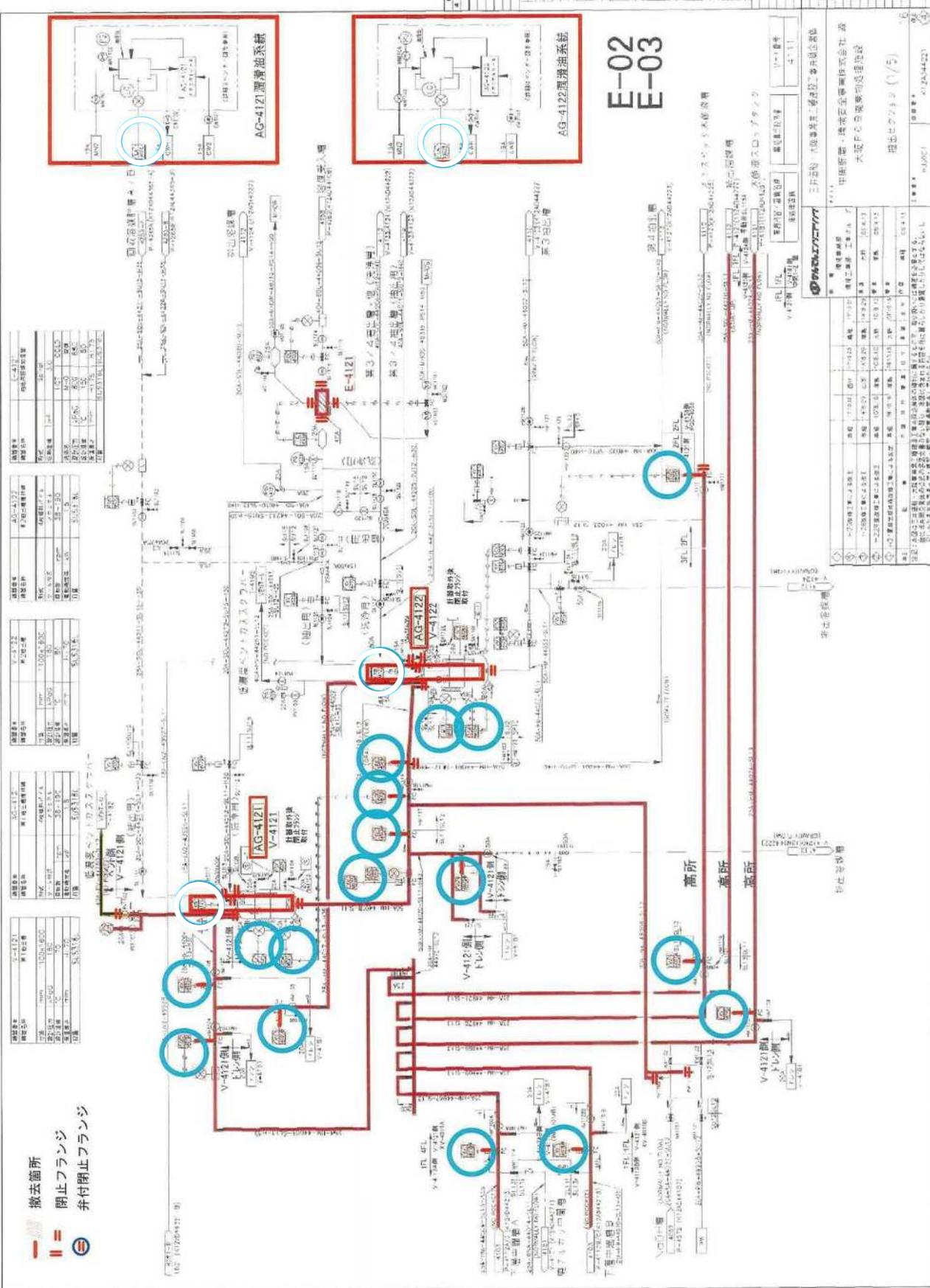
三井物産・建設事業本部
 中野建設・建設安全部株式会社
 大塚ビルディング株式会社
 建設現場事務所
 建設現場事務所
 建設現場事務所

項目	内容
図面番号	E-02
図面名称	高層部配電系統図
設計者	〇〇〇
校核者	△△△
承認者	□□□
作成日	2023.01.10
更新日	
図面サイズ	A3
縮尺	1/1
備考	

項目	内容
図面番号	E-02
図面名称	高層部配電系統図
設計者	〇〇〇
校核者	△△△
承認者	□□□
作成日	2023.01.10
更新日	
図面サイズ	A3
縮尺	1/1
備考	

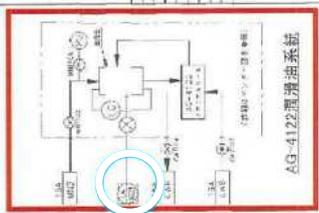
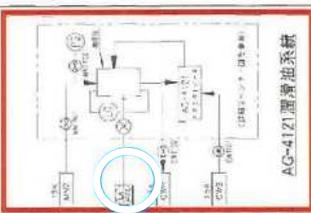
項目	内容
図面番号	E-02
図面名称	高層部配電系統図
設計者	〇〇〇
校核者	△△△
承認者	□□□
作成日	2023.01.10
更新日	
図面サイズ	A3
縮尺	1/1
備考	

項目	内容
図面番号	E-02
図面名称	高層部配電系統図
設計者	〇〇〇
校核者	△△△
承認者	□□□
作成日	2023.01.10
更新日	
図面サイズ	A3
縮尺	1/1
備考	



撤去箇所
閉止フランジ
弁付閉止フランジ

機器番号	機器名	仕様	材質	寸法	重量	備考
AG-4121	ポンプ	1000L/分	SS316	φ100	10kg	
V-4121	弁	1000L/分	SS316	φ100	5kg	
AG-4122	ポンプ	1000L/分	SS316	φ100	10kg	
V-4122	弁	1000L/分	SS316	φ100	5kg	



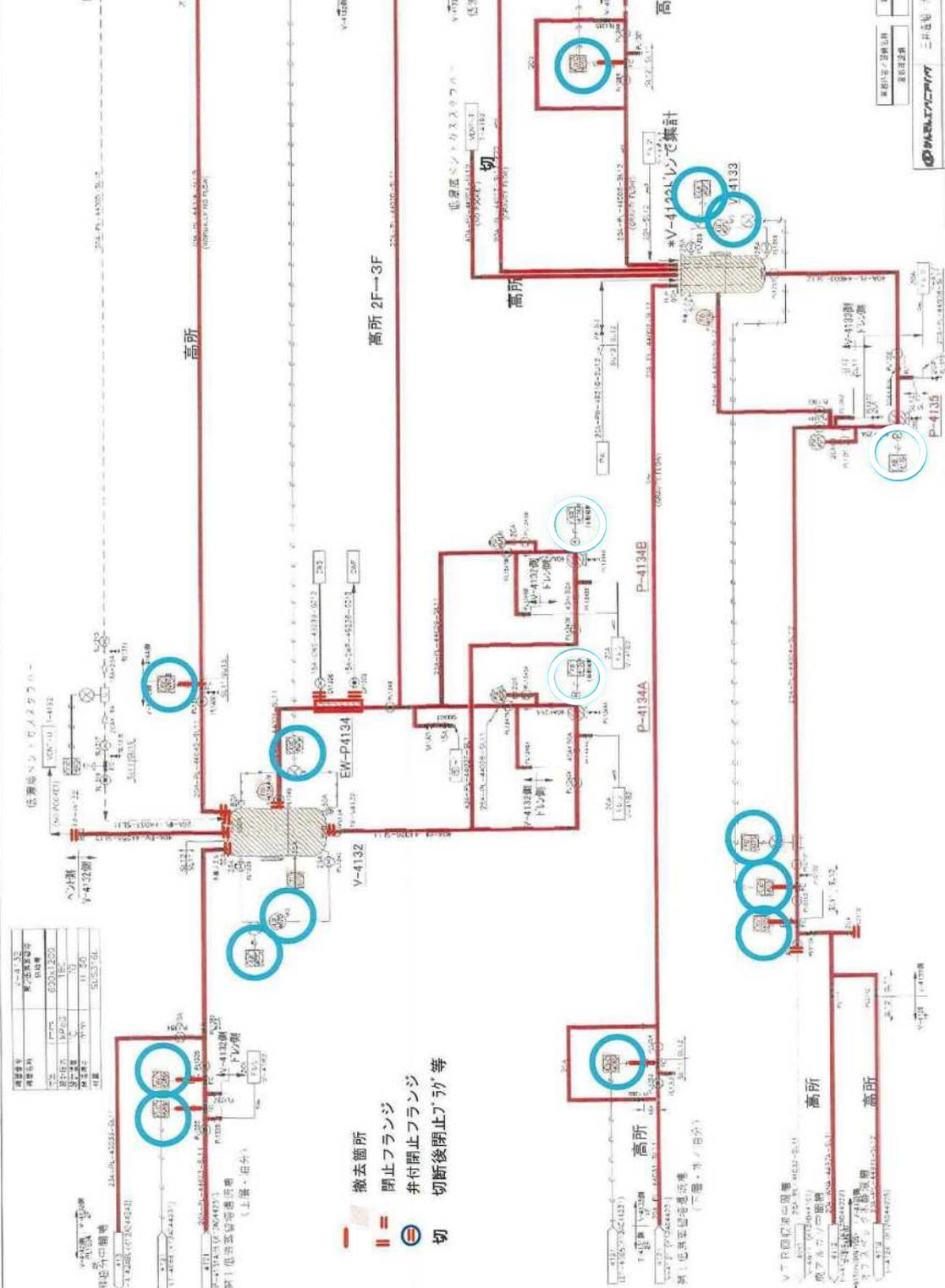
E-02
E-03

図名	潤滑油系統図
図番	E-02
設計者	〇〇〇
承認者	〇〇〇
日付	〇〇/〇〇/〇〇
スケール	1:1
ページ	1/1

中国兵器工業部 7101 研究所
 大連中心 潤滑油系統設計部

抽出シテマシタ (1/5)

例示
 ○: 閉鎖型 (通常型)
 ⊖: 閉鎖型 (遮断機)
 ⊕: 閉鎖型 (遮断機)
 ⊖: 閉鎖型 (遮断機)



図面番号	0204132
図面名称	高所 2F→3F
設計者	Y. S. Y.
校核者	Y. S. Y.
承認者	Y. S. Y.
作成日	2012.08.01

- 撤去箇所
- ⊖ 閉止フランジ
- ⊕ 弁付閉止フランジ
- ⊖ 切断後閉止アが等
- 切

E-08

三井建設 土木事業工務部 建設二部 高所班
 本館建設 建設二部 高所班
 大館建設 建設二部 高所班
 一府高所 (1/3)

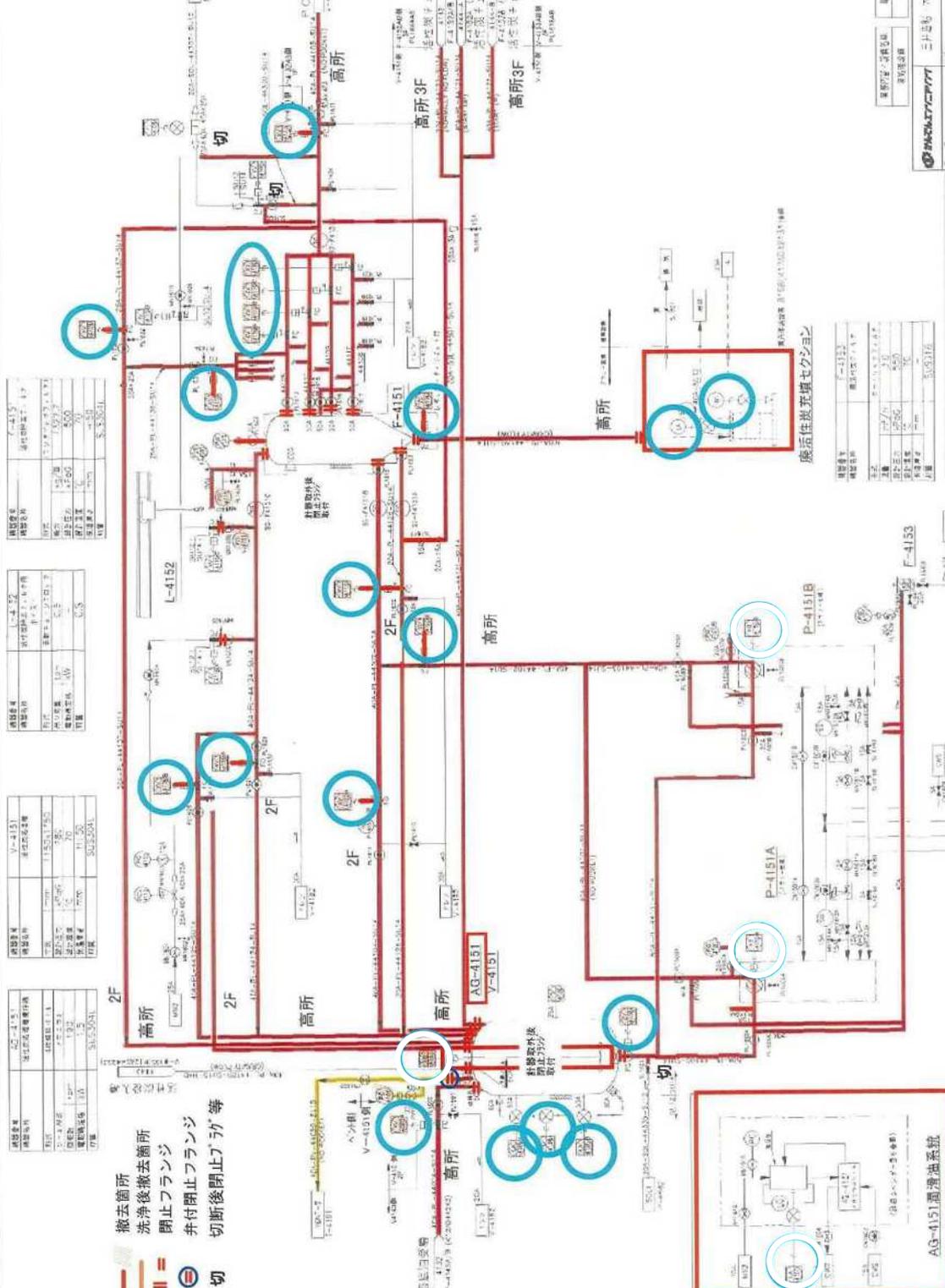
図面番号	0204132
図面名称	高所 2F→3F
設計者	Y. S. Y.
校核者	Y. S. Y.
承認者	Y. S. Y.
作成日	2012.08.01

図面番号	0204132
図面名称	高所 2F→3F
設計者	Y. S. Y.
校核者	Y. S. Y.
承認者	Y. S. Y.
作成日	2012.08.01

図面番号	0204132
図面名称	高所 2F→3F
設計者	Y. S. Y.
校核者	Y. S. Y.
承認者	Y. S. Y.
作成日	2012.08.01

図面番号	0204132
図面名称	高所 2F→3F
設計者	Y. S. Y.
校核者	Y. S. Y.
承認者	Y. S. Y.
作成日	2012.08.01

撤去箇所
 洗浄後撤去箇所
 閉止フランジ
 弁付閉止フランジ
 切断後閉止フラ等



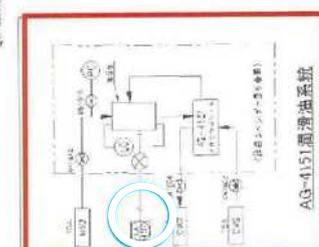
機器名	規格
ポンプ	...
弁	...
配管	...

機器名	規格
ポンプ	...
弁	...
配管	...

機器名	規格
ポンプ	...
弁	...
配管	...

機器名	規格
ポンプ	...
弁	...
配管	...

- 撤去箇所
- 洗浄後撤去箇所
- 閉止フランジ
- 弁付閉止フランジ
- 切断後閉止フラ等



機器名	規格
ポンプ	...
弁	...
配管	...

機器名	規格
ポンプ	...
弁	...
配管	...

E-10

設計者	...
校核者	...
承認者	...
作成日	...
図面番号	...

機器名	規格
ポンプ	...
弁	...
配管	...

機器名	規格
ポンプ	...
弁	...
配管	...

機器名	規格
ポンプ	...
弁	...
配管	...

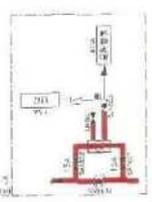
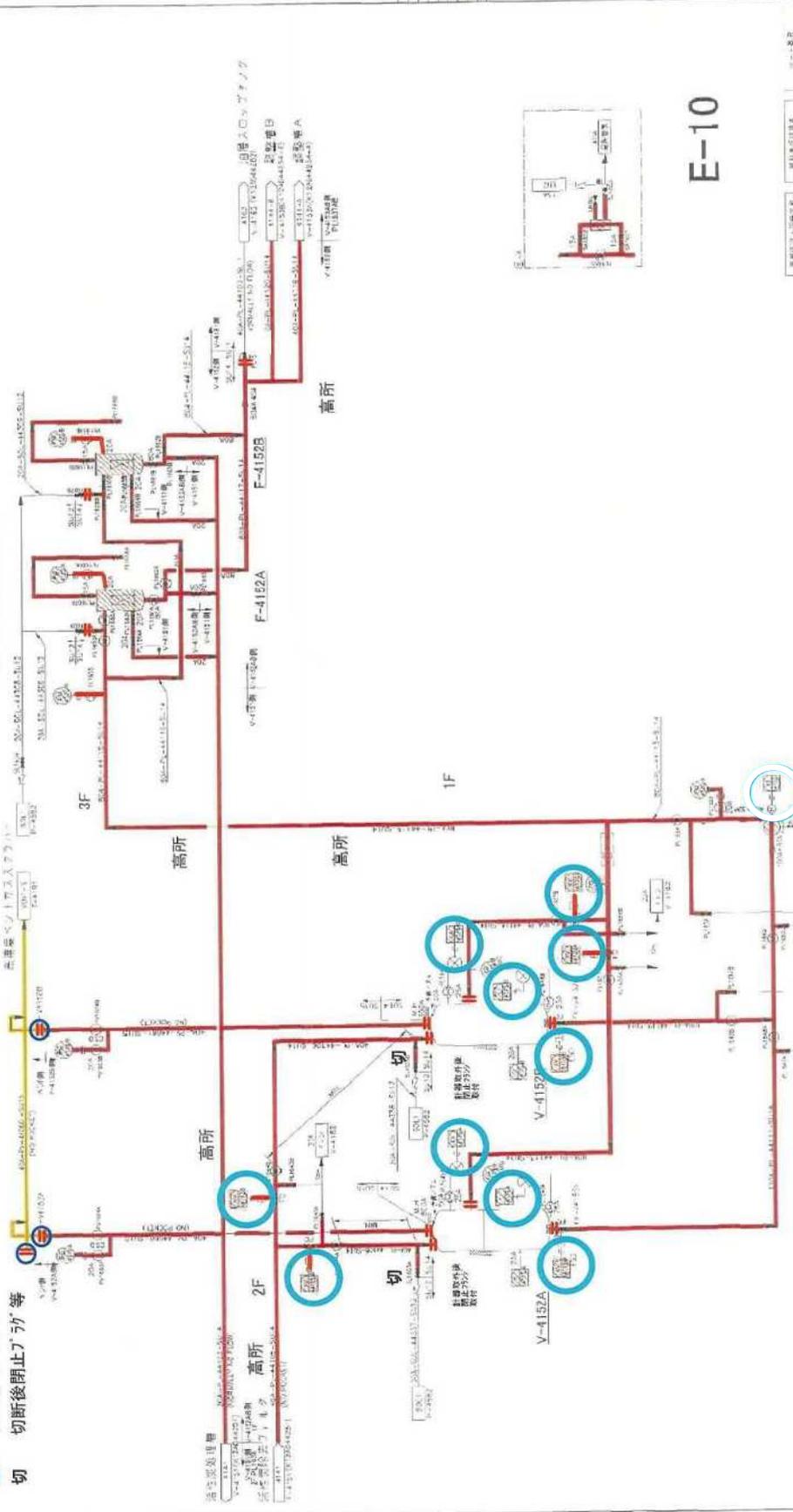
機器名	規格
ポンプ	...
弁	...
配管	...

設計者	...
校核者	...
承認者	...
作成日	...
図面番号	...
機器名	...
規格	...
ポンプ	...
弁	...
配管	...

撤去箇所
 洗浄後撤去箇所
 閉止フランジ
 弁付閉止フランジ
 切断後閉止「ガ」等

機器名	仕様
ポンプ	...
弁	...
配管	...
その他	...

機器名	仕様
ポンプ	...
弁	...
配管	...
その他	...



E-10

製図者	...
校核者	...
承認者	...
発行日	...
図面番号	...
設備名	...
階層	...
位置	...
備考	...

項目	内容
機器名	...
仕様	...
その他	...

設備概要
 設備仕様
 設備位置
 設備容量
 設備重量
 設備材質
 設備色
 設備メーカー
 設備製造年
 設備点検年
 設備点検頻度
 設備点検内容
 設備点検記録
 設備点検担当者
 設備点検承認者
 設備点検承認日
 設備点検承認場所
 設備点検承認者
 設備点検承認日
 設備点検承認場所

設備概要
 設備仕様
 設備位置
 設備容量
 設備重量
 設備材質
 設備色
 設備メーカー
 設備製造年
 設備点検年
 設備点検頻度
 設備点検内容
 設備点検記録
 設備点検担当者
 設備点検承認者
 設備点検承認日
 設備点検承認場所
 設備点検承認者
 設備点検承認日
 設備点検承認場所

町事政庁
 ○：閉
 △：閉
 □：閉
 ※：閉

機器名	ポンプ
機種名	ポンプ
型式	ポンプ
製造年	ポンプ
寸法	ポンプ
材質	ポンプ
重量	ポンプ
電力	ポンプ
圧力	ポンプ
流量	ポンプ
その他	ポンプ

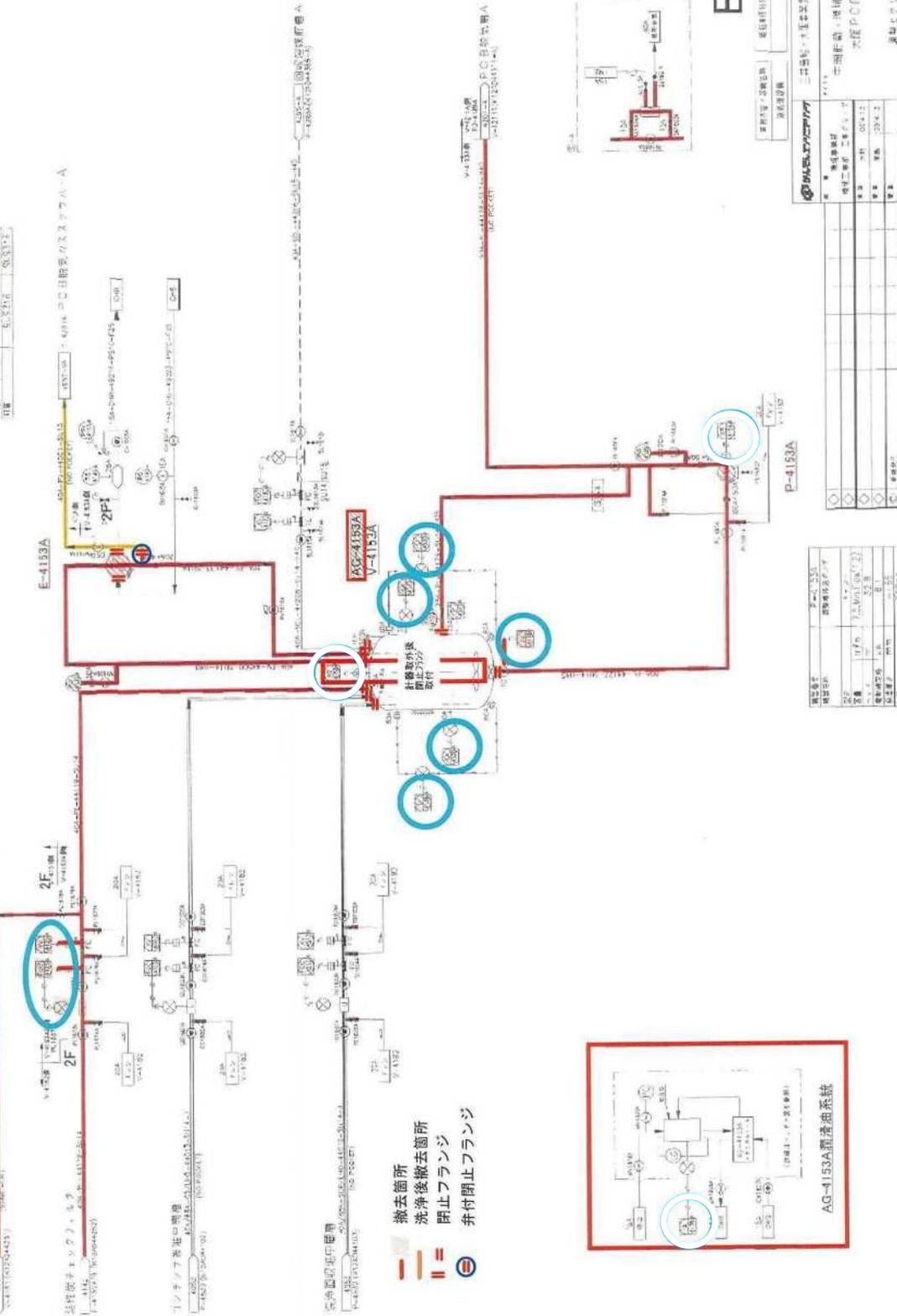
機器名	ポンプ
機種名	ポンプ
型式	ポンプ
製造年	ポンプ
寸法	ポンプ
材質	ポンプ
重量	ポンプ
電力	ポンプ
圧力	ポンプ
流量	ポンプ
その他	ポンプ

機器名	ポンプ
機種名	ポンプ
型式	ポンプ
製造年	ポンプ
寸法	ポンプ
材質	ポンプ
重量	ポンプ
電力	ポンプ
圧力	ポンプ
流量	ポンプ
その他	ポンプ

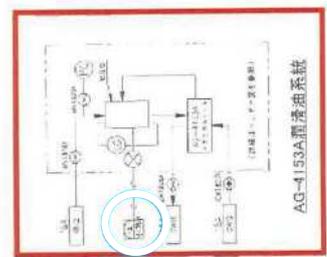
機器名	ポンプ
機種名	ポンプ
型式	ポンプ
製造年	ポンプ
寸法	ポンプ
材質	ポンプ
重量	ポンプ
電力	ポンプ
圧力	ポンプ
流量	ポンプ
その他	ポンプ

機器名	ポンプ
機種名	ポンプ
型式	ポンプ
製造年	ポンプ
寸法	ポンプ
材質	ポンプ
重量	ポンプ
電力	ポンプ
圧力	ポンプ
流量	ポンプ
その他	ポンプ

機器名	ポンプ
機種名	ポンプ
型式	ポンプ
製造年	ポンプ
寸法	ポンプ
材質	ポンプ
重量	ポンプ
電力	ポンプ
圧力	ポンプ
流量	ポンプ
その他	ポンプ



- 撤去箇所
- △ 洗浄後撤去箇所
- 閉止フランジ
- ◎ 弁付閉止フランジ



機器名	ポンプ
機種名	ポンプ
型式	ポンプ
製造年	ポンプ
寸法	ポンプ
材質	ポンプ
重量	ポンプ
電力	ポンプ
圧力	ポンプ
流量	ポンプ
その他	ポンプ

E-11

設備管理 設備名: 設備管理
 設備番号: 設備番号
 設置場所: 設置場所
 設置年月: 設置年月
 設置者: 設置者
 設置理由: 設置理由
 設置場所: 設置場所
 設置年月: 設置年月
 設置者: 設置者
 設置理由: 設置理由

機器名	ポンプ
機種名	ポンプ
型式	ポンプ
製造年	ポンプ
寸法	ポンプ
材質	ポンプ
重量	ポンプ
電力	ポンプ
圧力	ポンプ
流量	ポンプ
その他	ポンプ

設備管理 設備名: 設備管理
 設備番号: 設備番号
 設置場所: 設置場所
 設置年月: 設置年月
 設置者: 設置者
 設置理由: 設置理由

機器名	ポンプ
機種名	ポンプ
型式	ポンプ
製造年	ポンプ
寸法	ポンプ
材質	ポンプ
重量	ポンプ
電力	ポンプ
圧力	ポンプ
流量	ポンプ
その他	ポンプ

機器名	ポンプ
機種名	ポンプ
型式	ポンプ
製造年	ポンプ
寸法	ポンプ
材質	ポンプ
重量	ポンプ
電力	ポンプ
圧力	ポンプ
流量	ポンプ
その他	ポンプ

機器名	ポンプ
機種名	ポンプ
型式	ポンプ
製造年	ポンプ
寸法	ポンプ
材質	ポンプ
重量	ポンプ
電力	ポンプ
圧力	ポンプ
流量	ポンプ
その他	ポンプ

機器名	ポンプ
機種名	ポンプ
型式	ポンプ
製造年	ポンプ
寸法	ポンプ
材質	ポンプ
重量	ポンプ
電力	ポンプ
圧力	ポンプ
流量	ポンプ
その他	ポンプ

機器名	ポンプ
機種名	ポンプ
型式	ポンプ
製造年	ポンプ
寸法	ポンプ
材質	ポンプ
重量	ポンプ
電力	ポンプ
圧力	ポンプ
流量	ポンプ
その他	ポンプ

図号表示
 ○：開
 △：閉
 □：閉
 ☆：閉
 ※：閉

機名	AG-4153B
機種	高圧洗浄機
型式	AG-4153B
容量	1500L
圧力	10MPa
電圧	200V
電流	15A
消費電力	3000W
重量	15kg
寸法	500×300×100

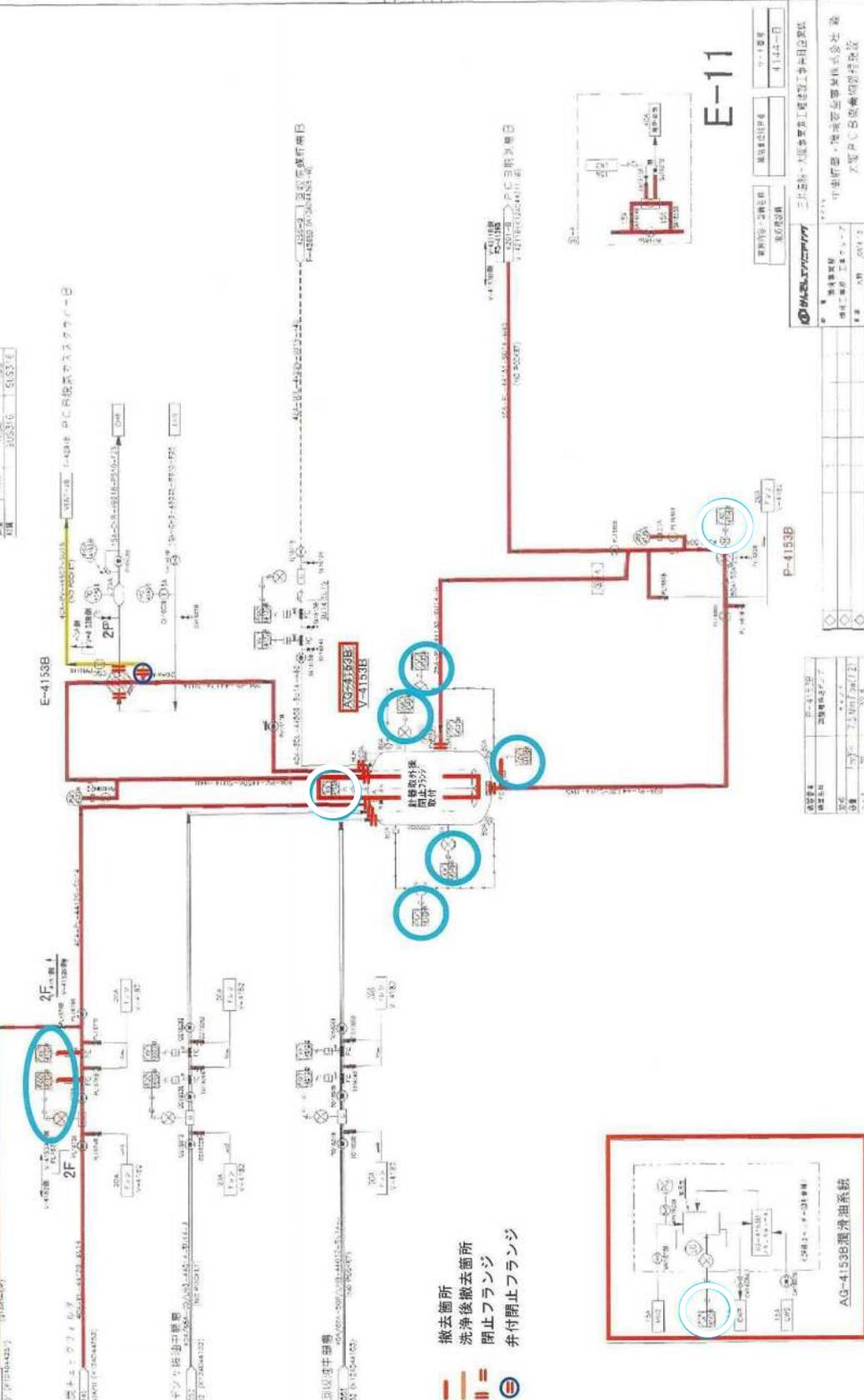
機名	AG-4153B
機種	高圧洗浄機
型式	AG-4153B
容量	1500L
圧力	10MPa
電圧	200V
電流	15A
消費電力	3000W
重量	15kg
寸法	500×300×100

機名	AG-4153B
機種	高圧洗浄機
型式	AG-4153B
容量	1500L
圧力	10MPa
電圧	200V
電流	15A
消費電力	3000W
重量	15kg
寸法	500×300×100

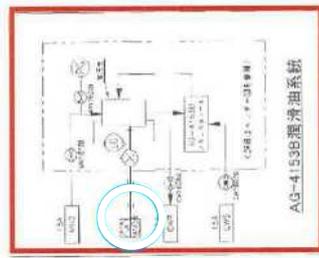
機名	AG-4153B
機種	高圧洗浄機
型式	AG-4153B
容量	1500L
圧力	10MPa
電圧	200V
電流	15A
消費電力	3000W
重量	15kg
寸法	500×300×100

機名	AG-4153B
機種	高圧洗浄機
型式	AG-4153B
容量	1500L
圧力	10MPa
電圧	200V
電流	15A
消費電力	3000W
重量	15kg
寸法	500×300×100

機名	AG-4153B
機種	高圧洗浄機
型式	AG-4153B
容量	1500L
圧力	10MPa
電圧	200V
電流	15A
消費電力	3000W
重量	15kg
寸法	500×300×100



- 撤去箇所
- △ 洗浄後撤去箇所
- 閉止フランジ
- ☆ 弁付閉止フランジ



E-11

機名	AG-4153B
機種	高圧洗浄機
型式	AG-4153B
容量	1500L
圧力	10MPa
電圧	200V
電流	15A
消費電力	3000W
重量	15kg
寸法	500×300×100

機名	AG-4153B
機種	高圧洗浄機
型式	AG-4153B
容量	1500L
圧力	10MPa
電圧	200V
電流	15A
消費電力	3000W
重量	15kg
寸法	500×300×100

機名	AG-4153B
機種	高圧洗浄機
型式	AG-4153B
容量	1500L
圧力	10MPa
電圧	200V
電流	15A
消費電力	3000W
重量	15kg
寸法	500×300×100

機名	AG-4153B
機種	高圧洗浄機
型式	AG-4153B
容量	1500L
圧力	10MPa
電圧	200V
電流	15A
消費電力	3000W
重量	15kg
寸法	500×300×100

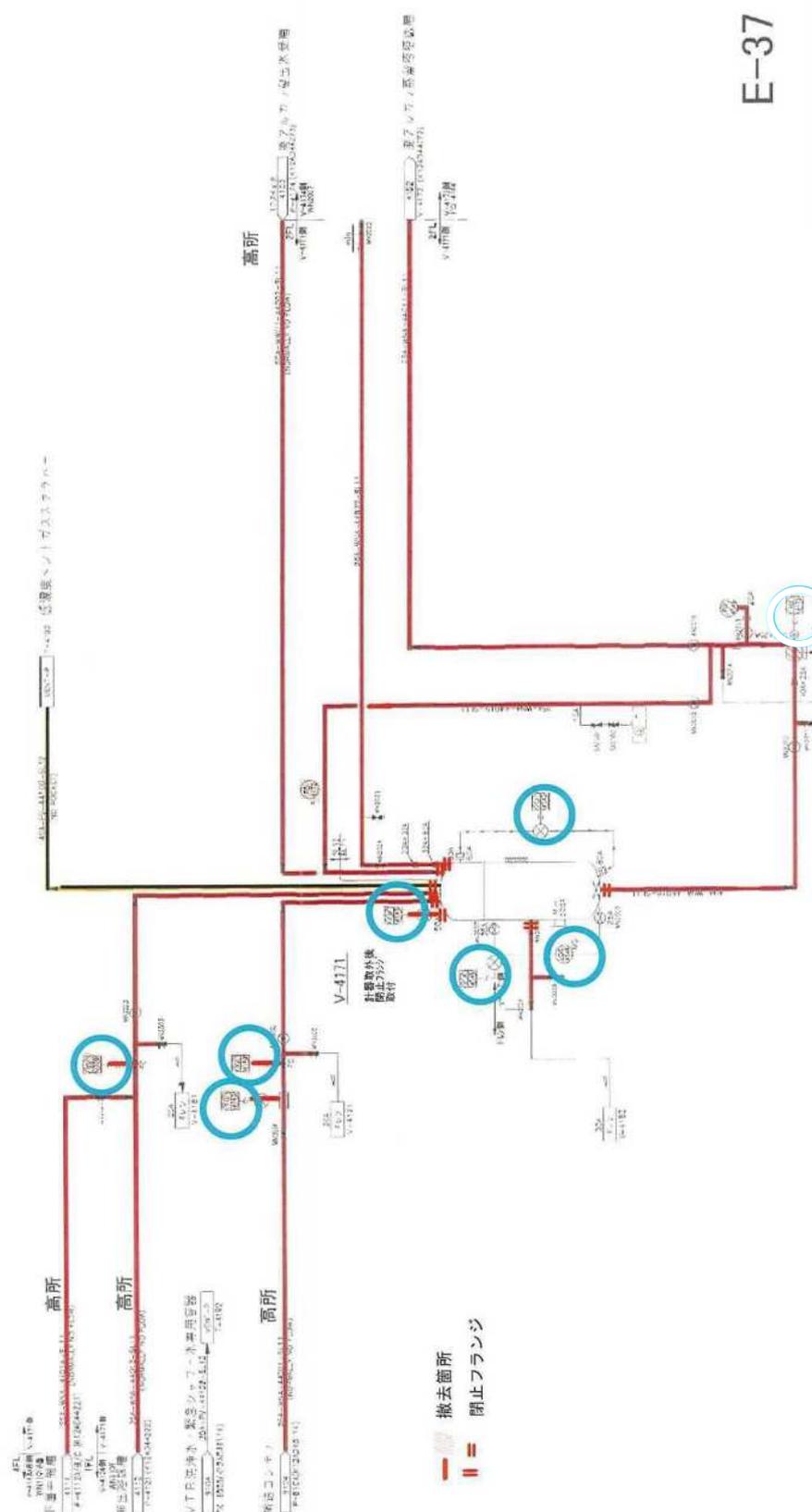
機名	AG-4153B
機種	高圧洗浄機
型式	AG-4153B
容量	1500L
圧力	10MPa
電圧	200V
電流	15A
消費電力	3000W
重量	15kg
寸法	500×300×100

機名	AG-4153B
機種	高圧洗浄機
型式	AG-4153B
容量	1500L
圧力	10MPa
電圧	200V
電流	15A
消費電力	3000W
重量	15kg
寸法	500×300×100

機名	AG-4153B
機種	高圧洗浄機
型式	AG-4153B
容量	1500L
圧力	10MPa
電圧	200V
電流	15A
消費電力	3000W
重量	15kg
寸法	500×300×100

図例表示
 ○：閉
 ⊙：開
 ⊕：閉
 ⊖：開

機台番号	V-4171
機台名称	第 1 号 圧入機
型	2425-1350
圧入圧	23.0
圧入速度	60
機台重量	5.50
寸法	853×1100



—○— 撤去箇所
 || 閉止フランジ

E-37

業務担当 / 業務内容	業務担当 / 業務内容	シールド番号
設計者 / 設計内容	設計者 / 設計内容	4151
三井物産株式会社 建設部 建設工務部 建設課 三井物産株式会社 建設部 建設工務部 建設課 水産庁 水産技術センター 水産技術センター 水産技術センター		
三井物産株式会社 建設部 建設工務部 建設課 水産庁 水産技術センター 水産技術センター 水産技術センター		

機台番号	V-4171
機台名称	第 1 号 圧入機
型	2425-1350
圧入圧	23.0
圧入速度	60
機台重量	5.50
寸法	853×1100

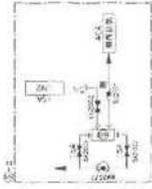
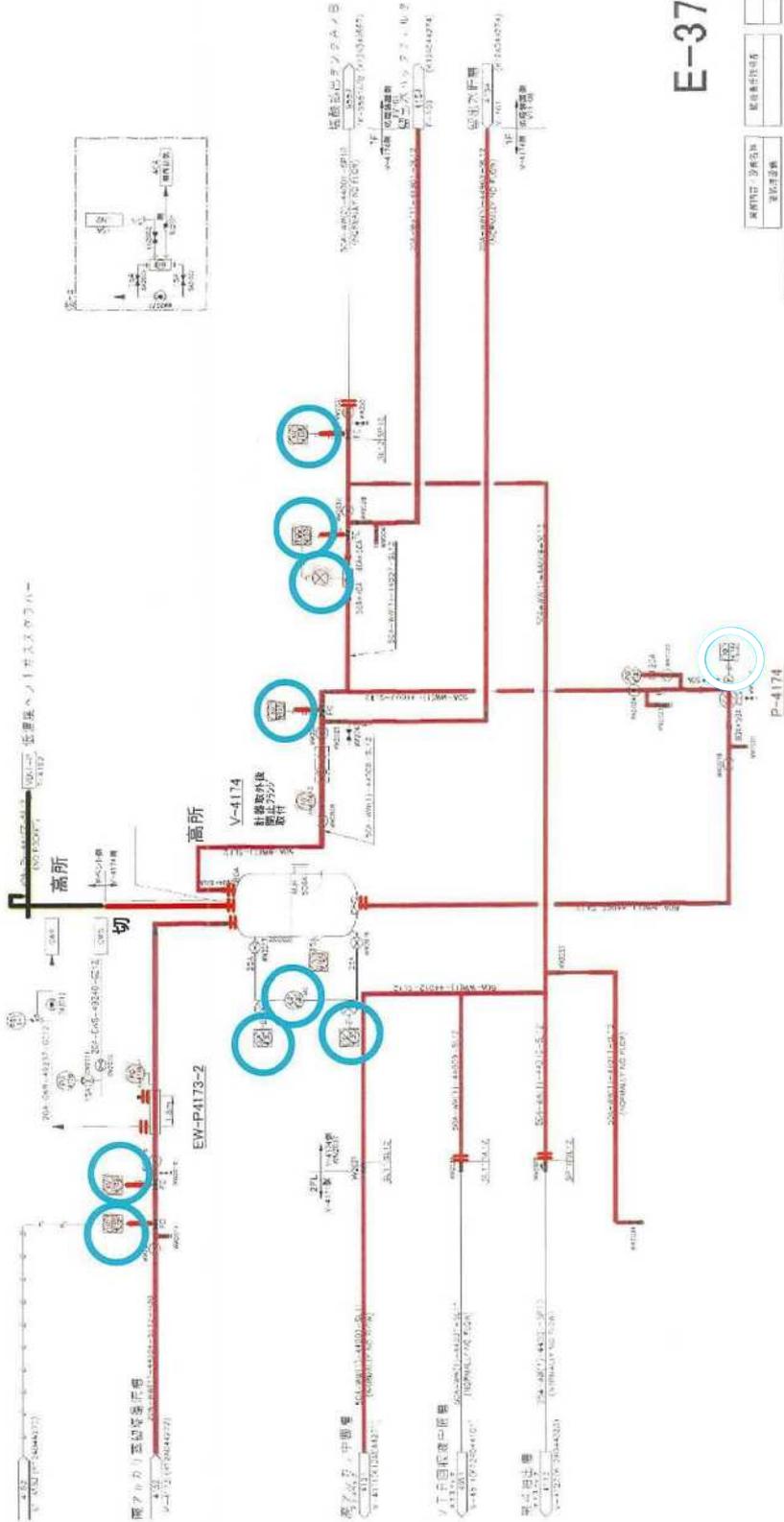
機台番号	V-4171	機台名称	第 1 号 圧入機
型	2425-1350	圧入圧	23.0
圧入速度	60	機台重量	5.50
寸法	853×1100	機台寸法	853×1100

機台番号	V-4171
機台名称	第 1 号 圧入機
型	2425-1350
圧入圧	23.0
圧入速度	60
機台重量	5.50
寸法	853×1100

閉鎖表示
 (○) : 閉鎖
 (●) : 閉鎖解除 (由手操)
 (□) : 閉鎖解除 (自動解除)

機番	機名	機種	製造年
1	高圧変圧機	高圧変圧機	1998
2	高圧変圧機	高圧変圧機	1998
3	高圧変圧機	高圧変圧機	1998
4	高圧変圧機	高圧変圧機	1998
5	高圧変圧機	高圧変圧機	1998

一 撤去箇所
 || 閉止フランジ
 切 切断後閉止アラ等



E-37

変更履歴
 変更内容
 変更日

変更内容	変更日
1. 図面作成	2018.05.15
2. 図面確認	2018.05.15
3. 図面承認	2018.05.15
4. 図面印刷	2018.05.15

機番	機名	機種	製造年
1	高圧変圧機	高圧変圧機	1998
2	高圧変圧機	高圧変圧機	1998
3	高圧変圧機	高圧変圧機	1998
4	高圧変圧機	高圧変圧機	1998
5	高圧変圧機	高圧変圧機	1998

機番	機名	機種	製造年
1	高圧変圧機	高圧変圧機	1998
2	高圧変圧機	高圧変圧機	1998
3	高圧変圧機	高圧変圧機	1998
4	高圧変圧機	高圧変圧機	1998
5	高圧変圧機	高圧変圧機	1998

三上利一 切取機工事設計士事務所
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
 TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112
 E-MAIL: info@sanjosei.co.jp
 代表取締役 三上利一
 設計士 三上利一
 設計士 三上利一
 設計士 三上利一
 設計士 三上利一

開閉表示
 ○：開
 ●：閉
 ⊕：異常閉鎖（起閉閉）
 ⊖：異常閉鎖（起閉閉）

機器番号	機器名称	規格	材質	寸法	重量	設置場所
F-100	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-101	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-102	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-103	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-104	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室

機器番号	機器名称	規格	材質	寸法	重量	設置場所
F-105	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-106	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-107	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-108	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-109	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室

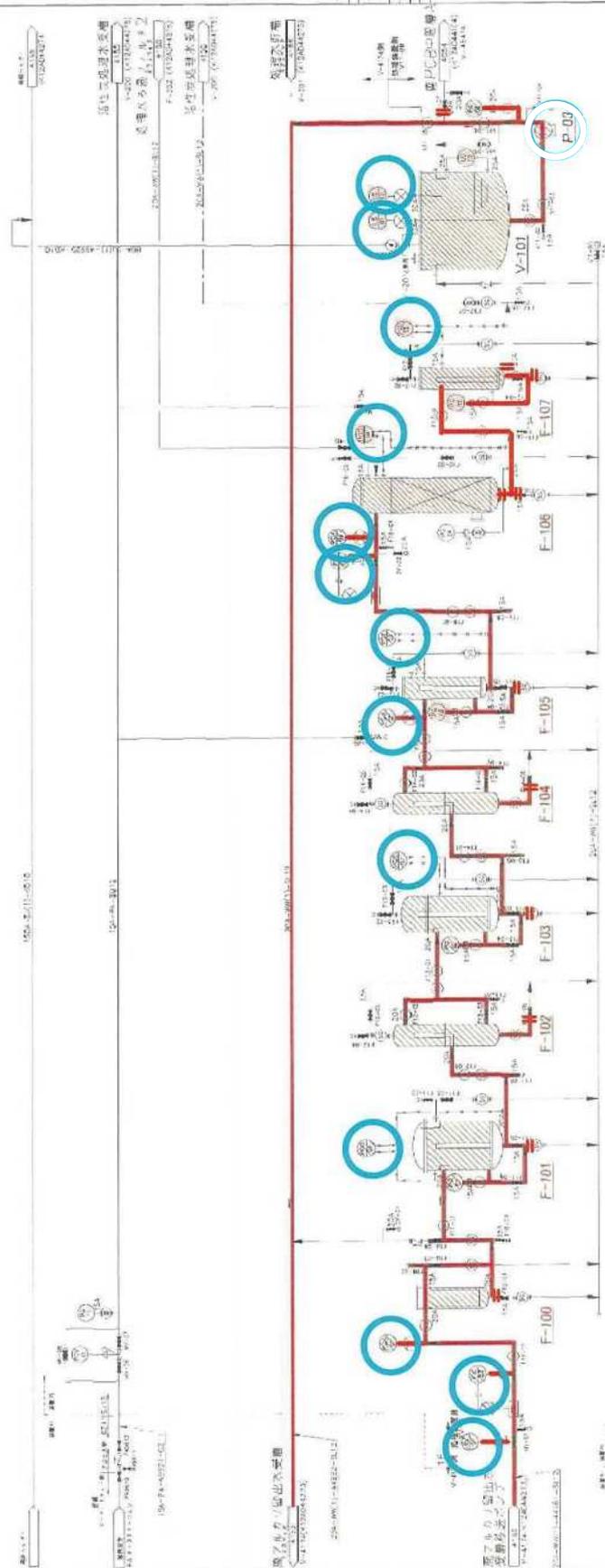
機器番号	機器名称	規格	材質	寸法	重量	設置場所
F-110	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-111	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-112	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-113	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-114	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室

機器番号	機器名称	規格	材質	寸法	重量	設置場所
F-115	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-116	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-117	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-118	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-119	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室

機器番号	機器名称	規格	材質	寸法	重量	設置場所
F-120	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-121	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-122	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-123	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-124	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室

機器番号	機器名称	規格	材質	寸法	重量	設置場所
F-125	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-126	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-127	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-128	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-129	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室

機器番号	機器名称	規格	材質	寸法	重量	設置場所
F-130	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-131	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-132	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-133	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-134	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室



撤去箇所
 閉止フランジ

E-38

図名	ポンプ室の配管図
図号	E-38
設計者	〇〇〇
承認者	△△△
日付	〇〇/〇〇/〇〇
スケール	1/20
備考	

機器番号	機器名称	規格	材質	寸法	重量	設置場所
F-100	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-101	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-102	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-103	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-104	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室

機器番号	機器名称	規格	材質	寸法	重量	設置場所
F-105	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-106	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-107	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-108	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-109	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室

機器番号	機器名称	規格	材質	寸法	重量	設置場所
F-110	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-111	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-112	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-113	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-114	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室

機器番号	機器名称	規格	材質	寸法	重量	設置場所
F-115	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-116	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-117	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-118	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室
F-119	高圧ポンプ	1000	SS304	φ100	100	ポンプ室

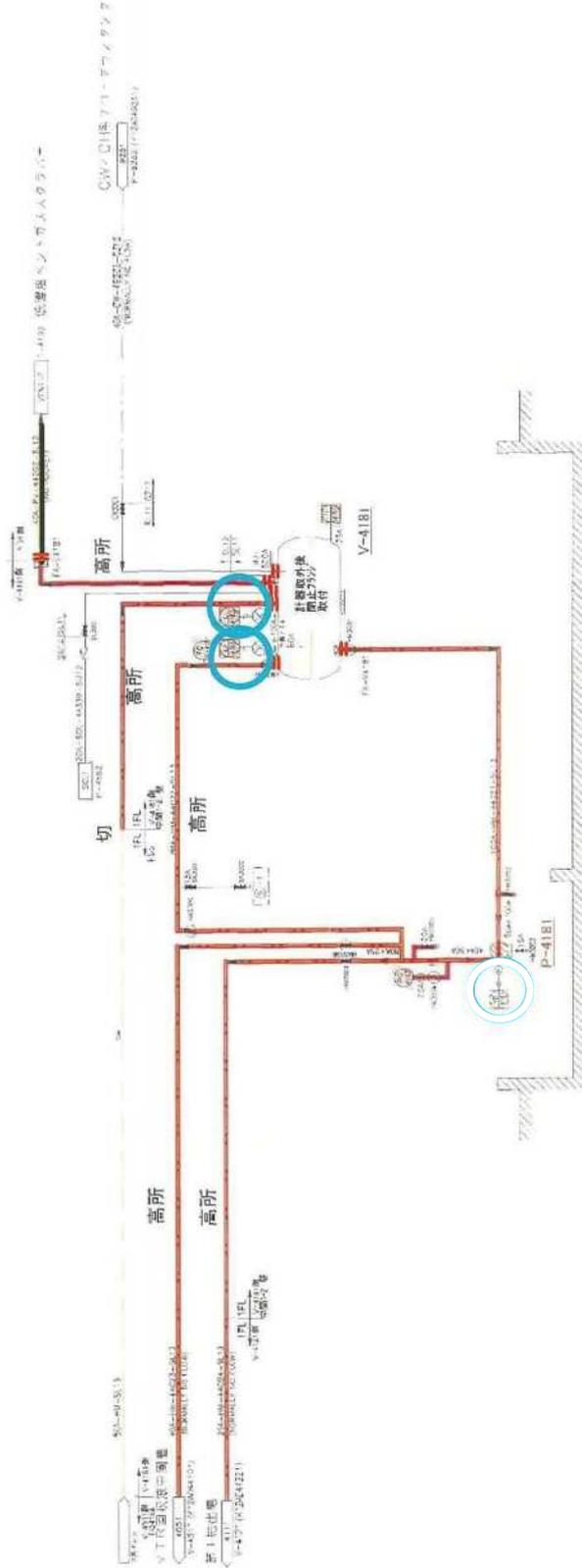
三井物産 株式会社
 水務部
 水務センター
 水務センター
 水務センター

水務センター
 水務センター
 水務センター
 水務センター
 水務センター

機材名	Y-418
機材仕様	標準型200Vタイプ
寸法	1,200×760×50
質量	18.5
積込数	10
積込重量	185
積込体積	0.9
積込高さ	1.7
積込幅	0.5
積込奥行	0.5
積込重量	91.5 (1.8)

撤去箇所
 ○ : 撤去
 ⊙ : 閉止フランジ
 ⊚ : 閉止フランジ (含封止)

撤去箇所
 閉止フランジ



E-46

機材名	Y-418
機材仕様	標準型200Vタイプ
寸法	1,200×760×50
質量	18.5
積込数	10
積込重量	185
積込体積	0.9
積込高さ	1.7
積込幅	0.5
積込奥行	0.5
積込重量	91.5 (1.8)

機材名	Y-418
機材仕様	標準型200Vタイプ
寸法	1,200×760×50
質量	18.5
積込数	10
積込重量	185
積込体積	0.9
積込高さ	1.7
積込幅	0.5
積込奥行	0.5
積込重量	91.5 (1.8)

機材名	Y-418
機材仕様	標準型200Vタイプ
寸法	1,200×760×50
質量	18.5
積込数	10
積込重量	185
積込体積	0.9
積込高さ	1.7
積込幅	0.5
積込奥行	0.5
積込重量	91.5 (1.8)

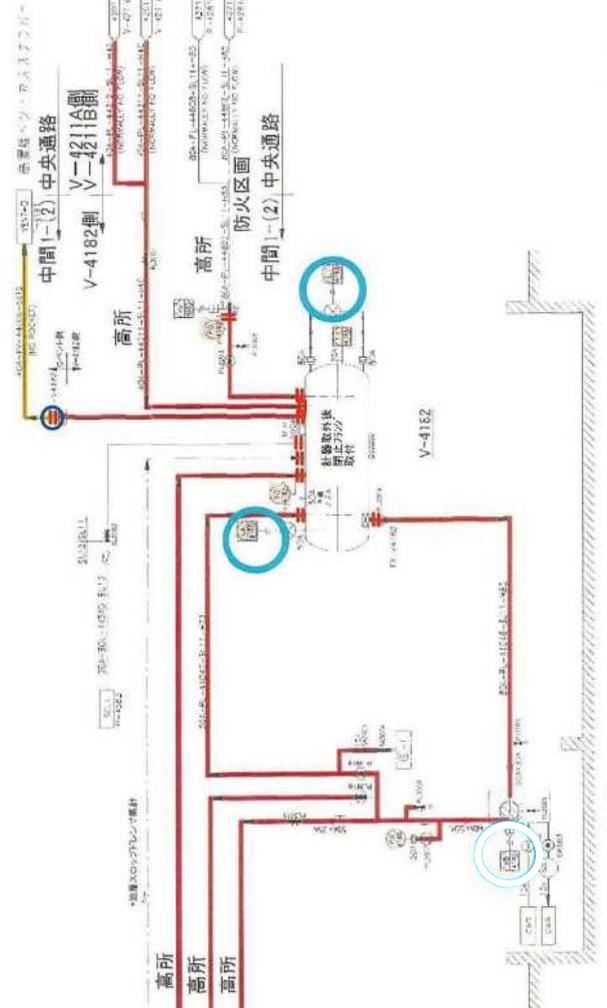
機材名 Y-418
 機材仕様 標準型200Vタイプ
 寸法 1,200×760×50
 質量 18.5
 積込数 10
 積込重量 185
 積込体積 0.9
 積込高さ 1.7
 積込幅 0.5
 積込奥行 0.5
 積込重量 91.5 (1.8)

種別	設備	仕様
弁	電動弁	電動弁

説明表
 ○：閉
 ⊙：開
 ⊕：閉
 ⊖：開

- 撤去箇所
- 洗浄後撤去箇所
- 閉止フランジ
- 弁付閉止フランジ

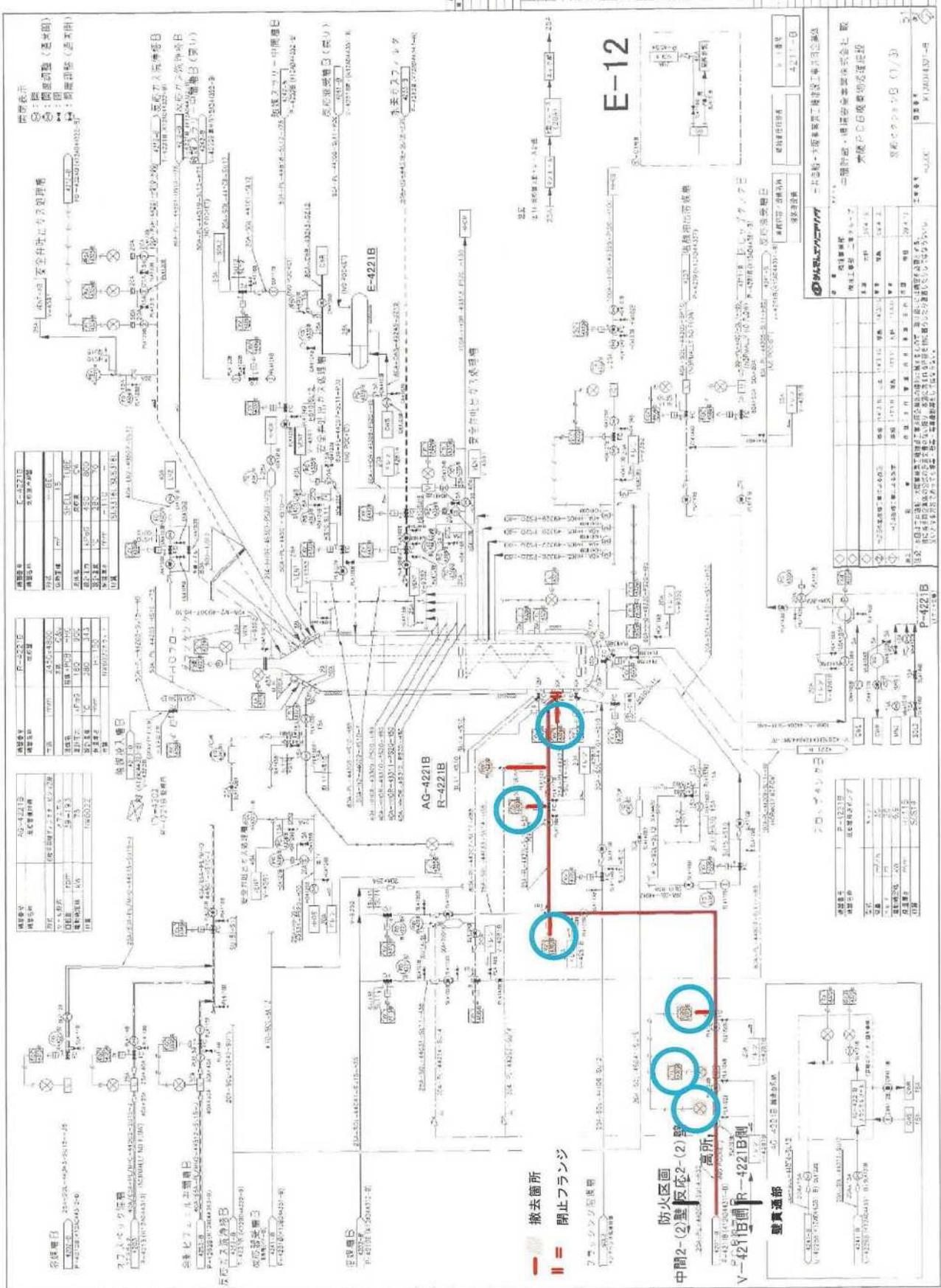
1F天井
 F-4152AB側 V-4182側
 V-4511(F4169)側 V-4182側
 V-4112側 V-4170 V-4182側



E-49

更新内容/設備仕様	7-1番等
更新設備	41162
株式会社 日本建設工業株式会社 大阪府 大阪市 東区 東区 大阪府 大阪市 東区 東区 大阪府 大阪市 東区 東区	
更新内容	2017年12月 (2/2)

更新内容	7-1番等
更新設備	41162
更新内容	2017年12月 (2/2)



- 図例表示
- ：警報機 (受信機)
 - ：警報機 (送信機)
 - ：警報機 (受信機)
 - ：警報機 (送信機)

各種機器

機種番号	AG-422IB
機種名称	警報機 (受信機)
型式	AG-422IB
電源	AC100V
消費電力	10VA
寸法	118×118×45mm

各種機器

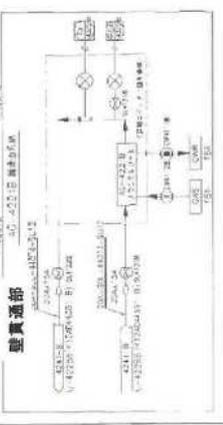
機種番号	R-422IB
機種名称	警報機 (送信機)
型式	R-422IB
電源	AC100V
消費電力	10VA
寸法	118×118×45mm

各種機器

機種番号	E-422IB
機種名称	警報機 (受信機)
型式	E-422IB
電源	AC100V
消費電力	10VA
寸法	118×118×45mm

撤去箇所
閉止フランジ

防火区画
中間2-②壁 反応2-(2)警
高所
V-421付機 R-422IB機



各種機器

機種番号	P-422IB
機種名称	警報機 (送信機)
型式	P-422IB
電源	AC100V
消費電力	10VA
寸法	118×118×45mm

各種機器

機種番号	E-422IB
機種名称	警報機 (受信機)
型式	E-422IB
電源	AC100V
消費電力	10VA
寸法	118×118×45mm

各種機器

機種番号	R-422IB
機種名称	警報機 (送信機)
型式	R-422IB
電源	AC100V
消費電力	10VA
寸法	118×118×45mm

各種機器

機種番号	V-421
機種名称	警報機 (受信機)
型式	V-421
電源	AC100V
消費電力	10VA
寸法	118×118×45mm

株式会社 日本電気 (株) 消防設備部
〒100-8357 東京都千代田区千代田 1-4-1
TEL: 03-5561-3111 FAX: 03-5561-3112
E-MAIL: fire@nec.com

E-413A	
機器番号	E-413A
機器名称	高圧蒸気加熱器
形式	3.5t/1.0MPa
寸法	φ1000×1200
重量	500kg
設置場所	2F
設置時期	2015
更新時期	
備考	

E-413B	
機器番号	E-413B
機器名称	高圧蒸気加熱器
形式	3.5t/1.0MPa
寸法	φ1000×1200
重量	500kg
設置場所	2F
設置時期	2015
更新時期	
備考	

E-413C	
機器番号	E-413C
機器名称	高圧蒸気加熱器
形式	3.5t/1.0MPa
寸法	φ1000×1200
重量	500kg
設置場所	2F
設置時期	2015
更新時期	
備考	

E-413D	
機器番号	E-413D
機器名称	高圧蒸気加熱器
形式	3.5t/1.0MPa
寸法	φ1000×1200
重量	500kg
設置場所	2F
設置時期	2015
更新時期	
備考	

E-413E	
機器番号	E-413E
機器名称	高圧蒸気加熱器
形式	3.5t/1.0MPa
寸法	φ1000×1200
重量	500kg
設置場所	2F
設置時期	2015
更新時期	
備考	

E-413F	
機器番号	E-413F
機器名称	高圧蒸気加熱器
形式	3.5t/1.0MPa
寸法	φ1000×1200
重量	500kg
設置場所	2F
設置時期	2015
更新時期	
備考	

E-413G	
機器番号	E-413G
機器名称	高圧蒸気加熱器
形式	3.5t/1.0MPa
寸法	φ1000×1200
重量	500kg
設置場所	2F
設置時期	2015
更新時期	
備考	

E-413H	
機器番号	E-413H
機器名称	高圧蒸気加熱器
形式	3.5t/1.0MPa
寸法	φ1000×1200
重量	500kg
設置場所	2F
設置時期	2015
更新時期	
備考	

安全弁止山の処理等
F-4191 (1250411)

撤去箇所
閉止フランジ
切断後閉止アガ等

機器番号
F-4193
F-4195A
F-4195B
T-4191
E-419
P-4191A
P-4191B

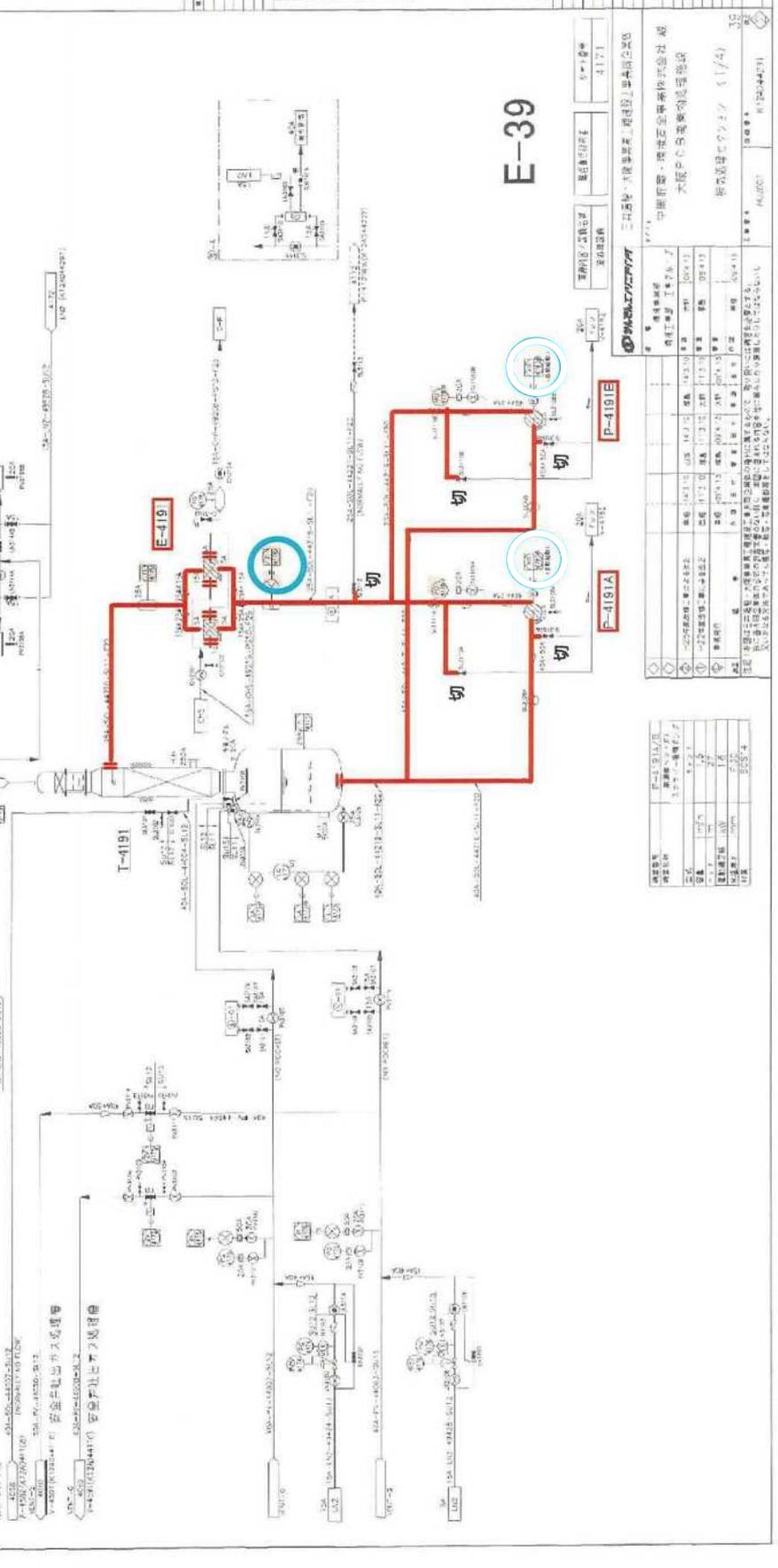
安全弁止山の処理等
F-4191 (1250411)

機器番号
F-4193
F-4195A
F-4195B
T-4191
E-419
P-4191A
P-4191B

安全弁止山の処理等
F-4191 (1250411)

機器番号
F-4193
F-4195A
F-4195B
T-4191
E-419
P-4191A
P-4191B

安全弁止山の処理等
F-4191 (1250411)



E-39

E-39	
機器番号	E-39
機器名称	高圧蒸気加熱器
形式	3.5t/1.0MPa
寸法	φ1000×1200
重量	500kg
設置場所	2F
設置時期	2015
更新時期	
備考	

E-39	
機器番号	E-39
機器名称	高圧蒸気加熱器
形式	3.5t/1.0MPa
寸法	φ1000×1200
重量	500kg
設置場所	2F
設置時期	2015
更新時期	
備考	

E-39	
機器番号	E-39
機器名称	高圧蒸気加熱器
形式	3.5t/1.0MPa
寸法	φ1000×1200
重量	500kg
設置場所	2F
設置時期	2015
更新時期	
備考	

E-39	
機器番号	E-39
機器名称	高圧蒸気加熱器
形式	3.5t/1.0MPa
寸法	φ1000×1200
重量	500kg
設置場所	2F
設置時期	2015
更新時期	
備考	

E-39	
機器番号	E-39
機器名称	高圧蒸気加熱器
形式	3.5t/1.0MPa
寸法	φ1000×1200
重量	500kg
設置場所	2F
設置時期	2015
更新時期	
備考	

E-39	
機器番号	E-39
機器名称	高圧蒸気加熱器
形式	3.5t/1.0MPa
寸法	φ1000×1200
重量	500kg
設置場所	2F
設置時期	2015
更新時期	
備考	

E-39	
機器番号	E-39
機器名称	高圧蒸気加熱器
形式	3.5t/1.0MPa
寸法	φ1000×1200
重量	500kg
設置場所	2F
設置時期	2015
更新時期	
備考	

E-39	
機器番号	E-39
機器名称	高圧蒸気加熱器
形式	3.5t/1.0MPa
寸法	φ1000×1200
重量	500kg
設置場所	2F
設置時期	2015
更新時期	
備考	

安全弁止山の処理等
F-4191 (1250411)

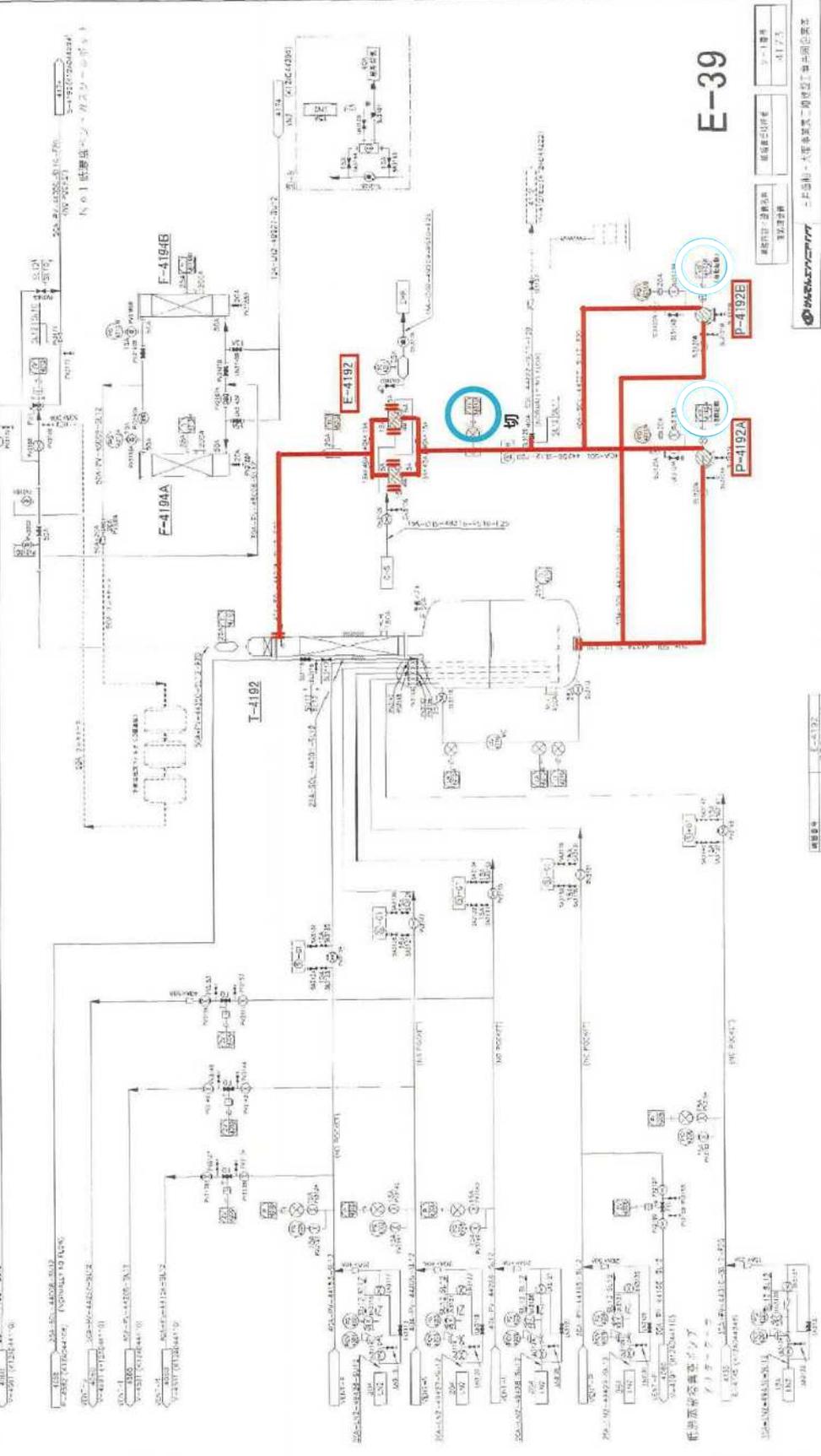
安全弁止山の処理等
F-4191 (1250411)

図番	0-1132
図名	撤去箇所
作成者	佐藤 浩二
承認者	佐藤 浩二
作成日	2009.03.03
承認日	2009.03.03
図面サイズ	A3
縮尺	1/20
備考	0-1132-01

撤去箇所
 閉止フランジ
 切断後閉止プラグ等

図番	0-1132
図名	撤去箇所
作成者	佐藤 浩二
承認者	佐藤 浩二
作成日	2009.03.03
承認日	2009.03.03
図面サイズ	A3
縮尺	1/20
備考	0-1132-01

説明表
 ○ : 閉止フランジ
 △ : 閉止フランジ
 □ : 閉止フランジ
 ◇ : 閉止フランジ
 ○ : 閉止フランジ
 △ : 閉止フランジ
 □ : 閉止フランジ
 ◇ : 閉止フランジ



図番	0-1132
図名	撤去箇所
作成者	佐藤 浩二
承認者	佐藤 浩二
作成日	2009.03.03
承認日	2009.03.03
図面サイズ	A3
縮尺	1/20
備考	0-1132-01

図番	0-1132
図名	撤去箇所
作成者	佐藤 浩二
承認者	佐藤 浩二
作成日	2009.03.03
承認日	2009.03.03
図面サイズ	A3
縮尺	1/20
備考	0-1132-01

図番	0-1132
図名	撤去箇所
作成者	佐藤 浩二
承認者	佐藤 浩二
作成日	2009.03.03
承認日	2009.03.03
図面サイズ	A3
縮尺	1/20
備考	0-1132-01

E-39

宇都宮製薬株式会社
 大塚戸の日常薬製造装置

図番	0-1132
図名	撤去箇所
作成者	佐藤 浩二
承認者	佐藤 浩二
作成日	2009.03.03
承認日	2009.03.03
図面サイズ	A3
縮尺	1/20
備考	0-1132-01

図番	0-1132
図名	撤去箇所
作成者	佐藤 浩二
承認者	佐藤 浩二
作成日	2009.03.03
承認日	2009.03.03
図面サイズ	A3
縮尺	1/20
備考	0-1132-01

図番	0-1132
図名	撤去箇所
作成者	佐藤 浩二
承認者	佐藤 浩二
作成日	2009.03.03
承認日	2009.03.03
図面サイズ	A3
縮尺	1/20
備考	0-1132-01

閉鎖表示
 ○：閉鎖機器（通常閉）
 ⊙：閉鎖機器（通常開）

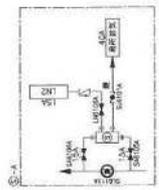
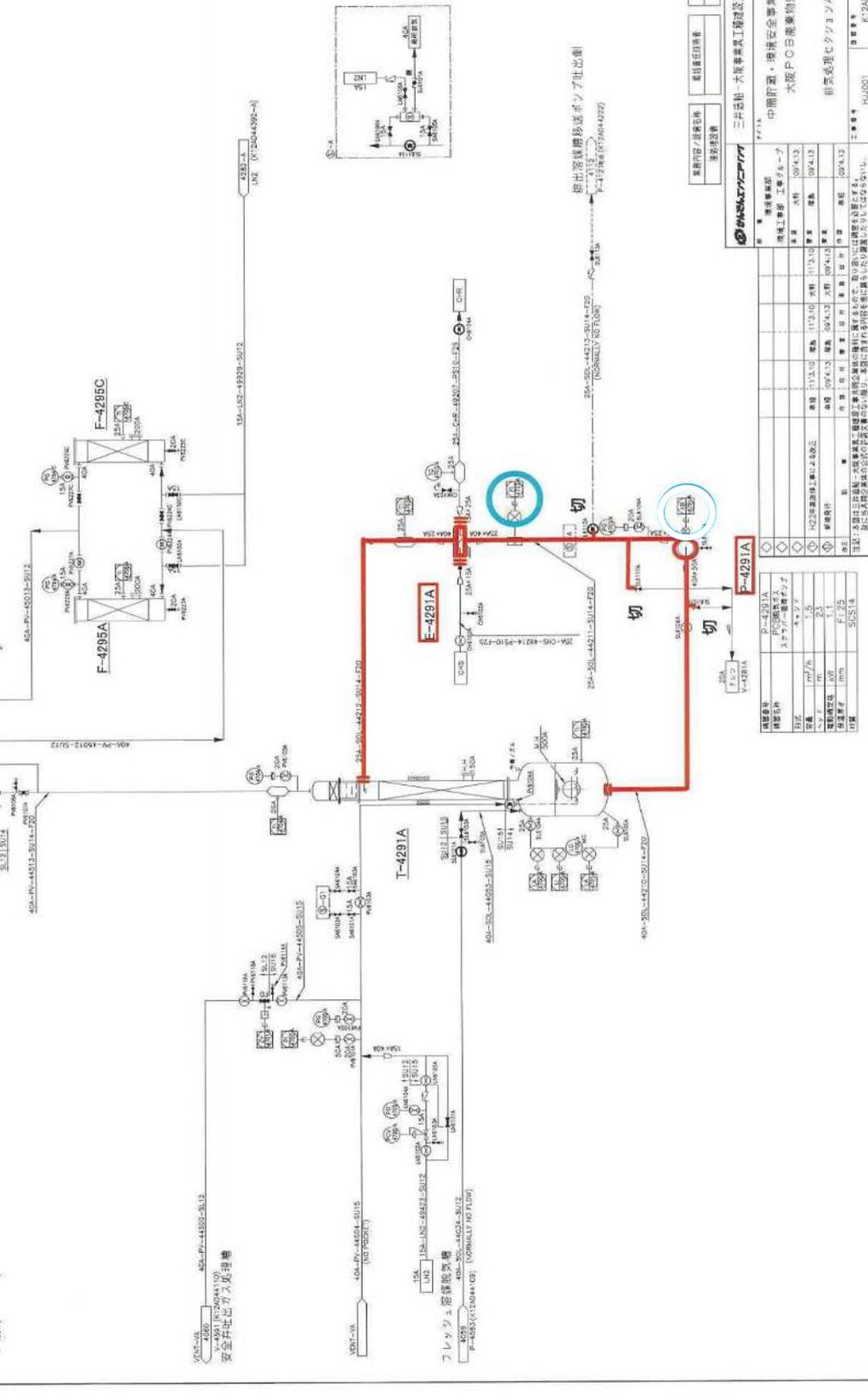
機器番号	機種名	仕様
T-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: F-4295A/C PC制御ガス処理装置
E-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置

機器番号	機種名	仕様
T-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: F-4295A/C PC制御ガス処理装置
E-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置

機器番号	機種名	仕様
T-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: F-4295A/C PC制御ガス処理装置
E-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置

撤去箇所
 閉止フランジ
 切断後閉止プラグ等

安全弁吐出ガス処理装置
 40A-PT-44503-SU12
 40A-PT-44503-SU12



機器番号	機種名	仕様
P-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置
V-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置

機器番号	機種名	仕様
P-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置
V-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置

機器番号	機種名	仕様
P-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置
V-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置

機器番号	機種名	仕様
P-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置
V-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置

機器番号	機種名	仕様
P-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置
V-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置

三井造船 大連事業 大連造船工業株式会社
 中継装置 工場用
 大連PCB廃棄物処理施設
 株式会社 大連PCB廃棄物処理施設
 株式会社 大連PCB廃棄物処理施設

機器番号	機種名	仕様
P-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置
V-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置

機器番号	機種名	仕様
P-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置
V-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置

機器番号	機種名	仕様
P-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置
V-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置

機器番号	機種名	仕様
P-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置
V-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置

機器番号	機種名	仕様
P-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置
V-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置

機器番号	機種名	仕様
P-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置
V-4291A	PC制御ガス処理装置	型式: SPS01 PC制御ガス処理装置

開閉表示
 ○：開
 ⊙：閉
 ⊖：閉
 ⊕：開

開閉表示 (通常閉)
 ⊖：開
 ⊕：閉
 ○：開
 ⊙：閉

開閉表示 (通常開)
 ⊖：開
 ⊕：閉
 ○：開
 ⊙：閉

開閉表示 (通常閉)
 ⊖：開
 ⊕：閉
 ○：開
 ⊙：閉

開閉表示 (通常開)
 ⊖：開
 ⊕：閉
 ○：開
 ⊙：閉

開閉表示 (通常閉)
 ⊖：開
 ⊕：閉
 ○：開
 ⊙：閉

開閉表示 (通常開)
 ⊖：開
 ⊕：閉
 ○：開
 ⊙：閉

開閉表示 (通常閉)
 ⊖：開
 ⊕：閉
 ○：開
 ⊙：閉

開閉表示 (通常開)
 ⊖：開
 ⊕：閉
 ○：開
 ⊙：閉



安全弁吐出ガス処理管
 V-4291A (K12904119)
 V-4291B (K12904119)

撤去箇所
 閉止フランジ
 切断後閉止プラグ等

安全弁吐出ガス処理管
 V-4291A (K12904119)
 V-4291B (K12904119)

機器仕様	
機器名	F-4295B/D
型式	PCD型ガスポンプ
材質	ステンレス
口径	φ150
駆動方式	電動
電圧	200V
消費電力	1.5kW
流量	100Nm ³ /h
回転数	1450rpm
軸出力	1.5kW
重量	50kg
寸法	φ150x315

機器仕様	
機器名	F-4295D
型式	PCD型ガスポンプ
材質	ステンレス
口径	φ150
駆動方式	電動
電圧	200V
消費電力	1.5kW
流量	100Nm ³ /h
回転数	1450rpm
軸出力	1.5kW
重量	50kg
寸法	φ150x315

機器仕様	
機器名	I-4291B
型式	ガス処理塔
材質	ステンレス
口径	φ150
高さ	1800
重量	500kg
寸法	φ150x1800

機器仕様	
機器名	F-4291B
型式	ポンプ
材質	ステンレス
口径	φ150
駆動方式	電動
電圧	200V
消費電力	1.5kW
流量	100Nm ³ /h
回転数	1450rpm
軸出力	1.5kW
重量	50kg
寸法	φ150x315

機器仕様	
機器名	P-4291B
型式	ポンプ
材質	ステンレス
口径	φ150
駆動方式	電動
電圧	200V
消費電力	1.5kW
流量	100Nm ³ /h
回転数	1450rpm
軸出力	1.5kW
重量	50kg
寸法	φ150x315

機器仕様	
機器名	F-4291B
型式	ポンプ
材質	ステンレス
口径	φ150
駆動方式	電動
電圧	200V
消費電力	1.5kW
流量	100Nm ³ /h
回転数	1450rpm
軸出力	1.5kW
重量	50kg
寸法	φ150x315

機器仕様	
機器名	F-4291B
型式	ポンプ
材質	ステンレス
口径	φ150
駆動方式	電動
電圧	200V
消費電力	1.5kW
流量	100Nm ³ /h
回転数	1450rpm
軸出力	1.5kW
重量	50kg
寸法	φ150x315

機器仕様	
機器名	F-4291B
型式	ポンプ
材質	ステンレス
口径	φ150
駆動方式	電動
電圧	200V
消費電力	1.5kW
流量	100Nm ³ /h
回転数	1450rpm
軸出力	1.5kW
重量	50kg
寸法	φ150x315

機器仕様	
機器名	F-4291B
型式	ポンプ
材質	ステンレス
口径	φ150
駆動方式	電動
電圧	200V
消費電力	1.5kW
流量	100Nm ³ /h
回転数	1450rpm
軸出力	1.5kW
重量	50kg
寸法	φ150x315

機器仕様	
機器名	F-4291B
型式	ポンプ
材質	ステンレス
口径	φ150
駆動方式	電動
電圧	200V
消費電力	1.5kW
流量	100Nm ³ /h
回転数	1450rpm
軸出力	1.5kW
重量	50kg
寸法	φ150x315

新機種の選定番号	
選定理由	
メーカー	
機種名	
仕様	
寸法	
重量	
価格	
納期	
備考	

新機種の選定番号	
選定理由	
メーカー	
機種名	
仕様	
寸法	
重量	
価格	
納期	
備考	

新機種の選定番号	
選定理由	
メーカー	
機種名	
仕様	
寸法	
重量	
価格	
納期	
備考	

新機種の選定番号	
選定理由	
メーカー	
機種名	
仕様	
寸法	
重量	
価格	
納期	
備考	

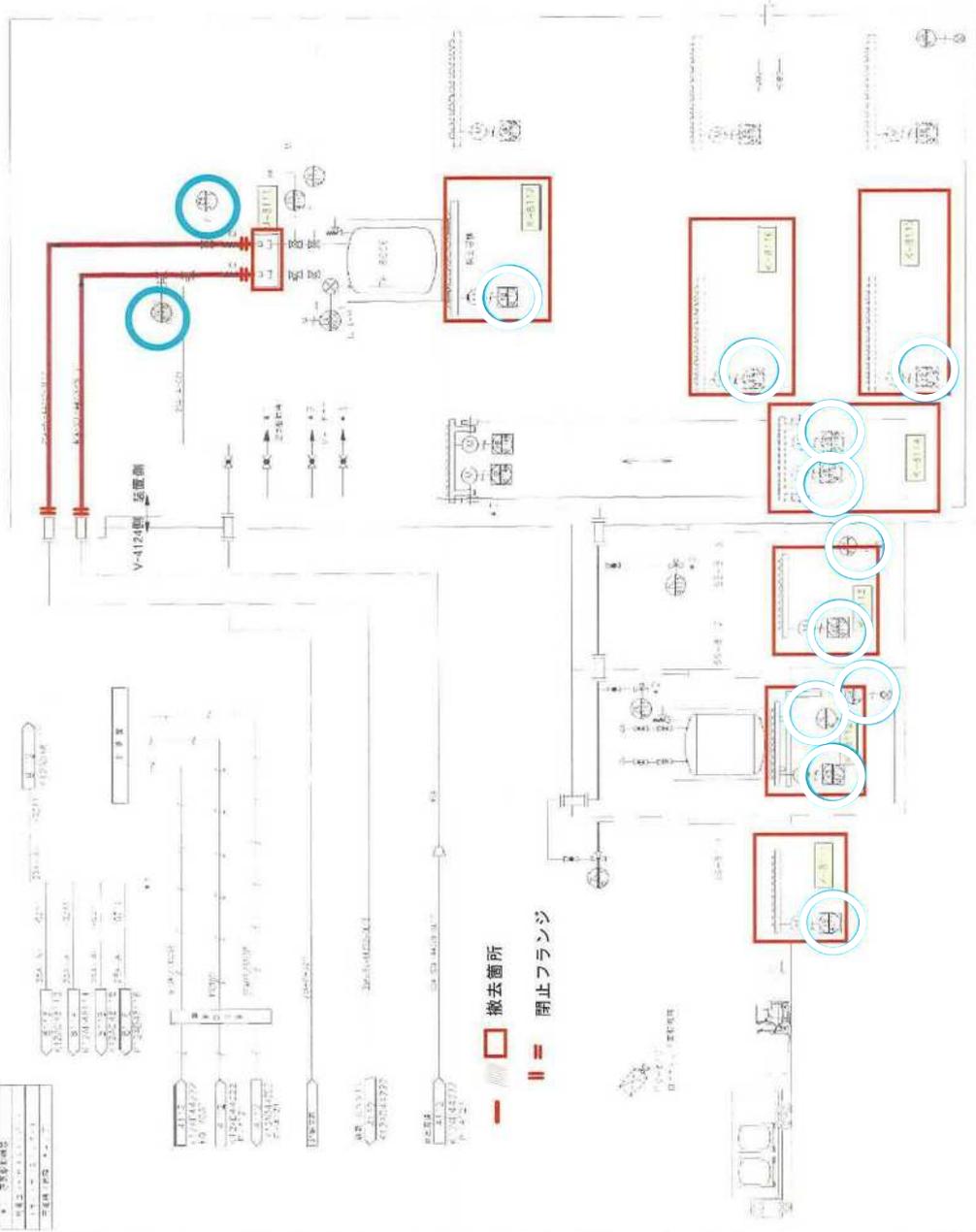
新機種の選定番号	
選定理由	
メーカー	
機種名	
仕様	
寸法	
重量	
価格	
納期	
備考	

新機種の選定番号	
選定理由	
メーカー	
機種名	
仕様	
寸法	
重量	
価格	
納期	
備考	

設計者	
校核者	
承認者	
発行日	
図面番号	
プロジェクト	
設備名	
位置	
スケール	
単位	
備考	

設計者	
校核者	
承認者	
発行日	
図面番号	
プロジェクト	
設備名	
位置	
スケール	
単位	
備考	

※ 変更履歴
変更内容
変更理由
変更時期



E-04

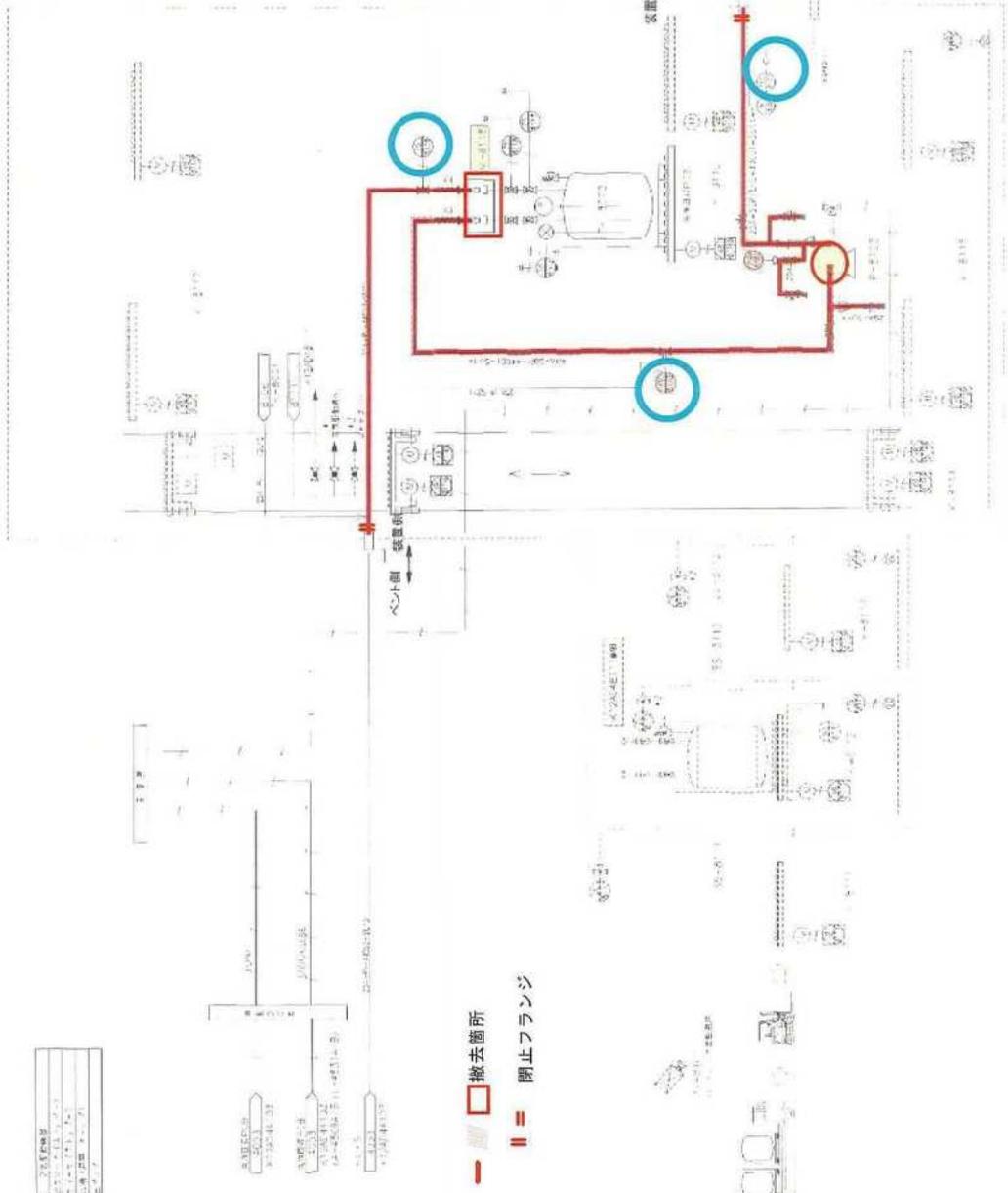
機名	ポンプ
機種	...
仕様	...
設置場所	...
設置時期	...
備考	...

機名	ポンプ
機種	...
仕様	...
設置場所	...
設置時期	...
備考	...

東芝電機株式会社
 株式会社 東芝電機
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
 TEL: 03-5561-5111
 FAX: 03-5561-5112
 E-MAIL: info@toshiba.com

この図面は、東芝電機株式会社（以下「東芝電機」という。）が、お客様の依頼に基づき作成したものであり、東芝電機が保証するものではありません。お客様が、この図面を、お客様の業務に使用される場合は、必ずお客様の責任において、お客様の現場での確認をお願いします。また、この図面を、お客様の業務に使用される場合は、必ずお客様の責任において、お客様の現場での確認をお願いします。また、この図面を、お客様の業務に使用される場合は、必ずお客様の責任において、お客様の現場での確認をお願いします。

1. 2024年11月15日
2. 2024年11月15日
3. 2024年11月15日
4. 2024年11月15日
5. 2024年11月15日
6. 2024年11月15日
7. 2024年11月15日
8. 2024年11月15日
9. 2024年11月15日
10. 2024年11月15日



— 撤去箇所
 ■ 閉止フランジ

※記載事項
 (1) 本図は、本工場の給水系統の一部を示す。本工場の給水系統は、本工場の敷地内に設置されている。
 (2) 本図は、本工場の給水系統の一部を示す。本工場の給水系統は、本工場の敷地内に設置されている。
 (3) 本図は、本工場の給水系統の一部を示す。本工場の給水系統は、本工場の敷地内に設置されている。
 (4) 本図は、本工場の給水系統の一部を示す。本工場の給水系統は、本工場の敷地内に設置されている。
 (5) 本図は、本工場の給水系統の一部を示す。本工場の給水系統は、本工場の敷地内に設置されている。
 (6) 本図は、本工場の給水系統の一部を示す。本工場の給水系統は、本工場の敷地内に設置されている。
 (7) 本図は、本工場の給水系統の一部を示す。本工場の給水系統は、本工場の敷地内に設置されている。
 (8) 本図は、本工場の給水系統の一部を示す。本工場の給水系統は、本工場の敷地内に設置されている。
 (9) 本図は、本工場の給水系統の一部を示す。本工場の給水系統は、本工場の敷地内に設置されている。
 (10) 本図は、本工場の給水系統の一部を示す。本工場の給水系統は、本工場の敷地内に設置されている。

E-11

1. 2024年11月15日
2. 2024年11月15日
3. 2024年11月15日
4. 2024年11月15日
5. 2024年11月15日
6. 2024年11月15日
7. 2024年11月15日
8. 2024年11月15日
9. 2024年11月15日
10. 2024年11月15日

1. 2024年11月15日
2. 2024年11月15日
3. 2024年11月15日
4. 2024年11月15日
5. 2024年11月15日
6. 2024年11月15日
7. 2024年11月15日
8. 2024年11月15日
9. 2024年11月15日
10. 2024年11月15日

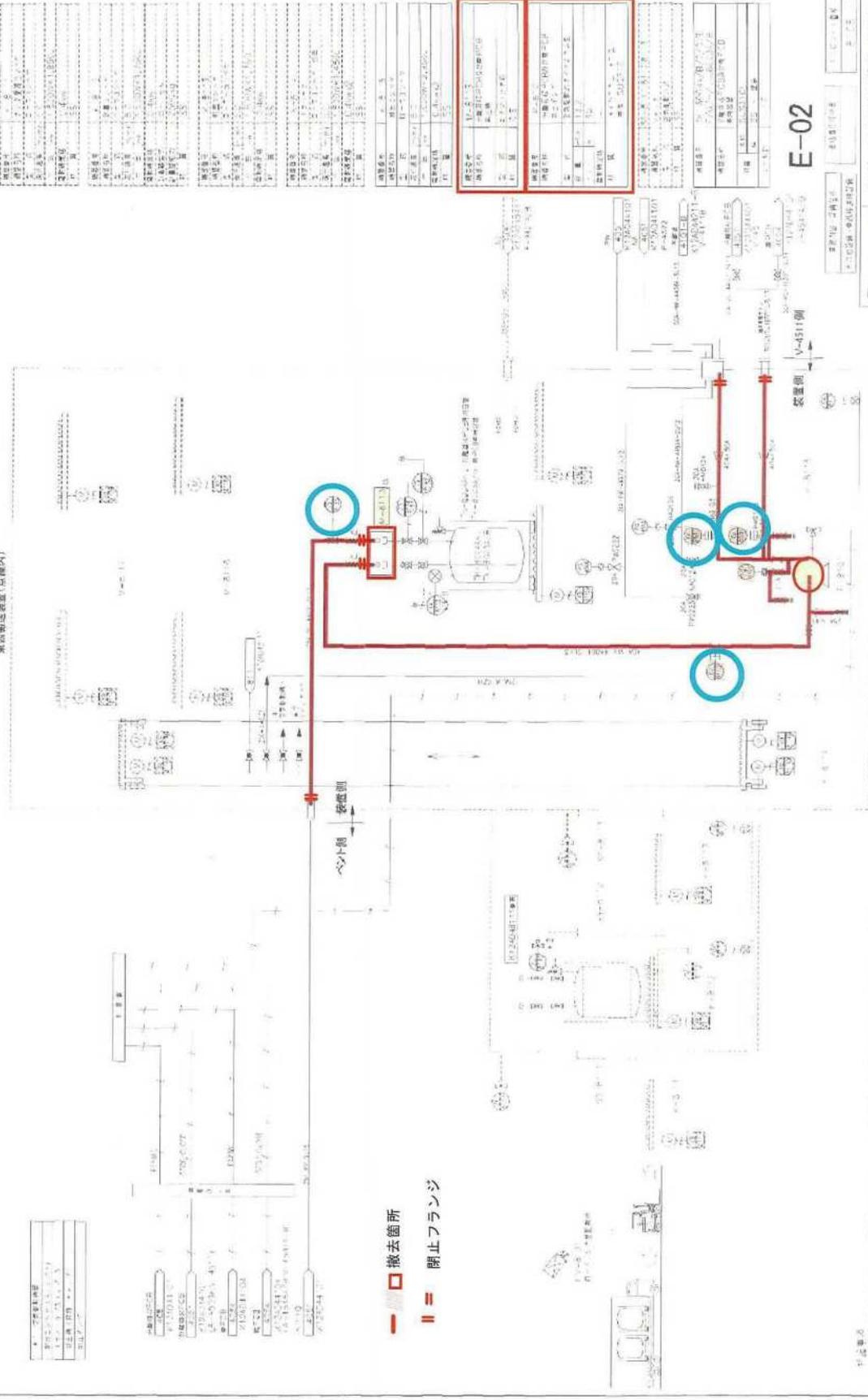
1. 2024年11月15日
2. 2024年11月15日
3. 2024年11月15日
4. 2024年11月15日
5. 2024年11月15日
6. 2024年11月15日
7. 2024年11月15日
8. 2024年11月15日
9. 2024年11月15日
10. 2024年11月15日

株式会社 株式会社
 〒100-0001 東京都千代田区千代田
 TEL: 03-1234-5678 FAX: 03-1234-5679
 代表取締役社長 〇〇〇〇〇〇

1. 2024年11月15日
2. 2024年11月15日
3. 2024年11月15日
4. 2024年11月15日
5. 2024年11月15日
6. 2024年11月15日
7. 2024年11月15日
8. 2024年11月15日
9. 2024年11月15日
10. 2024年11月15日

1. 2024年11月15日
2. 2024年11月15日
3. 2024年11月15日
4. 2024年11月15日
5. 2024年11月15日
6. 2024年11月15日
7. 2024年11月15日
8. 2024年11月15日
9. 2024年11月15日
10. 2024年11月15日

東西輸送装置(点検内)



— 口 撤去箇所
 || 閉止フランジ

作業内容	東西輸送装置の点検
作業場所	東西輸送装置
作業時間	10:00~12:00
作業員	佐藤 健一

作業内容
 ① 東西輸送装置の点検
 ② 点検結果の記録
 ③ 点検結果に基づき必要な作業を実施
 ④ 作業完了後の確認
 ⑤ 作業完了後の報告

E-02

作業内容	東西輸送装置の点検
作業場所	東西輸送装置
作業時間	10:00~12:00
作業員	佐藤 健一

作業内容	東西輸送装置の点検
作業場所	東西輸送装置
作業時間	10:00~12:00
作業員	佐藤 健一

作業内容	東西輸送装置の点検
作業場所	東西輸送装置
作業時間	10:00~12:00
作業員	佐藤 健一

大阪 PCB 廃棄物処理施設
共通仕様書

令和 7 年 4 月改訂

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪 PCB 処理事業所

1. 適用

- 1) 本共通仕様書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪 PCB 処理事業所（以下「当社」という。）が発注する業務及び工事（以下「作業」という）に適用する。
- 2) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- 3) 共通仕様書と他の図書類（以下「契約図書」という）の間に相違がある場合の優先順位は、以下の(1)から(4)の順序のとおりとする。
 - (1) 質問回答書
 - (2) 現場説明書
 - (3) 特記仕様書
 - (4) 共通仕様書

2. 一般事項

1) 関係法令等の遵守

作業を実施するにあたり、受注者は労働基準法、労働安全衛生法、消防法等の法令、その他関係法令の外、地方自治体が制定する関係条例を遵守すること。また、当社が制定する規定、規則、基準等を遵守すること。

2) 作業の管理

契約図書に適合するよう完了（業務）または完成（工事）させるために、管理体制を確立し、安全、品質、工程等の管理を行うこと。

3) 作業の責任者

受注者は作業責任者を定め、契約様式に基づき当社担当者（以下「監督員等」という）を経由し

て発注者に届け出ること。また、責任者を変更した場合も同様とする。

作業責任者は、作業担当者に作業の内容および監督員等の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。また、作業責任者は、作業担当者以上の経験、知識および技能を有する者とする。なお、作業責任者は作業担当者を兼ねることができる。

3. 安全衛生関連事項

1) 新規入場者教育の受講

作業を実施するにあたり、新規入場者は当社が行う新規入場者教育を受講すること。

2) PCB管理区域内での保護具等準備

当社はPCB廃棄物を取り扱う施設であり、PCBの取り扱う程度によってレベル区分を設定し、レベル毎に保護具等の安全対策を講じている。従って、管理区域レベル内で作業を行う際は、受注者が添付資料1「保護具管理要領」に定められた保護具等を準備し、これを着用して、安全に作業を行うこと。必要に応じて仮設の局所排気等の作業環境を維持する措置を講じること。

また、管理区域レベル3で使用していた保護具は持ち出せないため注意すること。

3) PCB曝露時の措置

作業を実施する者が万が一PCBに曝露した場合、速やかに除染措置を行い特定化学物質障害予防規則第42条における緊急診断を受診させること。

4) 火気の取り扱い

作業を実施するにあたり、原則として火気の使用を禁止する。

ただし、やむを得ず火気を使用する場合は添付資料2「火気取扱い要領」に定められた事項を遵守すると共に、書式3「火気使用許可申請書兼許可証」を提出して防火管理者の許可を得ること。

火気使用前には受注者、当社、運転会社の3者で可燃ガス濃度の測定、危険物、可燃物の除去状況など安全確認を行う。受注者はこの安全確認終了後に必要な火災防止措置を講じた上で火気を使用すること。

また、火気使用終了時から30分経過後に残火を確認し結果を監督者に報告すること。

5) 酸素欠乏危険作業時の安全管理

入槽作業など酸素欠乏危険作業を実施する場合は、添付資料3「酸素欠乏危険作業実施要領」に定められた事項を遵守すると共に、作業着手前に運転会社または受注者が選任した酸欠主任者立会いのもと1年以内に検定を受けた酸素濃度計を使用し酸素濃度を測定して作業環境の安全を確認すること。

測定した酸素濃度が20%未満の場合は、入槽作業を禁止する。

6) 設備操作の禁止

監督員等の許可を受けている場合を除き、本施設内のバルブ、電源ブレーカー、スイッチ類の操作は禁止する。

7) 作業用足場の設置

作業で使用する足場、仮囲いは受注者が負担すること。

足場、仮囲い等は労働安全衛生法、建築基準法、その他関係法令に従い、適切な材料および構造の物を使用すること。

8) 作業場所以外への立ち入り禁止

作業場所への移動は定められた経路を通行すること。また、作業と関係のない場所への立ち入りは禁止する。

9) 飲食、喫煙の禁止

指定された場所以外での飲食、喫煙は禁止する。飲食、喫煙できる場所については新規入場者教育時に指定する。また、喫煙後は消火を確認し火災予防を徹底すること。

4. 現場作業関連事項

1) 入構の手続き

受注者は添付資料4「入出門管理要領」に定められた事項を遵守すると共に、事前に書式4「車両乗入れ許可証」を提出し構内車両駐車場の許可を得ること。「車両乗入れ許可証」は車内前方の

見やすい位置に掲示すること。

2) 作業許可の手続き

受注者は事前に書式5「業務安全指示書」を提出し、当社からの安全に関する指示および作業実施の許可を得ること。

3) 作業の報告

作業責任者は作業開始時および終了時にその旨を監督員に報告すること。また、作業途中でも緊急的に判断が必要となった場合は、監督員へ速やかに報告し指示を仰ぐこと。

4) 作業の記録

作業責任者は、作業を適正かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接な連絡をとると共に、監督員の指示、承諾、または作業責任者等からの協議等は、書式1「業務打合せ簿」または書式2「工事打合せ簿」に記入し、押印の上これらについて監督員の確認を得た記録を残しておくこと。また、作業の経過および結果についても書面および写真などで記録を残しておくこと。

5) 作業の安全管理

作業責任者は常に現場の安全、衛生管理に努めること。

6) 作業の検査

受注者は受注した作業が完了（業務）または完成（工事）した時点で監督員の検査を受けること。また、作業途中でも工程の区切りなどで監督員の検査が必要となった場合は、その依頼を速やかに行うこと。

7) 作業に使用する用役等

当社は操業に影響を与えない範囲で、下記用役等を無償で供給する。

- ・作業用電源
- ・計装用圧縮空気
- ・プラント用圧縮空気
- ・窒素
- ・上水
- ・仮設現場事務所、休憩所用敷地

5. 廃棄物処理関連事項

1) 残材の処理

受注者は作業を実施するにあたり、当社に持ち込んだ資材で使用しなかった或いは残った資材（以下「残材」という）については原則持ち帰ること。ただし、PCBに汚染された或いはその可能性がある残材については、当社で保管または処理するが極力発生を抑制すること。

2) 廃棄物の処理

作業を実施するにあたり、発生した廃棄物は原則受注者負担で処理すること。ただし、PCBに汚染された或いはその可能性がある廃棄物については、当社で保管または処理するが極力発生を抑制するよう努めること。

6. その他

本共通仕様書および特記仕様書に記載なき事項が発生した場合は別途協議により決定する。

別記様式 第3 業務打合せ簿(監督員⇄業務受託者)(用紙 A4 縦)
業務打合せ簿(監督員⇄業務受託者)

業務名				発議者		業務責任者 監督員	
業務受託者				発議日		令和 年 月 日	
発議形式		請求 通知 報告 申出(届・願) 承諾 指示 協議					
監督員 押印	総括監督員	主任監督員	一般監督員	受注者 押印	業務責任者	主任(監理)技術者	
監督員 以外の 確認印				備考			
発議事項 (添付図書目録/内容) 件名 :							
回答事項		通知 報告 指示 承諾 一部承諾 不承諾 受理 解除			回答日		令和 年 月 日
(添付図書目録/内容/条件/理由等)							

(注) 1. 打合せの都度2部作成し、監督員と業務受託者が各々保管する。
2. 選択項目は、 で囲むこと。

別記様式 第3 工事打合せ簿(監督員⇄工事受注者)(用紙 A4 縦)
 工事打合せ簿(監督員⇄工事受注者)

共通仕様書
 書式2

工事名				発議者		現場代理人 監督員	
工事受注者				発議日		令和 年 月 日	
発議形式		請求 通知 報告 申出(届・願) 承諾 指示 協議					
監督員 押印	総括監督員	主任監督員	一般監督員	受注者 押印	現場代理人	主任(監理)技術者・他	
監督員 以外の 確認印				備考			
発議事項 (添付図書目録/内容) 件名 :							
回答事項		通知 報告 指示 承諾 一部承諾 不承諾 受理 解除			回答日	令和 年 月 日	
(添付図書目録/内容/条件/理由等)							

- (注) 1. 打合せの都度2部作成し、監督員と工事受注者が各々保管する。
 2. 選択項目は、 で囲むこと。

JESCO様式-2 火気使用許可申請書兼許可証

整理番号 2025年度 ー ー ー ー

(新規 継続) 火気使用許可申請書兼許可証

※ 工事件名	有効期限	使用火気
直接火気	7日以内	例 (溶接/溶断/バーナー/グラインダー/電熱器等からの裸火など) ※記入欄()
間接火気	1か月以内	例 (火花を発生可能性のある電気機器、直接火気に該当しない加熱体) ※記入欄()
暖房房火気	1年以内	例 (暖房湯沸かし等に使用する電熱器、ストーブコンロ等) ※記入欄()
喫煙火気	1年以内	例 (電気ポット、冷蔵庫、喫煙、電気スタンド等) ※記入欄()

元請	申請年月日	令和 年 月 日
会社名		
役職	※	
火気使用責任者 火元責任者	※	
一次	申請年月日	令和 年 月 日
会社名	※	
火気使用責任者 火元責任者	※	
二次	申請年月日	令和 年 月 日
会社名	※	
火気使用責任者 火元責任者	※	

許可年月日 年 月 日 注1

担当課(室、PT)名

新規許可証 No. 旧許可証 No.

担当者名

工事(業務)名	所見・判定
※ 火気使用場所	防火管理者
※ 防護対策	解体・撤去 PT マネージャー
※ 火気使用期間	安全対策 課長
※ 火気使用場所の位置図等	運転会社 責任担当者

※許可申請書発行時に記入のこと

注1. 定検期間中の間接火気使用許可については定検期間内は有効とする

共通仕様書
書式4

様式-1

許可(総務課)

車両乗入れ許可証

業 者 名	_____		
車両管理責任者	氏名	携帯	- -
運 転 者 名	氏名	携帯	- -
車 種	_____		
ナ ン バ ー	_____		
許 可 期 間	_____ ~ _____		

注意事項

1. 車は指定の場所以外に駐車しないこと。
2. 構内速度は 10 km/h 以下とする。
3. 指定以外の場所への乗り入れは厳禁とする。
4. 構内で事故等が発生した場合は、速やかに報告すること。
5. 大型車両の移動等は既設物の破損等、絶対なきよう誘導員を配備すること。
もし破損等発生した場合は、速やかに報告すること。
6. 構内での喫煙は厳禁である。
7. 吸い殻、空き缶等の投げ捨ては厳禁とする。
8. 車外に出るときは、必要に応じて、安全帽を着用のこと。
9. 緊急時の速やかな車両移動等に対応ができる様に、本許可証に車両管理責任者及び運転者の氏名及び、携帯電話番号を記入すること。
また、本許可証は車外からよく見える場所（運転席側ダッシュボード等）に掲示すること。
10. 本許可証は返却すること。
11. 構外での車両運転は、道路交通法を遵守し、交通災害防止に努めること。
(シートベルト、携帯電話、過積載、速度等)

令和 年 月 日

業者名 _____
責任者 _____

業務安全指示書〔安全作業予定表・安全指示書兼 作業許可証〕

作業年月日	工事名称		予定終了工事期間		中間貯蔵・環境安全事業(株)		統括管理		元請		協力会社	
	作業予定時間	作業場所 階・FL(m)	*1 危険作業及び 資格者作業	*2 安全作業上のポイント 品質管理上のポイント	解体・撤去 P T	工事等担当	責任者 (一次)	責任者 (二次)	責任者 (一次)	責任者 (二次)	責任者 (一次)	責任者 (二次)
No.	作業予定時間	作業場所 階・FL(m)	*1 危険作業及び 資格者作業	*2 安全作業上のポイント 品質管理上のポイント	解体・撤去 P T	工事等担当	責任者 (一次)	責任者 (二次)	責任者 (一次)	責任者 (二次)	責任者 (一次)	責任者 (二次)
(二次業者番号)	火気使用許可番号	棟 室 階	高所・火気・重機・感電 足場・酸欠・有機・特化物 玉掛・高所車・溶接・重量物 クレーン・支保工・建設重機 その他(一般・接触)	①作業指揮者名 ②作業人数	安全							
(二次業者番号)	火気使用許可番号	棟 室 階	高所・火気・重機・感電 足場・酸欠・有機・特化物 玉掛・高所車・溶接・ガス クレーン・支保工・建設重機 その他()	① ② 計 ①+② 人		JESCO						
(二次業者番号)	火気使用許可番号	棟 室 階	高所・火気・重機・感電 足場・酸欠・有機・特化物 玉掛・高所車・溶接・ガス クレーン・支保工・建設重機 その他()	① ② 計 ①+② 人		JESCO						
(二次業者番号)	火気使用許可番号	棟 室 階	高所・火気・重機・感電 足場・酸欠・有機・特化物 玉掛・高所車・溶接・ガス クレーン・支保工・建設重機 その他()	① ② 計 ①+② 人		JESCO						
備考	<p>*1 対象工事の項目に○印をつける。 *2 受注者にて安全作業施工上のポイント及び品質管理上のポイントを記入する。 *3 JESCO工事等担当は安全指示事項を必ず記入して受注者に返却する。 *4 運転調整の必要な作業は運転調整欄の有りに○印をつけて作業着工許可は運転管理者の着工許可を得てから本許可証を発行する。</p>											
備 考	<p>受注者(メール) → JESCO担当者(内容確認、担当者記名、安全指示事項記入) →メール送信 → ecoo担当者(印刷、写しを関係部署情報提供、原紙確認印押印) → JESCO PT付職(安全指示事項確認、必要に応じecooへ連絡) → JESCO工事等担当者(JESCO内決裁) → JESCO安全対策課長 → JESCO工事等担当者 → 受注者(原紙受領、確認サイン) → 当日作業完了後、JESCO工事等担当者に報告 → JESCO工事等担当者(原紙受領、データ保存)</p>										確認	
											e000	

文書番号	
制定年月	2014年 2月 12日
改訂年月	2019年 4月 1日
改訂番号	02

保護具管理要領

《目 次》

	頁
1. 目 的	1
2. 適用範囲	1
3. 保護具の着用	1
3.1 管理区域レベル1	1
3.2 管理区域レベル2	1
3.3 管理区域レベル3	1
3.4 その他	1
4. 保護具管理	1

承認	審査	作成
		



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪PCB処理事業所

保護具管理要領

頁番号 1/3

文書番号：

改訂番号： 02

1. 目的

この要領は、大阪PCB処理事業所（以下事業所という）において使用している保護具について管理区域レベルに応じた着用及び交換基準を規定し、JESCO 所員の安全及び健康を確保することを目的とする。

2. 適用範囲

事業所処理施設内に入室する全ての者に適用する。

3. 保護具の着用（別表1 管理区域レベルにおける保護具を参照）

3.1 管理区域レベル1

- 1) 作業服 ; 着用する。
- 2) ヘルメット ; 着用する。
- 3) 手袋 ; 必要に応じて手袋を着用する。
- 4) マスク ; 活性炭入り簡易マスクを着用する。活性炭入り簡易マスクは使い捨てとする。
但し作業環境測定の結果、ダイオキシン類濃度が基準値を超過した場合は「半面体型防毒マスク」着用に変更を行う。吸収缶の交換頻度は1回/2週間程度とする。（保護具の変更を行った部屋は入り口扉に表示を行う）
- 5) 靴 ; 安全靴（白色）を着用する。

3.2 管理区域レベル2

- 1) 作業服 ; 着用する。
- 2) ヘルメット ; 着用する。
- 3) 手袋 ; 作業内容により取り決める。
- 4) マスク ; 活性炭入り簡易マスクを着用する。活性炭入り簡易マスクは使い捨てとする。
但し作業環境測定の結果、ダイオキシン類濃度が基準値を超過した場合は「半面体型防毒マスク」着用に変更を行う。吸収缶の交換頻度は1回/2週間程度とする。（保護具の変更を行った部屋は入り口扉に表示を行う）
- 5) 靴 ; 安全靴（青色）を着用する

3.3 管理区域レベル3

- 1) 作業服 ; 化学防護服を着用する。化学防護服の交換頻度は1着/1日程度とする。
- 2) ヘルメット ; 着用する。（レベル3前室に保管されているものを着用する）
- 3) 手袋 ; インナー手袋を着用後、化学防護手袋を着用する。
- 4) マスク ; 全面体型防毒マスクを着用する。吸収缶の交換頻度は1回/1週間程度とする。
- 5) 靴 ; 化学防護長靴（黄色）を着用する。

3.4 その他

作業用に許可された各管理区域に設置したグリーンハウス内の保護具

- 1) 作業服 ; レベル3相当とし化学防護服を着用する。
- 2) ヘルメット ; 設置管理区域でのヘルメットを着用する。
- 3) 手袋 ; レベル3相当としインナー手袋を着用する。
- 4) マスク ; レベル3相当とし半面体型防毒マスクを着用する。
- 5) 靴 ; 設置管理区域での指定靴を着用する。

4. 保護具管理

JESCO 職員の半面体型防毒マスク吸収缶は、6ヶ月毎に交換する。（吸収缶に交換日を記入することで、自己管理を行う）

保護具管理要領

頁番号 2/3

文書番号：

改訂番号： 02

表1 管理区域レベルにおける保護具

項目	管理レベル	管理区域レベル3	管理区域レベル2	管理区域レベル1	一般PCB廃棄物 取扱区域	非管理区域	
						工場ゾーン	管理ゾーン
	対象室名又はエリア	<ul style="list-style-type: none"> 小型解体室 大型解体室 漏洩品解体準備室 	<ul style="list-style-type: none"> 解体/洗浄室 大型/小型抜油室 搬入室 充填室 間接作業室 解体室外周通路 中間処理室 	<ul style="list-style-type: none"> 受入検査室 判定洗浄室 解体準備室 真空加熱分層処理室 高圧室 液処理室 地下タンクボックス ポンプピット 	<ul style="list-style-type: none"> 受入室 モニタリング機械室 ローディング室 分析機器室 分析室 	<ul style="list-style-type: none"> 払出エリア 中央制御室 電気室 	<ul style="list-style-type: none"> 事務所 食堂 見学通路 ホール
保護具の要件	作業環境の基本的考え方	通常操業時下でPCBによる作業環境汚染の可能性があるため、レベルの高い管理が必要。	通常操業時、PCBによる作業環境汚染の可能性は低いが、相応の管理が必要。	設備等により工程内のPCBは、作業環境と隔離されているため、通常操業時下では、PCBによる作業環境汚染はない。	管理区域レベル1~3を除く、PCB廃棄物の取扱区域	PCB廃棄物を取扱わない区域	
	作業従事者	トランス、コンデンサ等の解体作業に伴いPCB油を含む溶剤等が作業者に付着する可能性があるため適切な保護具を装着する。	基本的に一般作業着等の装着を行う。	一般作業着等の装着を行う。	一般作業着等の装着とする。	一般作業着等の装着とする。	
作業従事者の基本装備	作業服	○ (化学防護服)	○	○	○	○	-
	ヘルメット	○	○	○	○ (分析室は不要)	○	-
	手袋	○ (化学防護手袋)	作業内容により取り決め	必要に応じて手袋着用	受入室:皮手袋 分析室:分析用手袋	必要に応じて手袋着用	-
	インナー手袋	○	○ (溶剤等の液体に接触する可能性がある場合装着)	-	-	-	-
	マスク	○ (全面型防毒マスク)	○ (簡易活性炭入りマスク)	○ (簡易活性炭入りマスク)	○ (簡易活性炭入りマスク)	-	-
	靴	○ 化学防護長靴(黄色)	○ レベル2専用(青色)	○ レベル1専用(白色)	○ レベル1専用(白色) 分析室は、専用靴	○ レベル1専用(白色) (中制・電気)室は、専用靴	-
	保護眼鏡	-	作業内容により取り決め	作業内容により取り決め	分析室:保護眼鏡	-	-
その他 ・PCB等付着作業時の装備 ・各管理区域に設置した グリーンハウス内	作業者の装備は、レベル3相当の保護具とする。(除染処理室での除染処理作業時はレベル3相当の装備)						

保護具管理要領

頁番号 3/3

文書番号：

改訂番号： 02

改訂来歴管理表

改訂番号	00	年月日	2014年 2月 12日	承認	審査	作成
新規制定、初版発行				油井	峯岡	勝部
改訂番号	01	年月日	2014年 12月 24日	承認	審査	作成
社名変更に伴う改訂				油井	土田	勝部
改訂番号	02	年月日	2019年 4月 1日	承認	審査	作成
適用範囲、保護具の名称変更及び、保護具の交換頻度を明記別表-1を表1として本文に移動				青木	土井	宮野

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所

火気取扱い要領

変更・改正履歴一覧

変更年月日	作成／改廃 記録	改訂 番号	担当者	照査者	決裁者
			所属／ 氏名	所属／ 氏名	所属／ 氏名
H18.05.09	初回作成	0	安井	林	清水
H18.10.03	正式引渡に伴う変更	1	安井	森長 林	清水
H22.09.15	予防規程変更に伴う見直し	2	勝部	安井	清水
H23.04.21	定期見直しに伴う変更	3	勝部	安井	油井
H27.09.25	社名変更/間接火気有効期限修正	4	勝部	中村	油井
H28.12.26	残火確認の追加	5	宮野	清水	青木
R06.04.01	事業所組織改編	6	有門	谷野	安井
R07.04.01	業務安全指示書及び火気使用許可申請に係る承認ルート等の変更	7	有門	谷野	安井

火 気 取 扱 い 要 領

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	管理組織と任務	2
第 3 章	作業等の種類と定義	2
第 4 章	工事及び設備所管等の担当者	3
第 5 章	危険区域の区分等	3
第 6 章	安全措置の責任区分	4
第 7 章	火気使用の手続き	5
第 8 章	火気使用の安全基準	7

添付資料	別図－ 1	火気使用管理組織図
	別図－ 2	安全指示書承認・許可ルート／火気使用許可申請・交付ルート
	別表－ 1	防火管理者等職務一覧表
	様式－ 1	業務安全指示書〔安全作業予定表・安全指示書 兼 作業許可証〕
	様式－ 2	火気使用許可申請書兼許可証

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要領は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「当社」という。）大阪 PCB 処理事業所（以下「事業所」という。）における新設、改造、保全等の工事に関わる作業、工事前措置及び非定常作業等（以下「作業」という。）に伴う事故及び災害の発生を防止し、安全を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 固定火気 操業上常時固定的に使用する火気で、ボイラー、非常用発電機用ガスタービンエンジン、受変電装置等の電気設備、電動機器、操業上必要な火気をいう。
- (2) 直接火気 溶接、溶断、バーナー、グラインダー及び電熱器等からの裸火、火花等赤熱体を発する火気をいう。
- (3) 間接火気 次の機器等から発する火気をいう。
 - ア 火花を発生する可能性のある接点を持つ電気機器（構造が不明な場合を含める）
 - イ ハンダゴテ等の直接火気に該当しない加熱体
 - ウ 駆動機、工具及び建設機械等の摩擦、衝撃等で火花が発生する可能性のあるもの
- (4) 暖厨房火気 暖房、湯沸かし及び炊事等に使用する電熱器、ストーブ及びコンロ等をいう。
- (5) 喫煙火気 喫煙に使用するライター、マッチ及び煙草をいう。
- (6) 運転会社 事業所における処理施設の運転業務を当社から受託した者をいう。
- (7) 協力会社 事業所における工事、作業等を当社から受託した者（運転会社を除く）をいう。
- (8) 事業所員等 事業所、運転会社の従業員及び協力会社の作業員をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要領は、事業所における火気の使用に係る災害の防止のため必要な事項を定めるものである。ただし、操業上常時固定的に使用する火気については適用しない。

2 この要領は、事業所に入構する全ての者に適用する。

(火気使用の原則)

第 4 条 事業所構内においては、第7章（火気使用の手続き）に定める火気使用許可を得た者以外は、操業上常時固定的に使用する火気、暖厨房火気、喫煙火気以外一切の火気使用を禁止する。

2 処理施設内における直接火気使用は、原則として禁止する。

第2章 管理組織と任務

(管理組織)

第5条 作業、工事及び火気使用に係る管理組織は、「火気使用管理組織図」(別図-1)のとおりとする。

(選解任及び職務等)

第6条 前条に規定する防火管理者等の資格及びその職務については、「防火管理者等職務一覧表」(別表-1)のとおりとする。

第3章 作業等の種類と定義

(作業等の種類と定義)

第7条 事業所の各種作業等の種類と定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 火気作業 直接火気及び間接火気を使用する作業をいう。
- (2) 槽内作業 反応機、熱交換器、タンク、塔・槽類、ピット(深さ1.5m以上)等の内部における作業をいう。尚、酸素欠乏危険作業、特定化学物質取扱作業、有機溶剤取扱作業の作業毎に法定作業主任者を選任しなければならない。
- (3) 放射線作業 装置、配管等の溶接不良、亀裂、損傷の状態等について検査するため、放射線同位元素又はエックス線を用いて行う非破壊検査作業及び放射線源を装備した設備に関わる作業をいう。
- (4) 高所作業 作業床から高さ2m以上又は深さ1.5m以上の場所で行う作業をいう。
- (5) 重機作業 移動式クレーン、移動式小型クレーン(通称ユニック車、ブルドーザー、ショベルカー等)の建設機械を使用して行う作業をいう。
- (6) 活線作業 電気、計装設備に対する修理、検査、清掃等の作業で、感電の恐れのある場合、又その作業が運転中の機器・装置に何らかの影響を及ぼす恐れがある作業をいう。
- (7) 一般作業 上記、火気作業、槽内作業、放射線作業以外の作業をいう。
- (8) 上下作業 飛来・落下等に起因した第三者傷害を起こす可能性のある上部と下部の同時作業をいう。原則として、作業高さ(H)×1/2の半径内を上下作業範囲という。
- (9) 並行作業 仮設足場設置・保温解体・縁切り作業等、同一機器・配管・エリアで協力会社と事業所員が別々の目的で作業することをいう。
- (10) 自課作業 事業所員自らが行う作業をいう。
- (11) 運転中作業 設備が停止している場合にあっても、系内に高圧ガス、危険物等取扱物質を保有しているものは原則として【運転中】として取扱うものとする。
- (12) 非定常作業 不定期に又は長い周期で定期的に行われる改修、検査等の作業をいう。
- (13) 危険作業 火気作業、槽内作業、放射線作業、活線作業、高所作業、重機作業、上下作業及び解体・撤去プロジェクトチームプロジェクトマネージャー(以下「解体・撤去PTマネージャー」という。)が総合的に判断して危険と認定した作業をいう。
- (14) 危険区域 可燃性のガスもしくは液体又は水素を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所等の施設が設置されている区域をいう。
- (15) マネージャー管理作業 解体・撤去PTマネージャー又はこれに準ずる者が、直接着工の

許可を行う作業で、次の作業とする。

- ア A種危険区域内の火気作業。
 - イ 運転中のB種危険区域内の火気作業。
 - ウ 槽内作業、放射線作業。
 - エ 解体・撤去 PT マネージャーが総合的に判断して危険と認定した作業。
- (16) 作業の変更 計画していた作業方法、工事工程、工事方法及び業務安全指示書に関し、基本的な内容の変更をすることをいう。

第4章 工事及び設備所管等の担当者

(工事及び設備所管等の担当者)

第8条 事業所の工事及び設備所管等の担当者等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 解体・撤去プロジェクトチーム（以下「解体・撤去 PT」という。） PCB 廃棄物の処理に関する処理計画、操業管理及び資機材の管理並びに処理施設の運転、点検及び保全並びに PCB 廃棄物処理施設の解体撤去に関する事務をつかさどる部署をいう。
- (2) 安全対策課 PCB 廃棄物の処理に関する環境安全対策、労働安全衛生管理、防災及び緊急時における処理施設の運転の停止又は再開に関する事務をつかさどる部署をいう。
- (3) 設備管理担当者等 工事・作業に関する実施要領、工程、安全対策等作業計画の立案、工事・作業に関する監理の業務を担当する者で次に定める者をいう。
 - ア 設備管理担当者 解体・撤去 PT マネージャーにより当該工事・作業を担当する者として解体・撤去 PT の中から指名された者。
 - イ 安全管理担当者 統括管理者により当該工事・作業の安全管理を担当する者として安全対策課の中から指名された者。
- (4) 協力会社責任者等 協力会社が作業を実施する場合で次に定める者をいう。
 - ア 協力会社責任者 事業所内における事業の実施を統括管理する者
 - イ 工事責任者 協力会社責任者が、担当範囲を定めて指名した者であって、当該作業を含めて決められた範囲の安全及び作業を管理する責任を有する者。
 - ウ 作業責任者 工事責任者が指名した者であって、当該作業に関わる安全確保及び実施について作業現場で作業中、直接指揮を行う責任を有する者。
 - エ 工事作業者 工事範囲内の作業を行う者
- (5) 運転会社担当者等 運転会社にて工事等に関与する者をいう。
 - ア 工程責任者 A種危険区域またはB種危険区域にて火気取り扱い作業を伴う作業で着工前に可燃性ガス濃度を測定し安全確認を行う者をいう。担当工程の班長または班長が指名した者。
 - イ 安全管理担当者 安全技術課内の安全グループ員をいう。

第5章 危険区域の区分等

(危険区域の区分)

第9条 危険区域をA種危険区域及びB種危険区域に区分し、その他の区域は非危険区域

に区分する。

2 危険区域のうち、次の各号に定める区域をA種危険区域とし、その他の区域はB種危険区域とする。

- (1) 通常の状態において、可燃性のガス又は液体が漏洩する恐れがある圧縮機、ポンプ及び充填、詰め替え等の設備が設置されている区域。
- (2) 異常の状態において漏洩した可燃性のガス又は液体が滞留する恐れのある防油堤の内側及び工作物が接近して設置されていること等により通風不良な場所。

(危険区域の指定及び解除)

第10条 当該解体・撤去PTマネージャーは、前条の区分に従い危険区域を指定又は解除する。

- 2 解体・撤去PTマネージャーは、可燃性のガス又は液体を取り扱う区域に変更があった場合には、前項に従いその都度危険区域を変更しなければならない。
- 3 解体・撤去PTマネージャーは、前各号の指定、解除又は変更を行った場合には、関係先にその旨を連絡する。

(危険区域の表示)

第11条 解体・撤去PTマネージャーは前条の指定に従い、危険区域の区分と範囲を明示するため危険区域指定図を見やすい個所に掲示する。

第6章 安全措置の責任区分

(解体・撤去PTの責任)

第12条 解体・撤去PTは、作業対象施設及びこれに関連する設備の作業前措置、操業上の原因等より、作業に従事する者に危害を与えることがないように必要な安全措置を講ずると共に、業務安全指示書の最終承認及び作業着手の許可を与える。又、安全対策課に取扱い物質の物性、危険性、周辺の状態等作業時の安全確保に必要な事項について連絡、指示、指導を行う責任を有する。なお、活線作業については、「自家用電気工作物工事保安要綱」による。

(安全対策課の責任)

第13条 安全対策課は、作業に従事する者の危険防止及び設備の損傷防止に必要な作業内容、方法、安全措置について作業全般にわたる安全上の対策に関する情報を解体・撤去PTへ提供する責任を有する。また、解体・撤去PTへの協力事項として、次に定める項目とする。

- (1) 作業対象施設に関係する設備及び作業場所周辺に設置されている設備による事故を防止するために必要な安全措置を講ずる
- (2) 安全上の注意事項を連絡する

(協力会社の責任)

第14条 協力会社は、(様式ー1業務安全指示書〔安全作業予定表・安全指示書兼作業許可証〕)を工事着手の前日までに「安全指示書承認・許可のルート」(別図ー2)の系統に従い、解体・撤去PTマネージャーに提出しなければならない。また、協力会社は、本規則及び業務安全指示書を遵守する義務を負い、作業実施における直接の責任を有する。

業務安全指示書の承認者

	火気作業	槽内作業	放射線作業	一般作業
危険区域 A種	解体・撤去 PT マネージャー	解体・撤去 PT マネージャー	解体・撤去 PT マネージャー	解体・撤去 PT マネージャーが指名する者
危険区域 B種				
非危険区域	解体・撤去 PT マネージャーが指名する者			

工事の着工許可者

	火気作業		槽内作業		放射線作業	一般作業
	運転中	その他	運転中	その他		
危険区域 A種	解体・撤去 PT マネージャー	* 1	解体・撤去 PT マネージャー	* 1 * 2	解体・撤去 PT マネージャー	* 1
危険区域 B種						
非危険区域						

* 1 : 業務安全指示書の承認者又は承認者が指名した者。

* 2 : 初回入槽時、解体・撤去 PT マネージャーの判断により PT マネージャー管理作業となる場合がある。

(承認者、許可者の変更)

第 15 条 解体・撤去 PT は、業務安全指示書の承認者、工事の着工許可者について、取扱い物質、設備の危険度に応じ、業務安全指示書の承認者、工事の着工許可者を変更することが出来る。この場合は、解体・撤去 PT の上位責任者に承認を得ていること。

第 7 章 火気使用の手続き

(許可申請)

第 16 条 事業所構内において火気を使用する時は、「様式-2 新規・継続火気使用許可申請書」を火気使用する前日までに「火気使用許可申請・交付のルート」(別図-2) の系統に従い、防火管理者に提出しなければならない。

(使用許可)

第 17 条 防火管理者は、火気使用許可申請書の内容を確認し、火気使用の安全について検討の上、許可又は不許可を決定する。不許可の場合は、その旨を設備管理担当者経由で協力会社責任者に連絡し、不適合部分の修正を指示する。許可の場合は、同申請の許可証を事業所の安全管理担当者経由で協力会社の責任者へ送付する。

(許可期間)

第18条 火気使用の許可期間は、次表のとおりとする。

直接火気	間接火気	暖厨房 ・喫煙火気
7日以内	1カ月以内	1年以内

☆定検中の間接火気使用許可については、同一定検期間中有効とする。

(許可証の交付)

第19条 解体・撤去 PT は、「火気使用許可申請・交付のルート」(別図-2)により許可証等を交付する。

2 設備管理担当者は火気使用開始前に、火気使用許可申請書兼許可証に記載されている防護対策、安全対策の実施状況や可燃物の有無等について現場確認を行う。可燃性ガスの存在等異常を認めたときは、火気の使用を一時保留させ、協力会社責任者・運転会社の工程責任者・解体・撤去 PT 設備担当者に連絡すると共に防火管理者に報告し、指示を受ける。

区分	項目	被 交 付 者	許 可 証 等
直 接 火 気		工 事 責 任 者	火気使用許可証
間 接 火 気		工 事 責 任 者	工事責任者 腕章
暖厨房・喫煙火気		火 元 責 任 者	火気使用許可証 喫煙指定所表示板

(火気使用許可証等の掲示)

第20条 工事責任者は、火気使用許可証を火気使用場所の見易い位置に、火気使用期間中、掲示する。

(火気使用前の連絡等)

第21条 工事責任者は、直接火気使用前に危険防止に必要な措置が完了していることを確認すること。

2 工事責任者は、火気使用が危険であると判断したときは、火気使用を中断させ、その理由を協力会社責任者及び立会者に連絡すること。

(残火確認)

第22条 工事責任者は、火気使用の中断及び終了時は、残火の安全処理がなされている事を確認する。尚 残火確認は、30分経過後とし許可証の返納時に結果を報告する。

(許可証等の返納)

第23条 工事責任者は、火気使用が終了したときは、あと始末の完了を見届けた上、協力会社責任者の確認後、交付された火気使用許可証を返納する。(原本は JESCO にて6ヶ月保管)

第8章 火気使用の安全基準

(火災警報等と火気使用制限)

第24条 安全対策課長は、火災警報等の火災に関する情報を受信したときは、電話又は構内放送によってその旨周知させる。

- 2 協力会社責任者又は工事責任者は、火災警報等が発令されたときは、直接火気の使用を中止し防火対策等の措置をとる。

(共通防火対策)

第25条 工事責任者は、火気を使用するときは、次の各号に掲げる防火対策を行うこと。

- (1) タンクヤード等可燃性ガスの発生するおそれがある場所においては、着工前に運転会社の工程責任者または代理者により可燃性ガス濃度が測定され安全確認が終了していること。
別表一「危険物性状と可燃性ガス検知器の警報値」参照
- (2) 火気を使用する場所においては、火花の飛散を考慮して、危険物及び可燃物（油、ウエス、紙屑等）を除去すること。
- (3) 火気を使用する場所に油の溜まりがある場合には、吸いとり、拭きとり、水洗、スチーミング、砂盛りなどをして除去しておくこと。また、可燃性ガスやペーパーの洩れるおそれがあるところは、砂盛り、詰物などで出口をふさぐこと。
- (4) 火花の飛散を防止するために、鉄板、防炎シートなどで火花を受けるようにすること。
- (5) 設備、機器の配置が狭い場所や高所で火気を使用するときは、監視員を配置すること。
- (6) 掘削工事を行うときは、油のしみだしの有無や地下埋設物に注意すること。
- (7) 火気使用前に可燃性ガス濃度を測定し許可を受けても、タンクヤード、ピットやドレンピット付近、ポンプのグランド及び軸受け付近、マンホール付近、その他危険を予測できる部分では、努めて頻繁に可燃性ガス濃度の測定を行うこと。
- (8) 常に周辺に注意して作業を行い、可燃性ガスやペーパーが発生した場合は直ちに火気の使用を中止し、工事立会者に連絡すること。工事立会者が現場を離れているときは、工事立ち会者の代行者へ連絡すること。
- (9) 排水管、排水溝、ケーブルダクト、開放された配管、マンホールなど他の部分と導通しているものがある場合には、仕切板等で遮断し、事故の発生を防ぐこと。
- (10) 空気ラインといえどもコンプレッサーの潤滑油が存在するおそれがあるので、火気使用に際しては、可燃性ガスの濃度測定を行って安全を確かめること。他のユーティリティラインについても同様にすること。
- (11) 火災警報等が発令されたときは、工事立会者又は付近の事業所員等の指示に従い、直接火気使用中止等の防火対策をとること。
- (12) 火花の飛散範囲内に、可燃性ガス、ペーパー漏えいの恐れがある場合は、火花の飛散防止のための防火塀その他の防護設備を設けること。
- (13) 工事責任者は、火気を使用する場所には、消火器（10型以上）を準備しておくこと。また、必要に応じ、水ホース、大型消火器などを配置しておくこと。

(作業用機器の防火対策)

第26条 工事責任者又は火元責任者は、工事等で使用する作業用機器について、次の各号に掲げ

る防火対策を行うこと。

(1) アセチレン溶接、溶断

ア 使用するアセチレンは、溶解アセチレンとすること。この場合、溶接作業には、ガス溶接作業主任者の資格を必要とする。

イ 酸素ボンベとアセチレンボンベは、危険物の近くに置かず、逆火した場合に火を吹かないようにできるだけ離して置くこと。この場合アセチレンボンベは、直立して使用すること。

ウ ボンベ類は転倒防止に注意すること。特に高所の場合は、鎖又は番線で固縛すること。着火には専用ライターを使用すること。(マッチは不可)

エ ホース類は安全バンドで締め付け、火炎又は火花の掛からないようにしておくこと。

オ 圧力調整弁は、正常に機能するものを使用すること。

カ 酸素ボンベやホースに油脂を付着させないこと。

キ アセチレンの使用圧は、最高 $1.3\text{kg}/\text{c m}^2$ を超えないこと。

(2) 電気溶接

ア 使用する電気溶接器は、絶縁試験に合格したものを使用すること。交流溶接器は、電撃防止器のついたものを使用すること。溶接作業者は、特別教育を修了していること。

イ 一次線、二次線には、十分な容量を持ち被覆の傷んでいないキャプタイヤケーブルを用いること。溶接器のリード端子との接続を完全にし、充電部の露出部は、絶縁テープで完全に被覆しておくこと。

ウ 溶接器のフレームは、確実にアースをすること。アースは安全な場所にとること。

エ 作業中断・終業のときは、電源を切ること。

(3) トーチランプ

ア 弁類からの漏れがないことを確かめること。

イ 現場で燃料を補給しないこと。使用後は空気を抜いておくこと。着火には専用ライターを使用すること。(マッチは不可)

(4) 電気ドリル、電気グラインダー

ア 漏電遮断器を取り付け、絶縁試験に合格したものを使用すること。

イ 配線には、アース線を持ったキャプタイヤケーブルを使用すること。

ウ 作業中断・終業のときは、電源を切ること。

(5) 電動機

ア 電動機は、絶縁試験に合格したものを使用すること。

イ 配線その他は、他の電気機器と同様に安全に配慮すること。

(6) 電気コテ

ア 配線は、キャプタイヤケーブルを用い、正規のプラグを設けて電源をとること。

イ コテは、不燃性の台に置くこと。

ウ 高所で作業するときは、ケーブルの一箇所を上部に固定すること。

(7) 内燃機関 (内燃機関には、エンジンウェルダ、コンプレッサー、コンクリートミキサーの付属エンジン及びその他これに類するものを含み、車両のエンジンを除く。)

ア 車両については、「入出門管理要領」に定めるところにより乗入許可をとること。

イ 構内で使用する内燃機関の排気口には、火粉防止器 (スパーノン、スパレスターなど) を取り付けること。

ウ 運転中、燃料補給は行わないこと。

エ エンジンウェルダは、アースをとること。

(8) はつり

ア はつり作業では、散水等により火花の出ないようにすること。

イ 周辺の状況によりシートなどを張り、破片の飛散を防ぐこと。

(9) ワイヤブラシ及び上記(1)から(8)の作業 タンクやベッセルに危険物の張り込み中、可燃性ガスの放出中、又はエアブロー中は、ワイヤブラシ作業を中止すること。

(工事作業者の遵守事項)

第27条 工事作業者は、次のことを遵守すること。

(1) 作業責任者等の指示に従うこと。

(2) 危険物予防規程を遵守すること。

(暖厨房及び喫煙所の表示)

第28条 暖厨房及び喫煙所については、所定の表示板及び火元責任者を記入し、火気使用場所の入口に表示すること。

付 則

- 1 平成18年 5月 9日制定
- 2 平成18年10月 3日改訂
- 3 平成22年 9月15日改訂
- 4 平成23年 4月21日改訂
- 5 平成27年 9月25日改訂
- 6 平成28年12月26日改訂
- 7 令和 6年 4月 1日改訂
- 8 令和 7年 4月 1日改訂

防火管理者等職務一覧表

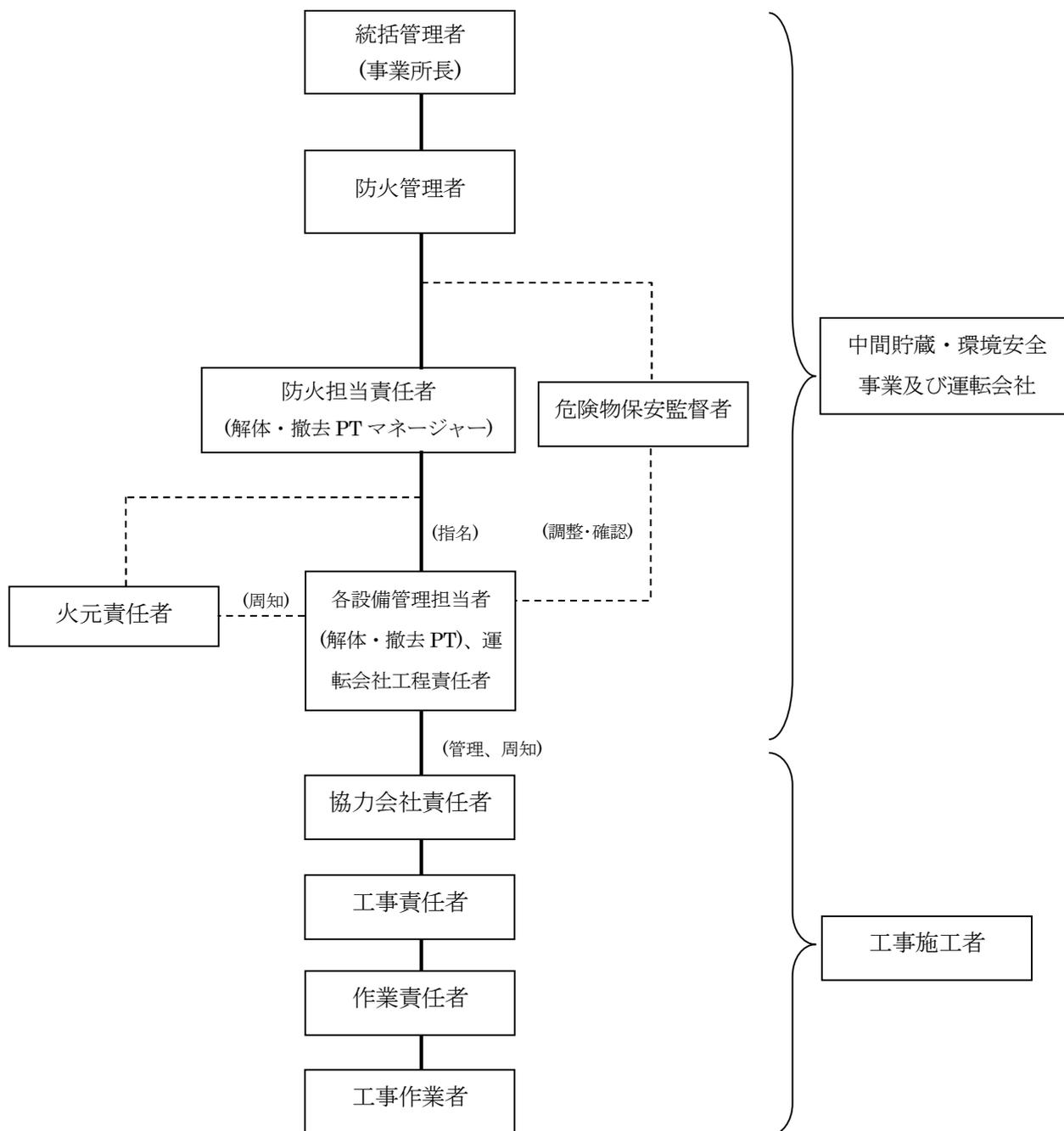
名 称	選任される者の 具備すべき資格等	職 務
防火管理者	管理・監督的職位にあり、かつ、法に定める防火管理者の資格を有する者	(1) 消防計画の作成に関すること。 (2) 消火、通報、避難及び避難誘導訓練の実施に関すること。 (3) 建築物等、火気使用設備器具、電気設備等の点検検査の実施及び監督に関すること。 (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督に関すること。 (5) 火気の使用許可及び建築物等の増改築並びに仮設建造物の設置許可に関する審査に関すること。 (6) 気象条件又は火気使用場所周辺における可燃物の状況等による火気使用制限の措置に関すること。 (7) 収容人員の管理に関すること。 (8) 火元責任者及び副火元責任者並びに火気取扱責任者及び副火気取扱責任者の指導監督に関すること。 (9) 消防機関への連絡に関すること。 (10) 管理権原者（所長）に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務に関すること。
副防火管理者	管理・監督的職位にあり、防火管理者が指名する者	防火管理者を補佐する。防火管理者が出張、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、その職務を代行する。

名 称	選任される者の具備すべき資格等	職 務
火元責任者	管理・監督的職位にある事業所員等で、統括管理者が指名する。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火気使用許可申請書の作成及び防火管理者の火気使用に関する指示事項の措置に関すること。 (2) 火気使用器具の管理及び火気使用の指導に関すること。 (3) 消火器、消火水槽等の設置及びその維持管理に関すること。 (4) 緊急事態発生時の応急措置及び従業員等の指揮に関すること。 (5) 退勤時の消火確認に関すること。 (6) その他、防火のため必要な措置に関すること。
設備管理担当者	監督的職位にある事業所員等で、解体・撤去 PT マネージャーが指名する。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 可燃性ガス、可燃性液体のパージ、配管、弁類の措置、作業中の散水措置等作業環境の安全化に関すること。 (2) 緊急時の措置についての指示に関すること。 (3) 作業時間、風向等による火気使用制限に関すること。 (4) 火気使用現場の巡回、異常を発見したときの火気使用中止等の措置に関すること。 (注)火気使用を中止させたときは、協力会社責任者に連絡すること。
安全管理担当者	監督的職位にある事業所員等で、安全対策課長が指名する。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 協力会社に対し工事・作業に従事する者の危険防止及び設備の損傷防止に必要な工事・作業内容、方法、安全上の措置について、作業全般にわたる安全上の指示を与え、指導、管理すること。 (2) 解体・撤去 PT への協力として、作業対象施設に係る設備及び作業場所周辺に設置されている設備による事故を防止するために必要な安全措置を講ずること。また、安全上の注意事項を連絡すること。

名 称	選任される者の具備すべき資格等	職 務
協力会社 責任者	事業所内における工事の実施を統括管理する者で、安全対策課長が認めた者。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事の開始前に、設備管理担当者立会のもとに、工事を行う建築物等に対する養生及び安全上の措置を確認すること。 (2) 工事の安全上の措置を工事関係者に周知させると共に、その実施を指揮すること。 (3) 工事完了後、設備管理担当者立会の元に、工事の完了を確認すること。
工 事 責 任 者	協力会社責任者が指名した者で工事の安全及び管理の責任を有する者で、安全対策課長が認めた者。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火気使用許可申請書を作成し、防火管理者、設備管理担当者、協力会社責任者の指示事項の遵守に関する事。 (2) 許可条件の遵守、作業者の指揮及び教育に関する事。 (3) 可燃性ガス検知に関する事。 (4) 火気使用許可書の受領及び返納に関する事。 (5) 緊急時の措置及び緊急時の作業員の指揮に関する事。 (6) 火気使用開始の連絡及び後始末並びに火気使用報告に関する事。

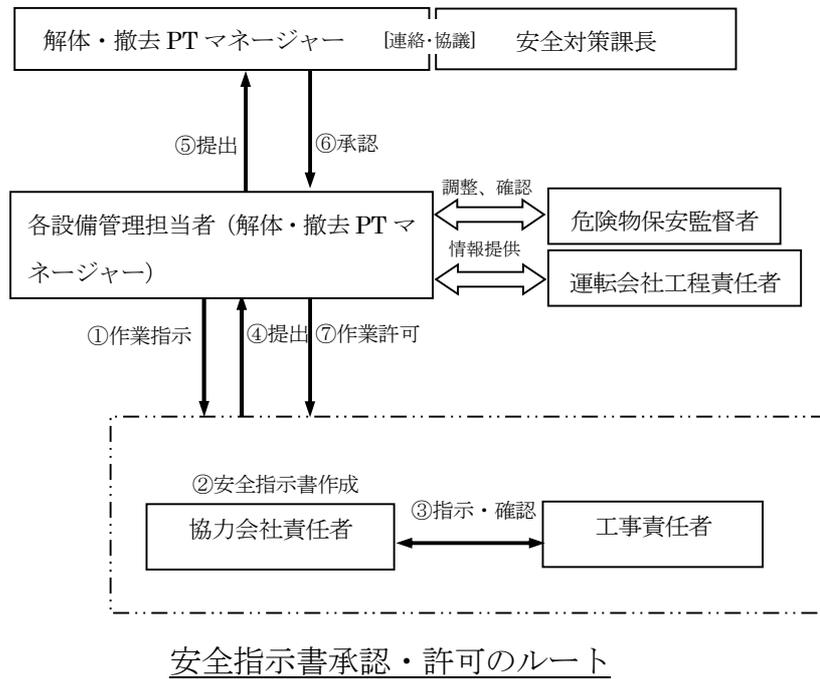
別図-1 (第5条関係)

火気使用管理組織図

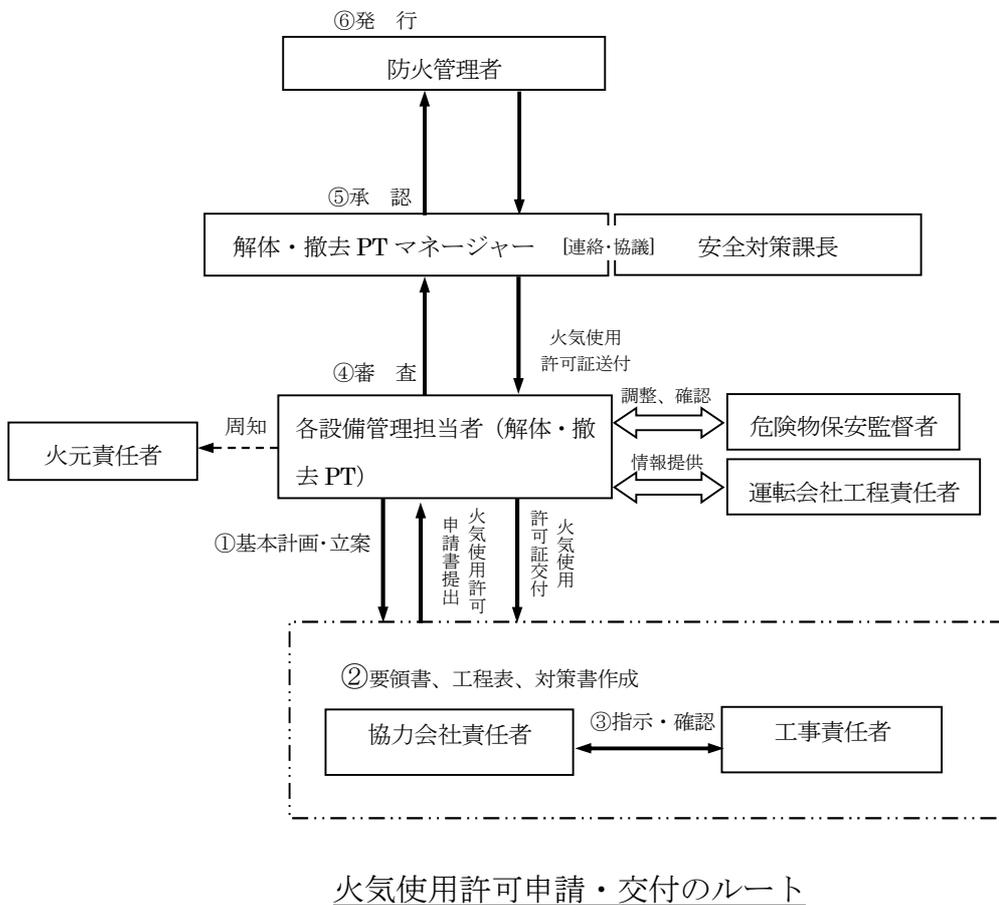


別図－2

(第14条関係)



(第16条関係)



制定年月	2013年 7月 25日
改訂年月	2018年 7月 1日
改訂番号	02

酸素欠乏危険作業実施要領

《 目 次 》

	頁
1. 目 的	1
2. 用語の定義	1
3. 許可基準	1
4. 許可決定者等の責務	1-2
5. 酸欠作業主任者、責任者等の資格	3
6. 定置式酸素濃度計の扱い	3

表-1 酸素欠乏危険作業場所

承認	審査	作成
		



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪 PCB 処理事業所

1. 目的

この要領は、大阪 PCB 処理事業所（以下大阪事業所という）内の施設内部等で行う作業のうち労働安全衛生規法施行令別表第六 酸素欠乏危険場所に該当する場所及び大阪事業所の指定した場所で内部に入り点検／作業を行う場合に、安全を確保するために定めるものである。

2. 用語の定義

酸素欠乏危険作業（以下「酸欠危険作業」という）とは、労働安全衛生法施行令別表6に掲げる酸欠危険場所をいう。

- (1) 許可決定者 機器内作業の許可権限を有する者
- (2) 作業工程 機器内作業を担当する工程
- (3) 作業工程責任者 機器内作業を担当する工程の責任者または代理者
- (4) 作業請負者 機器内作業を請け負った者
- (5) 酸欠危険作業主任者（以下、酸欠作業主任者という）
酸欠作業主任者免状保有者の内から選任された者
- (6) 監視人 機器内作業の状況を常時監視する者
- (7) 立会者 機器内作業を適宜監視する者
- (8) 作業指揮者 機器内作業を指揮・監督する者
- (9) 機器内作業許可 JESCO、ecoo 承認済みの「業務安全指示書」による

3. 許可基準

機器内作業は、「業務安全指示書」に基づくチェック内容に安全衛生上の問題が無く、以下の対策事項が確実に実行されている場合に許可する。

- (1) 内容物が完全に排除されている。（但し、許可決定者が危険性に問題がないと判断したものについてはこの限りでない）
- (2) 排除不能で危険性のある（可燃性ガス・有害ガス濃度が許容濃度以上である等）ものについては、送気マスク等の適切な保護具使用、消火対策等の事故防止措置が講じられており、保護具は作業従事者以上の数量がそろえられている。
- (3) 配管は切り離し又は完全に閉止板の挿入がなされている。
- (4) 酸素濃度は20%以上である。
- (5) 酸素濃度は20%未満で送気マスク等の保護具を用いる危険作業については、許可決定者が作業内容を承認した上で、許可を出す。
- (6) 酸欠作業主任者、作業指揮者が選任されている。

4. 許可決定者等の責務

(1) 許可決定者等の責務

- ① 機器内作業の許可に際し「許可基準」に適合し、且つ事故防止措置の計画が万全であるかチェックした上で許可する。
- ② 許可条件の実施について監視・指導する。
- ③ 作業工程責任者を指名すること。

(2) 作業工程責任者の責務

- ① 酸欠作業主任者および作業指揮者を選任する。
- ② 作業開始前の条件及び作業工程を確認し、事故防止措置を講じる。

- ③ 緊急時の処置体制を確立し、且つ災害発生時には適切な措置を講じる。
- ④ 請負作業の場合、次の事項を行う。
 - ア. 責任者を指名する。
 - イ. 作業請負者に対し、次の指導を行う。
 - (ア) 酸欠作業主任者および作業指揮者を選任する。
 - (イ) 作業者に対する教育
 - (ウ) 災害防止に関する指導

(3) 酸欠作業主任者の責務

- ① 作業員の特別教育ならびに緊急処置に関する教育を行う。
- ② 作業者が酸欠にならないように、作業方法を決定し、作業者を指揮する。
作業の方法とは、換排気装置および送気設備の起動、停止、監視並びに調整、作業者の当該場所への立ち入り、保護具の使用、事故発生の場合の退避および救出等についての作業方法をいう。
- ③ 酸素濃度計、ガス濃度計、換気装置、保護具および緊急用具等の点検を行い、機能が正常であることを確認する。
- ④ 酸素濃度およびガス濃度の測定は、工事範囲にあたる運転会社（又はJV）の酸欠作業主任者が行う。
- ⑤ 機器内作業の開始時、中断後の再開時および換排気装置に異常があった場合には、適宜機器内の酸素濃度を測定し、20%以上であることを確認する。
 - ア. 測定は酸欠作業主任者が、原則として、機器の外部から行い、測定しようとする箇所に「体の乗り入れ」、「立ち入り」等をしない。
 - イ. 測定は原則として、測定する者と監視を行う者を置いて行うこと。但し、内容物除去、配管切り離し等、安全対策が万全で酸欠の危険性が無く、作業工程責任者の許可を得た場合は一人作業を行うことができる。
 - ウ. 外部から測定が困難な場合等は、送気マスク、安全带等の適切な保護具を使用し、立ち入って測定する。この場合、上記同様に監視を行う者を置き、当該監視する者についても保護具を着用する。
 - エ. 引火性ガスが存在する恐れがある場所では、照明を含め、電気機器は防爆構造のものを使用する。
- ⑥ 酸素濃度測定後、測定日時、測定方法、測定箇所、測定条件、測定結果、測定を実施した者の氏名を記録しこれを3年間保管する。

(4) 作業工程責任者の責務

- ① 「業務安全指示書」の指示事項をチェックし、異常のないことを確認した上で作業に着手させる。
- ② 作業全体の安全を把握し、指揮すると共に、安全順守事項の現場指導を行う。
- ③ 機器内作業中は、現場の見やすい位置に「業務安全指示書」を掲示すると共に管理を行う。

(5) 監視人の責務

- ① 常時作業の状況を監視する。外部から作業を監視することが困難な場合は、作業従事者の中から通報するものを定め、責任者へ連絡する体制をとる。
- ② 異常が発生した場合は、直ちに酸欠作業主任者および関係者に通報する。

酸素欠乏危険作業実施要領

頁番号 3 / 4

改訂番号: 02

災害を防止するため、単独行動を行ってはならない。

- ③ 作業開始、中断時および終了時には作業者の氏名、人数、異常の無いことを確認する。

5. 酸素欠作業主任者、責任者等の資格

(1) 酸素欠作業主任者の資格

酸素欠作業主任者の免状保有者で作業工程責任者から選任された者。

(2) 作業責任者の資格

酸素欠作業主任者の免状保有者、又はその他の者で作業工程責任者から選任された者。

6. 定置式酸素濃度計の扱い

- (1) 労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則施行令別表第六に掲げられている危険場所以外に大阪事業所内で任意に定置式の酸素濃度計を設置するときは警報値を18%～21%の範囲で設定する。

- (2) 定置式酸素濃度計の校正は一年を超えない範囲で専門の業者により行う。

- (3) 定置式酸素濃度計から警報が出た場合の対処は下記により行う。

- ① 携帯型酸素濃度計を準備する。
- ② 携帯型酸素濃度計のスイッチを入れ、表示が20.9～21.0%を確認する。
- ③ 手を伸ばして室内の酸素濃度を測定する。
- ④ 表示が20%以上の場合、入室の制限は不要、測定結果を中央制御室へ連絡。
- ⑤ 表示が20%未満の場合は「入室禁止」を掲示し上司に報告を行う。
- ⑥ 報告を受けた上司は酸素濃度低下の原因を調査すると共に JESCO に報告する。

- (4) 労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則施行令別表第六以外の場所では酸素濃度に関する入室許可、携帯型酸素濃度計による測定および記録は不要。

- (5) 定置式酸素濃度計は大気圧力、湿度により表示が変化することをあらかじめ作業員に周知すること。温度については最大0.5%の誤差で簡易補正機能が付属されている。

表-1 酸素欠乏危険作業場所

No	場所	装置名
1	西棟 1 F 解体・洗浄室	解体前洗浄装置
2	西棟 1 F 判定洗浄室	洗浄装置
3	西棟 3 F ユーティリティ室	PSA 窒素分離装置 (A,B)
4	西棟 3 F 真空加熱分離処理室	真空加熱炉 (A,B,C,D)
5	東西棟 屋外	屋内タンク
6	東西棟 全域	塔槽類

改訂来歴管理表

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所

入出門管理要領

変更・改正履歴一覧

変更年月日	作成／改廃 記録	改訂 番号	担当者	照査者	決裁者
			所属／ 氏名	所属／ 氏名	所属／ 氏名
H19. 04. 02	初回作成	0	熊井	表	清水
H19. 10. 22	車両乗入れ許可証の改訂	1	網本	表	清水
H26. 12. 24	社名変更	2	網本	大西	油井
R02. 12. 04	車両乗入れ許可証の改訂	3	網本	児林	安井
R06. 06. 03	第2条(5), 第6条(4), 第10条, 第12条, 13条, 14条, 15条 (1, 3, 4, 6) 16条, 17条の削除 第2条, 第7条, 第9条, 様式-1の改訂	4	網本	西村	安井

入 出 門 管 理 要 領

目 次

1.	目 的	1
2.	用語の定義	1
3.	適用範囲	1
4.	門の管理	1
5.	門の呼称	1
6.	入出門	1
7.	門の開閉	2
8.	入門制限	2
9.	入門許可	2
10.	車両乗入れ許可	2
11.	遵守事項	3

添付資料

様式－1 車両乗入れ許可証

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要領は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「当社」という。）大阪 PCB 処理事業所（以下「事業所」という。）安全衛生管理細則に基づき入出門に関する必要な事項を定め事業所の安全確保及び秩序の維持を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運 転 会 社 処理施設の運転業務を当社から受託した者をいう。
- (2) 協 力 会 社 事業所における工事、業務等を当社から受託した者をいう。
- (3) 事 業 所 員 等 事業所及び運転会社の従業員をいう。
- (4) 協 力 会 社 員 等 協力会社の従業員、運転会社又は協力会社から作業等の委託を受けた者、工事・業務に必要な資機材の搬入又は納品等で繰り返し来訪する者をいう。
- (5) 警 備 員 ・ 清 掃 員 事業所の警備及び清掃を当社から受託した者をいう。
- (6) 一 般 来 訪 者 施設見学及び前項までに含まれない要件で来訪する者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要領は事業所に入出するすべての者及び車両に適用する。

(門の管理)

第 4 条 事業所に設置された出入口の門（以下「門」という。）の管理担当課は総務課とする。

第 2 章 入 出 門

(門の呼称)

第 5 条 門の呼称は、次表のとおりとする。

呼 称	設 置 場 所
西棟 正 門 (G 1)	西棟 東側 正面玄関前
西棟 北 門 (G 2)	西棟 北側
西棟 通用門 (G 3)	西棟 南側
東棟 正 門 (G 4)	東棟 西側 正面玄関前
東棟 通用門 (G 5)	東棟 西側 正面玄関前、正門 (G 4) 横
東棟 北 門 (G 6)	東棟 北側

(入出門)

第 6 条 事業所の門は、原則として次の各号に定めるところによる。

ただし、緊急時又は業務上保安上必要がある時は、この限りでない。

- (1) 事業所員等が入出に使用する門は、原則として西棟通用門及び東棟正門（又は通用門）とする。ただし、車両にて入出する際は西棟正門及び東棟正門とする。
- (2) 協力会社員等が入出に使用する門は、西棟通用門及び東棟通用門とする。

ただし、車両にて入出する際は、西棟北門及び東棟北門とする。

(3) 一般来訪者及び大阪事業所以外の当社社員が入出に使用する門は西棟正門及び東棟正門とする。

(4) 東西移送専用車両、分析サンプル移送車両の入出は西棟北門及び東棟北門を使用することとする。

(門の開閉)

第7条 門の開閉は、原則として次の各号に定めるとおりとする。

ただし、業務上又は保安上必要があるときは、この限りでない。

(1) 西棟正門は警備員が開閉（開門 午前9時、閉門 午後5時半）する。

(2) 西棟通用門及び東棟通用門の暗証番号錠は入出する者が開錠する。

(3) 西棟北門及び東棟北門は運転会社が開閉する。

(4) 東棟正門は警備員又は運転会社が開閉する。

(入門制限)

第8条 入門しようとする者が次の各号に該当するときは入門を制限又は禁止する。

(1) 酒気を帯びて正常な業務ができないおそれのある者

(2) 風紀及び規律を乱し業務を妨害するおそれのある者

(3) 業務に関係のない危険なもの、有害なものを携帯する者

(4) 前各号に掲げる者のほか、事業所員等の指示、指導に従わない者

(入門許可)

第9条 入門しようとする者（事前予約見学の一般来訪者を除く）は、次表に定めるところにより入門手続を行なわなければならない。

入門者の区分	入出門の条件	許可手続	備考
事業所員等 当社社員	社員証等の身分を示せるものを提示	左記の身分証等を提示することで入門手続きは不要とする。 ただし、入門する者が明らかに事業所員等・当社社員であることを警備員が認識出来ている場合は、身分証の提示を求めないことがある。	
協力会社員等	警備室で入門手続き		出門の際も警備員の確認を得ること。
一般来訪者	〈事前予約見学〉 見学申込書の提出 〈自由見学等〉 警備室で入門手続き	東棟・西棟正門の警備員室に於いて必要事項を記入する。	

(車両乗入れ許可)

第10条 運転会社、協力会社員等が車両乗入れしようとする場合は、別添様式—1により事前に乗入れ許可手続を行なわなければならない。

ただし、緊急時等一時的な乗入れはこの限りではない。

第 3 章 秩序の維持等

(遵守事項)

第 11 条 事業所に入門する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務に関係ない場所に立ち入らないこと。
- (2) 喫煙は指定された場所で行うこと。

付 則

- 1 平成 19 年 4 月 2 日 制定
- 2 平成 19 年 10 月 22 日 改訂
- 3 平成 26 年 12 月 24 日 改訂
- 4 令和 2 年 12 月 4 日 改訂
- 5 令和 6 年 6 月 3 日 改訂

様式-1

許可(総務課)

車両乗入れ許可証

業 者 名	_____
車両管理責任者	氏名 _____ 携帯 _____ - _____ -
運 転 者 名	氏名 _____ 携帯 _____ - _____ -
車 種	_____
ナ ン バ ー	_____
許 可 期 間	_____ ~ _____

注意事項

1. 車は指定の場所以外に駐車しないこと。
2. 構内速度は 10 km/h 以下とする。
3. 指定以外の場所への乗り入れは厳禁とする。
4. 構内で事故等が発生した場合は、速やかに報告すること。
5. 大型車両の移動等は既設物の破損等、絶対なきよう誘導員を配備すること。
もし破損等発生した場合は、速やかに報告すること。
6. 構内での喫煙は厳禁である。
7. 吸い殻、空き缶等の投げ捨ては厳禁とする。
8. 車外に出るときは、必要に応じて、安全帽を着用のこと。
9. 緊急時の速やかな車両移動等に対応ができる様に、本許可証に車両管理責任者及び運転者の氏名及び、携帯電話番号を記入すること。
また、本許可証は車外からよく見える場所（運転席側ダッシュボード等）に掲示すること。
10. 本許可証は返却すること。
11. 構外での車両運転は、道路交通法を遵守し、交通災害防止に努めること。
(シートベルト、携帯電話、過積載、速度等)

令和 年 月 日

業者名 _____
責任者 _____

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所 所長 安井 仁司 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

令和7年5月8日付けで公告のありました「[K2025-0031]液処理設備計器類他配線解線工事に係る競争参加資格について確認されたく下記の書類を添えて申請します。
なお、発注説明書の「4 競争参加資格」を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(直近3期分の決算報告書の写し(表紙、内訳書含む)を提出すること)
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は競争参加資格確認申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続の開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 環境省が行う令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の審査において、入札参加資格(工事種別「電気設備工事」、競争参加地域「近畿」を含む)がB等級以上であると認められた者。なお、令和7・8年度に有効な一般競争(指名競争)参加資格審査決定通知書(写し)を当該一般競争入札の競争参加資格確認申請時に併せて提出すること。
- (9) 建設業法第3条第1項の規定による建設業許可のうち、第2項に掲げる別表第一の「建築一式工事」の許可、又は「電気工事」の許可を受けていること。
- (10) 入札説明会(現場説明)に参加した者であること。

以上

[K2025-0031] 液処理設備計器類他配線解線工事

入札(現場)説明会 参加申込書 (FAX送信用紙)

会社名	
参加希望者名	所属 役職
	氏名
	所属 役職
	氏名
	所属 役職
	氏名
担当者連絡先	氏名 : TEL : FAX : e-mail :
開催日	令和7年5月20日(火) 開催時刻は別途連絡
備考	中間貯蔵・環境安全事業(株)大阪PCB処理事業所 受付までお越しく下さい。

提出期限 令和7年5月16日(金) 16時

提出先 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪PCB処理事業所 総務課(担当 網本)

Fax : 06-6468-0576

※Fax送信の後、受信確認の電話(Tel : 06-6468-0575)をお願い致します。